

長野地域合併協議会

第2回会議資料

期 日 平成16年2月12日(木)

会 場 ホテルメトロポリタン長野

第2回長野地域合併協議会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

議案第10号	合併の期日について・・・・・・・・・・・・・・・・	1頁
議案第11号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・	5頁
議案第12号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて・・・・・・・・	13頁
議案第13号	一部事務組合等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	23頁
議案第14号	公共的団体等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	39頁
議案第15号	補助金・交付金等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	73頁
議案第16号	町名・字名の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	93頁
議案第17号	慣行の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	97頁
議案第18号	介護保険事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	101頁
議案第19号	消防団の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	107頁
議案第20号	行政連絡、住民活動関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	115頁
議案第21号	姉妹都市等の国際・国内交流事業の取扱いについて・・・・・・・・	117頁
議案第22号	防災・消防関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	119頁
議案第23号	広報広聴関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	121頁
議案第24号	交通関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	123頁
議案第25号	消費者、勤労者対策関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	125頁
議案第26号	男女共同参画事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	127頁
議案第27号	障害者福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	129頁
議案第28号	児童福祉事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	131頁
議案第29号	人権同和対策関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	133頁
議案第30号	保健衛生事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	135頁
議案第31号	上下水道事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	137頁

4 その他

(1) 長野地域合併協議会ホームページの立ち上げについて・・・・・・・・ 139頁

(2) 今後の予定について

(3) その他

5 閉 会

議案第10号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤 正一

合併の期日

平成17年1月を目標とし、具体的な期日については、別途協議するものとする。

(参考)

合併の期日について考慮した事項 (主なもの)	合併に至るまでの流れ(案)
<p>1 合併特例法に基づく財政支援措置を受けるためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要があること。</p> <p>2 合併協定書の調印から合併までには、右の～の手続きなどに相当の日数を要すること。</p> <p>3 市町村議会での合併議案の議決後、合併準備・移行のための事務処理や条例の改正、人事、事務引継ぎなどに要する期間が必要なこと。</p> <p>4 住民生活への影響を少なくするためには、窓口業務の長期休業日を利用して、電算システムのテストや事務所の移動等を行う必要があること。</p> <p>5 合併後の新市において、新市全体の平成17年度当初予算についての審議ができること。</p> <p>6 合併による町村の決算処理は出納整理期間が設定されないことから、これに伴う事務処理と通常年度の決算処理が輻輳する年度末の合併は避けたほうが良いこと。</p>	<p>長野地域合併協議会の設置 (H15.12)</p>
	<p>長野地域合併協議会での合併協議 (H16.1～H16.5)</p>
	<p>合併協定書の調印 (H16.5)</p>
	<p>1市1町3村の議会(6月定例会)での合併議案の議決 (H16.6)</p>
	<p>県知事への合併の申請 (H16.6)</p>
	<p>県議会(9月定例会)での合併議案の議決 (H16.10)</p>
	<p>知事による合併の決定 (H16.10)</p>
	<p>知事による総務大臣への届出 (H16.10)</p>
	<p>総務大臣の告示 (H16.11)</p>
	<p>合併の施行 (H17.1)</p>

1 合併先進地の状況(平成11年度以降)

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成11年 4月 1日 (木)	篠山市(兵庫県)	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成13年 1月 1日 (月)	新潟市(新潟県)	新潟市、黒埼町	編入
平成13年 1月21日 (日)	西東京市(東京都)	田無市、保谷市	新設
平成13年 4月 1日 (日)	潮来市(茨城県)	潮来町、牛堀町	編入
平成13年 5月 1日 (火)	さいたま市(埼玉県)	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日 (木)	大船渡市(岩手県)	大船渡市、三陸町	編入
平成14年 4月 1日 (月)	さぬき市(香川県)	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	久米島町(沖縄県)	仲里村、具志川村	新設
平成14年11月 1日 (金)	つくば市(茨城県)	つくば市、荳崎町	編入
平成15年 2月 3日 (月)	福山市(広島県)	福山市、内海町、新市町	編入
平成15年 3月 1日 (土)	南部町(山梨県)	南部町、富沢町	新設
	廿日市市(広島県)	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
平成15年 4月 1日 (火)	加美町(宮城県)	中新田町、小野田町、宮崎町	新設
	神流町(群馬県)	万場町、中里村	新設
	南アルプス市(山梨県)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設
	山県市(岐阜県)	高富町、伊自良村、美山町	新設
	静岡市(静岡県)	静岡市、清水市	新設
	呉市(広島県)	呉市、下蒲刈町	編入
	大崎上島町(広島県)	大崎町、東野町、木江町	新設
	東かがわ市(香川県)	引田町、白鳥町、大内町	新設
	新居浜市(愛媛県)	新居浜市、別子山村	編入
	宗像市(福岡県)	宗像市、玄海町	新設
あさぎり町(熊本県)	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設	
平成15年 4月21日 (月)	周南市(山口県)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
平成15年 5月 1日 (木)	瑞穂市(岐阜県)	穂積町、巢南町	新設
平成15年 6月 6日 (金)	野田市(千葉県)	野田市、関宿町	編入
平成15年 7月 7日 (月)	新発田市(新潟県)	新発田市、豊浦町	編入
平成15年 8月20日 (水)	田原市(愛知県)	田原町、赤羽根町	編入
平成15年 9月 1日 (月)	千曲市(長野県)	更埴市、上山田町、戸倉町	新設
平成15年11月15日 (土)	富士河口湖町(山梨県)	河口湖町、勝山村、足和田村	新設
平成15年12月 1日 (月)	いなべ市(三重県)	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	新設
平成16年 2月 1日 (日)	飛騨市(岐阜県)	古川町、河合村、宮川村、神岡町	新設
	本巣市(岐阜県)	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	新設

2 合併目標時期(年月日)を公表している法定合併協議会の状況

平成 16 年 1 月 6 日現在

合併目標時期		協議会数	合併目標時期		協議会数
平成16年	3月 1日 (月)	9	平成16年	12月 1日 (水)	4
	3月中	1		12月中	2
	4月 1日 (木)	12	平成17年	1月 1日 (土)	23
	7月 1日 (木)	1		1月中	11
	8月 1日 (日)	4		2月 1日 (火)	14
	9月 1日 (水)	2		2月中	10
	9月中	2		3月 1日 (火)	25
	10月 1日 (金)	28		3月31日 (木)	20
	10月中	3		3月中	12
	11月 1日 (月)	20	合 計		203

議案第 11 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

(参考)

現況比較

平成15年4月1日現在

1 議員定数

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
上限数	46人	12人	22人	14人	14人
条例定数	42人	10人	16人	16人	12人
現員数	42人	10人	16人	16人	12人

戸隠村議会議員の条例定数は平成15年1月1日以後の最初の一般選挙期日の告示の日から14人とする。

2 任期

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
議員任期	平成15年10月1日 ~ 平成19年9月30日	平成15年5月1日 ~ 平成19年4月30日	平成15年4月28日 ~ 平成19年4月27日	平成13年9月13日 ~ 平成17年9月12日	平成15年5月1日 ~ 平成19年4月30日

3 報酬(月額)

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
議長	746,000円	258,000円	268,000円	256,000円	261,000円
副議長	667,000円	172,000円	198,000円	174,000円	176,000円
常任委員長	—	157,000円	190,000円	162,000円	162,000円
議会運営委員長	—	157,000円	190,000円	162,000円	162,000円
議員	619,000円	152,000円	175,000円	155,000円	157,000円

(参 考)

1 特例措置の適用なし(原則)

合併により、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の議員はすべて失職し、合併後、初めて行われる長野市議会議員の一般選挙(平成19年9月)で合併町村を含めた選挙を行う。

大岡村 10名			
豊野町 16名			
戸隠村 16名			
鬼無里村 12名			
長野市 42名	長野市議会議員のみ 在任(42名)	大岡村、豊野町、戸 隠村及び鬼無里村 を含め、市議会議員 選挙を行う。	
現行	合併	平成19年9月 (一般選挙)	平成23年9月 (一般選挙)

2 定数特例(合併特例法第6条第2項及び第3項)

合併に際して、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区域に選挙区を設けて、増員選挙を行うことができる。

大岡村 10名			
豊野町 16名			
戸隠村 16名			
鬼無里村 12名	大岡村 1名		
	豊野町 1名		
	戸隠村 1名		
	鬼無里村 1名		
長野市 42名	長野市議会議員 42名 (合計46名)		
現行	合併 (増員選挙)	平成19年9月 (一般選挙)	平成23年9月 (一般選挙)

3 定数特例 + 定数特例(合併特例法第6条第2項及び第3項並びに第5項及び第6項)

合併に際して、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区域に選挙区を設けて、増員選挙を行うことができる。
また、合併後、初めて行われる長野市議会議員の一般選挙(平成19年9月)においても、この定数特例を適用することができる。

大岡村 10名			
豊野町 16名			
戸隠村 16名			
	大岡村 1名	大岡村 1名	
	豊野町 1名	豊野町 1名	
	戸隠村 1名	戸隠村 1名	
鬼無里村 12名	鬼無里村 1名	鬼無里村 1名	
長野市 42名	長野市議会議員 42名 (合計46名)	長野市議会議員 42名 (合計46名)	
現行	合併 (増員選挙)	平成19年9月 (一般選挙)	平成23年9月 (一般選挙)

4 在任特例(合併特例法第7条第1項)

合併後、長野市の一般選挙が行われるまでの間、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の議員は長野市議会議員として在任できる。

大岡村 10名	大岡村 10名		
豊野町 16名	豊野町 16名		
戸隠村 16名	戸隠村 16名		
鬼無里村 12名	鬼無里村 12名		
長野市 42名	長野市議会議員 42名(合計96名)		
現行	合併	平成19年9月 (一般選挙)	平成23年9月 (一般選挙)

5 在任特例 + 定数特例(合併特例法第7条第1項及び第3項)

合併後、長野市の一般選挙が行われるまでの間、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の議員は長野市議会議員として在任できる。また、合併後、初めて行われる長野市議会議員の一般選挙(平成19年9月)においても、定数特例を適用することができる。

大岡村 10名	大岡村 10名		
豊野町 16名	豊野町 16名		
戸隠村 16名	戸隠村 16名		
鬼無里村 12名	鬼無里村 12名	大岡村 1名	
		豊野町 1名	
		戸隠村 1名	
		鬼無里村 1名	
長野市 42名	長野市議会議員 42名 (合計96名)	長野市議会議員 42名 (合計46名)	
現行	合併	平成19年9月 (一般選挙)	平成23年9月 (一般選挙)

市町村合併に伴う退職年金の特例(合併特例法第7条の2)

市町村合併の前日において合併関係市町村の議会議員であった者のうち、市町村合併がなかったとしたならば議員に12年在職し退職年金の受給資格を得たであろう在職8年以上の者について、これを12年在職したものとみなしてその者の在職期間に応じた年金額を支給する。

支給割合は下の表のとおり。

在職期間が 8年以上 9年未満の者	150分の30
在職期間が 9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

議会の議員の定数及び任期に関する主な法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(第1号から第8号まで省略)

(9) 人口30万以上50万未満の市 46人

(第10号及び第11号省略)

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 (第1項省略)

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用について

は、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(第1号省略)

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併市町村の議会議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第37号)附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄(左欄)に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の45」とあるのは、同表の下欄(右欄)に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が 8年以上 9年未満の者	150分の30
在職期間が 9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

議案第12号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会は、長野市農業委員会に統合する。
- 2 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定を適用し、大岡村については1人、豊野町については3人、戸隠村及び鬼無里村については合わせて4人の委員が、長野市農業委員会の委員の残任期間、長野市農業委員会の委員として引き続き在任する。
この場合、在任する委員は、それぞれの農業委員会の互選により、選出する。
- 3 合併後、初めて行われる一般選挙から、長野市農業委員会の選挙による委員の定数は40人とし、長野市信更地区の選挙区に大岡村の区域を加えて1選挙区とし、新たに「豊野町」及び「戸隠村・鬼無里村」を区域とする2選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

選挙区		選挙区定数
長野市の区域	長野第1選挙区、長野第2選挙区、篠ノ井選挙区、松代選挙区、若穂選挙区、川中島選挙区、更北選挙区	30人
長野市信更地区及び大岡村の区域	信更・大岡選挙区	3人
豊野町の区域	豊野選挙区	3人
戸隠村及び鬼無里村の区域	戸隠・鬼無里選挙区	4人

(参考)

現況比較

平成15年4月1日現在

1 農業委員会構成

		長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
選挙による委員		36人	10人	15人	15人	10人
選任による委員	農協推薦	2人	1人	1人	1人	1人
	議会推薦	5人	2人	3人	2人	1人
計		43人	13人	19人	18人	12人
部会名	農地部会	18人	-	9人	-	-
	農政部会	15人	-	10人	-	-
	振興部会	11人(うち兼務1)	-	-	-	-

2 任期

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
農業委員任期	平成14年3月2日 ~ 平成17年3月1日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年9月18日 ~ 平成17年9月17日	平成14年10月14日 ~ 平成17年10月13日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日

3 委員報酬(月額)

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
会長	100,000円	26,700円	46,500円	32,000円	30,800円
選任による会長	67,500円	-	-	-	-
会長代理	79,000円	19,800円	23,900円	23,800円	21,400円
選任による会長代理	65,500円	-	-	-	-
部会長	74,500円	-	22,200円	-	-
選任による部会長	61,500円	-	-	-	-
部会長代理	69,000円	-	-	-	-
選任による部会長代理	53,000円	-	-	-	-
委員	63,000円	18,000円	20,700円	20,000円	20,600円
選任による委員	48,500円	-	-	-	-

4 選挙区等の状況

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
選挙区	8	1	1	1	1
市町村の面積	40,435ha	4,586ha	1,990ha	13,276ha	13,499ha
農地面積	4,783ha	173ha	586ha	395ha	115ha
農家数	11,291戸	399戸	860戸	810戸	525戸

(参考)

1 農業委員会設置の原則

農業委員会は、1市町村に1農業委員会が原則

(地方自治法第180条の5第3項第1号及び農業委員会等に関する法律第3条第1項)

2 農業委員会設置の特例

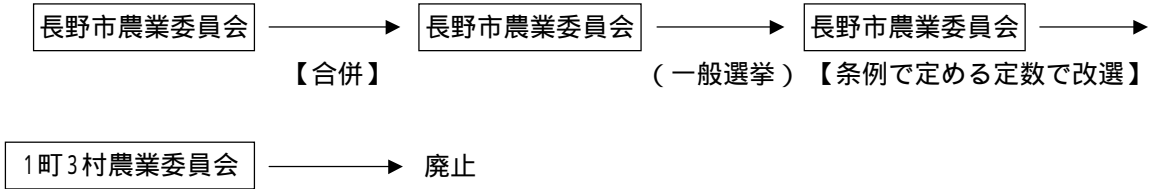
区域が著しく大きい市町村(区域面積24,000haを超える)又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村(農地面積7,000haを超える)にあつては、当該市町村の区域を、2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。(農業委員会等に関する法律第3条第2項及び同施行令第1条の3)

3 編入合併に伴う農業委員会の取扱い

区 分	選 挙 に よ る 委 員			選任による委員	設置の要件	根拠法令			
	説明	選出方法等	定 数				任 期		
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	(1)	編入する長野市の委員は在任。編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は身分を失う。	編入する長野市の従前の定数(36)		編入する長野市の委員は在任。編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は身分を失う。	農委法第3条第1項		
	在任特例	(2)	編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は在任。ただし、右記の定数を超えるときは、1町3村の選挙による委員全員で互選	編入する長野市の従前の定数(36)+協議により40を超えない範囲で定めた数	編入する長野市前員の任期	編入する長野市の委員は在任。編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は身分を失う。	合併特例法第8条第1項第2号及び第2項		
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域に委員を置く場合	原則	(3)	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3 年	新たに選任	新市の面積24,000ha又は、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項、農委法令第1条の3、第2条の2
		在任特例	(4)	編入する長野市並びに編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は在任。ただし、右記の定数を超えるときは、それぞれの農業委員会ごとに選挙による委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市の面積24,000ha又は、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項
	従前の区域と委員を置く場合	特例	(5)	従前の大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は、それぞれ長野市の委員となって在任	従前の定数	従前の各委員の任期	従前の大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の委員は、それぞれ長野市の委員となって在任	新市の面積24,000ha又は、農地面積7,000haを超えること	農委法第3条第2項、農委法第34条第2項

(1) 合併後、1つの農業委員会を置く場合(原則)

編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会は廃止され(選挙による委員、選任による委員はともに身分を失う。)、編入する長野市の1つの農業委員会となる(編入する長野市の農業委員会は、そのまま存続し、農業委員の身分は選挙による委員、選任による委員ともに変動しない。)

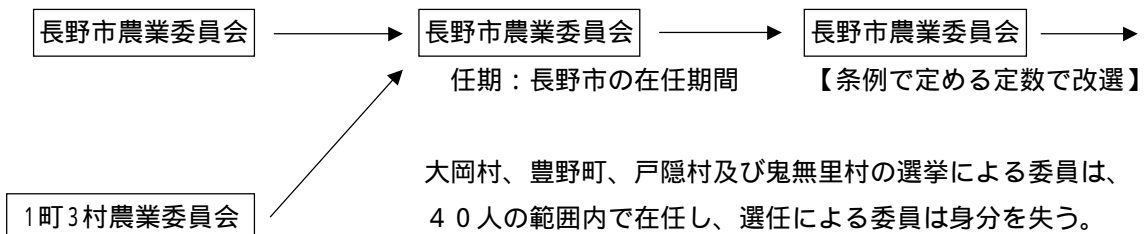


(2) 合併後、1つの農業委員会を置く場合(在任特例)

合併の際、1町3村の農業委員会の選挙による委員であって、合併後の長野市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの(編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の選挙による委員は、1市1町3村の協議により40人以内の範囲で定めた数の者に限り、編入する長野市の農業委員会の選挙による委員の残任期間、引き続き合併後の長野市の委員として在任することができる。

なお、40人を超える場合は、1町3村の選挙による委員の互選により、合併後の長野市の選挙による委員として在任する者を選出する。また、編入する長野市の農業委員会の選任による委員は、引き続き在任するが、編入される大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業委員会の選任による委員は身分を失う。

(市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号、第2項)

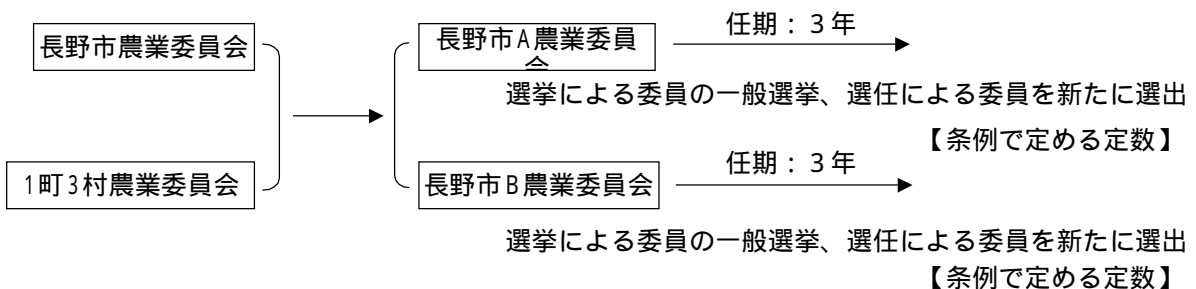


(3) 合併後、2以上の農業委員会を置く場合(原則)

合併後の長野市の面積が、24,000haを超えるため、長野市の区域を2以上に分けてその区域ごとに農業委員会を設置することができる。この場合、合併の日から50日以内に、その農業委員会ごとに選挙による委員の一般選挙を行う。選任による委員について、各委員会ごとに速やかに選任する。

(農業委員会等に関する法律第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項)

(農業委員会等に関する法律施行令第1条の3、第2条の2)

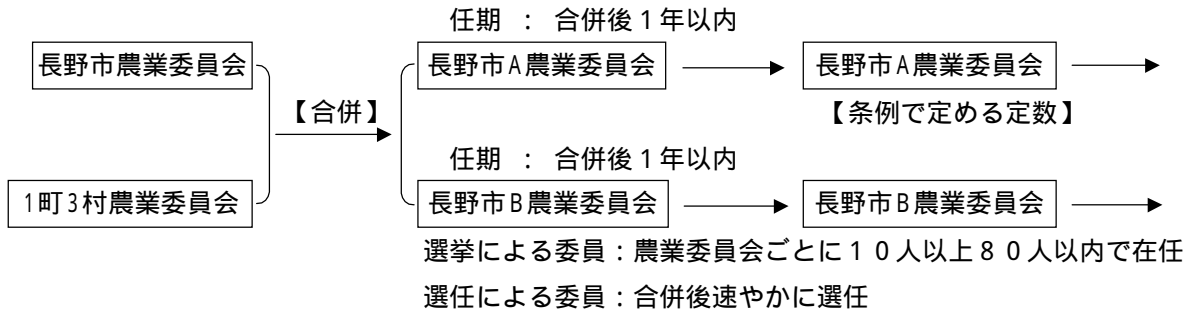


(4) 合併後、2以上の農業委員会を置く場合（在任特例）

合併後、2以上の農業委員会を置く場合においても、各農業委員会ごとの選挙による委員の任期に関する在任特例がある。この場合、編入合併であっても、新たに設置された合併市町村（新設合併）とみなされ、協議により10人以上80人以内の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で定めた期間について、引き続き当該農業委員会の選挙による委員として在任することができる。

（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

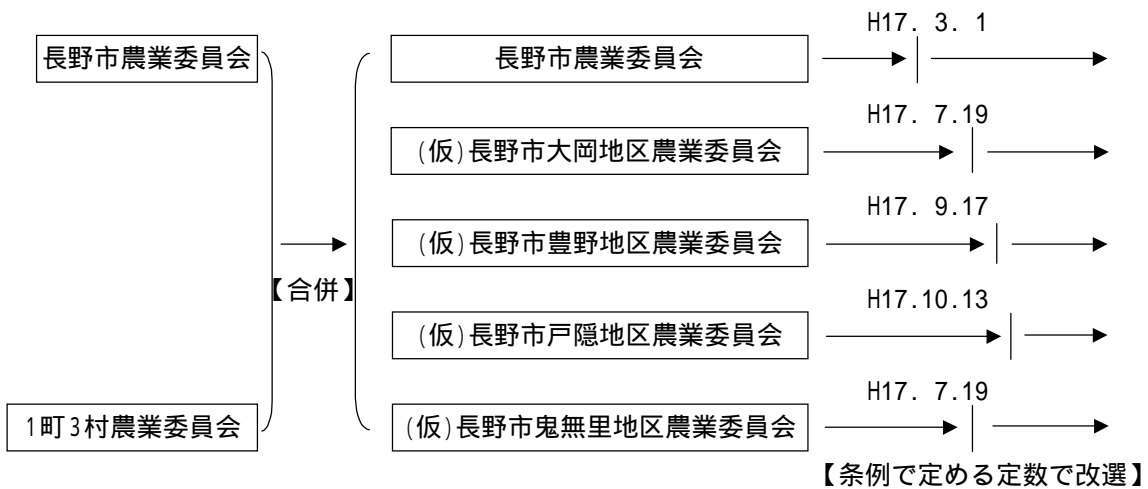
（市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項）



(5) 合併後、従前の区域ごとに農業委員会を置く場合

合併後の長野市の面積が、24,000haを超えるため、長野市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村に設置された農業委員会の区域をその区域とする場合、その農業委員会は長野市の農業委員会となってそのまま存続することができる。

（農業委員会等に関する法律第3条第2項、第34条第2項）



農業委員会に関する主な法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会及び委員の設置）

第180条の5 執行機関としては法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

（1）教育委員会

（2）選挙管理委員会

（3）人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（4）監査委員会

（第2項省略）

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

（1）農業委員会

（2）固定資産評価審査委員会

（第4項から第8項省略）

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令の定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内
(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区	分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては30アール）以上の農地について耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区分を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

議案第13号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

一部事務組合等の取扱い

- 1 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村が加入している一部事務組合等については、長野市として引き続き加入する。
- 2 大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。
ただし、北信保健衛生施設組合及び更級郡大岡村外1町中牧財産区組合については、長野市として新たに加入する。
- 3 戸隠村と鬼無里村が加入している裾花衛生センター組合は合併の前日をもって解散し、裾花衛生センター組合の財産は長野市が引き継ぐ。
- 4 豊野町土地開発公社については、所有する財産を長野市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。

(参考)

1 主な一部事務組合等

長野広域連合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>長野市・須坂市・千曲市・大岡村・坂城町・小布施町・高山村・信州新町・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・戸隠村・鬼無里村・小川村・中条村</p>	加入	加入	加入	加入	加入	<p>大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。</p> <p>大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の債権は長野市に引き継ぐ。</p>
<p>【事務の内容】</p> <p>1 ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づき事業の実施に必要な連絡調整に関する事務</p> <p>2 ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うとされた事業の実施に関する事務</p> <p>3 養護老人ホ - ムの設置、管理及び運営に関する事務(「松寿荘」及び「はにしな寮」に限る。)</p> <p>4 特別養護老人ホ - ムの設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>5 デイサ - ビスセンタ - 管理及び運営に関する事務(広域連合設置の老人ホ - ムに併設するものに限る。)</p> <p>6 在宅介護支援センタ - の管理及び運営に関する事務(広域連合設置の老人ホ - ムに併設するものに限る。)</p> <p>7 旧長野広域病院(現厚生連長野松代総合病院内)建設に係る組合債の償還に関する事務</p> <p>8 老人ホ - ム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務</p> <p>9 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務</p> <p>10 ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する事務(既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。)</p> <p>11 職員の共同研修に関する事務</p> <p>12 広域的な課題の調査研究に関する事務</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市箱清水1丁目3 - 8</p>	<p>459,280 千円</p>	<p>6,080 千円</p>	<p>22,240 千円</p>	<p>17,200 千円</p>	<p>13,600 千円</p>	

北信保健衛生施設組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>中野市・山ノ内町・豊田村・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・小布施町</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 ごみ処理施設の設置及び管理並びに廃棄物(ふん尿を除く。)の処分に関する事務(信濃町に係る事務を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北信保健衛生施設組合東山クリーンセンター ・ 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター <p>2 し尿処理施設の設置及び管理並びにし尿処理の処分に関する事務(信濃町、牟礼村、三水村及び小布施町に係る事務を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北信保健衛生施設組合豊田衛生センター <p>3 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条に規定する火葬場の設置及び管理に関する事務(小布施町に係る事務を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北信保健衛生施設組合斎場 <p>【事務所の位置】</p> <p style="text-align: center;">中野市南宮1番11号</p>			加入			豊野町は、合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として新たに加入する。

犀峽衛生施設組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 信州新町・長野市(信更及び七二会地区に限る)・大岡村・八坂村</p> <p>【事務の内容】 1 火葬場施設の設置及び経営に関する事務 ・ 犀峽斎場 2 ごみ処理施設(長野市を除く)、し尿処理施設の設置及び経営に関する事務 ・ 犀峽清掃センター ・ 犀峽衛生センター</p> <p>【事務所の位置】 信州新町大字新町1000番地の1(信州新町役場内)</p>	加入	加入				大岡村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。
裾花衛生センター組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 戸隠村・鬼無里村</p> <p>【事務の内容】 1 火葬場の設置及び経営に関する事務 ・ 裾花火葬場 2 し尿処理施設の設置及び経営に関する事務 ・ 裾花衛生センター</p> <p>【事務所の位置】 戸隠村大字豊岡1554番地(戸隠村役場内)</p>				加入	加入	裾花衛生センター組合は、合併の前日をもって解散し、裾花衛生センター組合の財産は長野市が引き継ぐ。

千曲衛生施設組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 長野市(篠ノ井、松代及び川中島地区に限る)・千曲市・坂城町</p> <p>【事務の内容】 1 千曲衛生センターの施設経営に関する一切の事務 2 汚泥の処理、し尿処理場の設置及び経営に関する事務</p> <p>【事務所の位置】 千曲市大字屋代字中島3119</p>	加入					現行のとおりとする。
須高行政事務組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 須坂市・長野市(若穂地区に限る)・小布施町・高山村</p> <p>【事務の内容】 1 汚泥の処理、し尿処理場の設置及び経営に関する事務 2 火葬場の設置及び経営に関する事務(長野市を除く。) 3 ごみ焼却場の設置及び経営に関する事務(長野市、小布施町を除く。) 4 休日夜間診療所の設置及び経営に関する事務(長野市を除く。) 5 総合プールの設置及び経営に関する事務(長野市を除く。)</p> <p>【事務所の位置】 須坂市大字小山字布田2104-36</p>	加入					現行のとおりとする。

長野県町村総合事務組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>長野県内の全町村及び長野県内の町村の一部事務組合</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 職員の退職手当の支給に関する事務</p> <p>2 地方公務員災害補償法の規定による非常勤職員の公務災害及び通勤災害の補償に関する事務</p> <p>3 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害の補償に関する事務</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市西長野加茂北143 - 8(長野県自治会館内)</p>		加入	加入	加入	加入	大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退する。
更水公平委員会組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>信州新町・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・戸隠村・鬼無里村・小川村・中条村・大岡村・飯綱行政組合・北部衛生施設組合・犀峽衛生施設組合・裾花衛生センター組合・西部衛生施設組合・長野地区農業共済事務組合</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 地方公務員法第8条第2項に掲げる公平委員会の事務</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市大字南長野南泉町686 - 1(長野合同庁舎内)</p>		加入	加入	加入	加入	大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退する。

長野県市町村自治振興組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>長野県内の全市町村</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 長野県自治会館の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>2 長野県市町村行政情報センターの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市西長野加茂北143 - 8 (長野県自治会館内)</p>	加入	加入	加入	加入	加入	大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。
北信地域町村交通災害共済事務組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>小布施町・高山村・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・大岡村・信州新町・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・戸隠村・鬼無里村・小川村・中条村・豊田村・栄村</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 交通災害共済の加入に関すること。</p> <p>2 災害見舞金に関すること。</p> <p>3 広報業務に関すること。</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市西長野加茂北143 - 8 (長野県自治会館内)</p>		加入	加入	加入	加入	大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退する。

長野地区農業共済事務組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>長野市・須坂市・大岡村・小布施町・高山村・信州新町・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・戸隠村・鬼無里村・小川村・中条村</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 関係市町村における農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する事務(農作物・家畜・果樹・畑作物・園芸施設)</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>長野市箱清水1丁目3-8</p>	加入	加入	加入	加入	加入	大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。
戸隠村外1市1ヶ村林野組合	現 況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】</p> <p>戸隠村 上祖山、下祖山区 長野市 坪根、倉並、五十平、古間、平出、橋詰上 瀬脇、岩草区 中条村 旧念仏寺(第5区、第6区)区</p> <p>【事務の内容】</p> <p>1 山林の共同管理に関すること。</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>戸隠村大字豊岡1554番地(戸隠村役場内)</p>	加入			加入		戸隠村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。

長水部分林組合	現況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 長野市・信州新町・豊野町・信濃町・牟礼村・三水村・戸隠村・鬼無里村・小川村・中条村</p> <p>【事務の内容】 1 財産形成を目的に分収林契約し、林業の経営に関する一切の事務</p> <p>【事務所の位置】 戸隠村大字豊岡1554番地(戸隠村役場内)</p>	加入		加入	加入	加入	豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として引き続き加入する。
更級郡大岡村外1町中牧財産区組合	現況					調整方針
	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村	
<p>【構成市町村】 大岡村・信州新町</p> <p>【事務の内容】 1 大岡村中牧財産区及び信州新町中牧財産区の財産の管理、処分に関する事務</p> <p>【財産の保有状況】 1 土地・建物 所有地 2,837,700㎡(貸付地、山林,分収林) 貸付地は、南長野ゴルフ場用地への貸付地。分収林契約先は、長野県・長野県造林公社。</p> <p>2 出資金 長野県林業センター 100,000円 長野森林組合 238,000円</p> <p>3 基金(平成14年度) 1,849,000円</p> <p>【事務所の位置】 大岡村乙287番地(大岡村役場内)</p>		加入				大岡村は合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市として新たに加入する。

2 公社・第3セクター等

現 況 比 較					調 整 方 針																																					
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村																																						
<p>長野市土地開発公社</p> <p>1 設立年月日 昭和48年3月1日</p> <p>2 役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 1名(助役) ・専務理事 1名(都市整備部次長) ・理事 11名(収入役、公営企業管理者 他) ・監事 2名(税理士、水道局料金課長) <p>3 職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専務理事兼事務局長 1名 ・課長 2名 ・庶務担当 1名 ・財務担当 3名 ・用地担当 8名 ・管理開発担当 4名 (内長野市兼務職員 3名) <p>4 土地保有状況(平成14年度決算)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">(平成15年3月31日)</th> </tr> <tr> <th>面積(m²)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公有用地</td> <td>76,034.27</td> <td>15,340,010</td> </tr> <tr> <td>完成土地</td> <td>7,277.07</td> <td>829,071</td> </tr> <tr> <td>未成土地</td> <td>32,301.65</td> <td>593,649</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>115,612.99</td> <td>16,762,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 財政状況(平成14年度決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動資産計 17,544,775千円 固定資産計 4,821千円 資産合計 17,549,596千円 流動負債計 14,699,889千円 固定負債計 284,349千円 基本金 4,500千円 準備金 2,560,858千円 負債資本合計 17,549,596千円 	区 分	(平成15年3月31日)		面積(m ²)	金額(千円)	公有用地	76,034.27	15,340,010	完成土地	7,277.07	829,071	未成土地	32,301.65	593,649	合 計	115,612.99	16,762,730	該当なし	<p>豊野町土地開発公社</p> <p>1 設立年月日 昭和48年4月9日</p> <p>2 役員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 1名(町長) ・副理事長 1名(民間) ・常務理事 1名(助役) ・理事 6名(収入役、町議会議員 他) ・監事 2名(町監査委員) <p>3 職員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 1名(建設水道課長) ・係長 1名(建設係長兼務) ・庶務担当 3名(建設係兼務) <p>4 土地保有状況(平成14年度決算)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">(平成15年3月31日)</th> </tr> <tr> <th>面積(m²)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公有用地</td> <td>7,130.54</td> <td>439,058</td> </tr> <tr> <td>完成土地</td> <td>25,718.71</td> <td>935,036</td> </tr> <tr> <td>未成土地</td> <td>90,224.34</td> <td>2,139,355</td> </tr> <tr> <td>代替用地</td> <td>6,895.36</td> <td>244,791</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>129,968.95</td> <td>3,758,240</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 財政状況 (平成14年度決算に基づく再評価見直し後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動資産計 2,821,886千円 固定資産計 479千円 資産合計 2,822,365千円 流動負債計 3,576,080千円 固定負債計 0千円 資本金 3,000千円 欠損金 756,715千円 負債資本合計 2,822,365千円 	区 分	(平成15年3月31日)		面積(m ²)	金額(千円)	公有用地	7,130.54	439,058	完成土地	25,718.71	935,036	未成土地	90,224.34	2,139,355	代替用地	6,895.36	244,791	合 計	129,968.95	3,758,240	該当なし	該当なし	<p>豊野町土地開発公社については、所有する財産を長野市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。</p>
区 分		(平成15年3月31日)																																								
	面積(m ²)	金額(千円)																																								
公有用地	76,034.27	15,340,010																																								
完成土地	7,277.07	829,071																																								
未成土地	32,301.65	593,649																																								
合 計	115,612.99	16,762,730																																								
区 分	(平成15年3月31日)																																									
	面積(m ²)	金額(千円)																																								
公有用地	7,130.54	439,058																																								
完成土地	25,718.71	935,036																																								
未成土地	90,224.34	2,139,355																																								
代替用地	6,895.36	244,791																																								
合 計	129,968.95	3,758,240																																								

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
社団法人 長野市開発公社 1 設 立 昭和41年3月23日 2 事 業 (1)地域開発のための調査及び実施計画の樹立 (2)霊園の造成、分譲及び管理 (3)地域住民のための保健、レクリエーション、休養等の施設の建設及び運営 (4)住宅用地等の取得、造成、分譲及び斡旋 (5)公共的施設の受託運営 (6)その他公社の目的を達成するに必要な事業 3 出資金 内 訳 総額 95,200,000円 長野市 52,000,000円 54.62% 川中島バス(株) 15,000,000円 15.76% 長野県観光開発公社 10,000,000円 10.50% 信越放送(株) 10,000,000円 10.50% 長野電鉄(株) 5,000,000円 5.25% 篠ノ井商工会議所 1,100,000円 1.16% 戸隠村 1,000,000円 1.05% (株)八十二銀行 1,000,000円 1.05% (長野国際観光(株)) 100,000円 0.11%	該当なし	該当なし	社団法人 長野市開発公社 1 設 立 昭和41年3月23日 2 事 業 (1)地域開発のための調査及び実施計画の樹立 (2)霊園の造成、分譲及び管理 (3)地域住民のための保健、レクリエーション、休養等の施設の建設及び運営 (4)住宅用地等の取得、造成、分譲及び斡旋 (5)公共的施設の受託運営 (6)その他公社の目的を達成するに必要な事業 3 出資金 内 訳 総額 95,200,000円 長野市 52,000,000円 54.62% 川中島バス(株) 15,000,000円 15.76% 長野県観光開発公社 10,000,000円 10.50% 信越放送(株) 10,000,000円 10.50% 長野電鉄(株) 5,000,000円 5.25% 篠ノ井商工会議所 1,100,000円 1.16% 戸隠村 1,000,000円 1.05% (株)八十二銀行 1,000,000円 1.05% (長野国際観光(株)) 100,000円 0.11%	該当なし	戸隠村は合併の前日をもって脱退し、戸隠村の債権は長野市に引き継ぐ。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
財団法人 長野市保健医療公社	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
1 設立年月日 平成3年4月12日 2 事務所の位置 長野市大字富竹1333番地1 3 基本財産 総額 3億円 内訳 長野市 260,000千円 長野市医師会 15,000千円 銀行団 25,000千円 4 事 業 (1) 医療スタッフその他の医療関係者の研修及び研究事業 (2) 地域保健医療等の情報収集及び研究事業 (3) 在宅寝たきり老人、心身障害児、心身障害者等の在宅ケア事業 (4) 長野市民病院の管理運営事業等					

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
財団法人 長野市都市緑化基金 1 事務所の位置 長野市大字鶴賀緑町1613 (長野市公園緑地課内) 2 事業内容 基本財産の造成、管理及び運用 緑化推進事業 フラワーボックス無料貸出・生垣奨励補 助・緑化推進団体助成 都市緑化事業 ・長野市緑花まつりの共催 ・花鉢コンクールの実施、緑の写真 コンテストの実施 普及啓発事業 ・機関紙「しなのき」の発行・緑の標語シ ンボルマークの配布 3 出資金 基本財産 403,370,719円 内市出資 328,400,000円 (出資率81.41%)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
株式会社 エムウェーブ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
1 設立年月日 平成10年6月1日					
2 事務所の位置 長野市大字北長池195番地					
3 事業の概要 ・ 長野市オリンピック記念アリーナ「エムウェーブ」の受託運営事業 ・ スケートリンクの経営 ・ スポーツ施設の経営 ・ 興行場の経営及び芸能、スポーツに関する興行 ・ 飲食店の経営 ・ 広告業 ・ 飲食料品、観光用みやげ物、スポーツ用品、日用雑貨、酒類、タバコの小売業 ・ 駐車場業及び不動産賃貸業 ・ スポーツ大会、音楽コンサート、映画、演劇等各種催物の入場券の販売並びにこれに関する情報の提供サービス ・ 損害保険代理業 ・ 遊技場、遊戯場及び遊園地の経営 ・ 公園及び庭園等の管理業務					
4 資本金 (単位:千円)					
資本金	うち長野市 出資額	長野市出資 比率(%)			
300,000	150,000	50			

(参考)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第3編 特別地方公共団体

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ広域的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4～6 省略

(一部事務組合において共同処理しようとする事務)

第285条 市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを妨げるものではない。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣、その他のものにあつては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く第285条の一部事務組合にあつては、理事)その他の職員は、第92条第2項、第141条第2項及び第196条第3項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、合併後の長野市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整する。

1 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

ただし、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

2 長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

(参考)

主な公共の団体等

		現 況 比 較			調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長水防犯協会連合会</p> <p>1 設置の目的 ・犯罪のない明るい社会をつくることを理想として防犯思想を昂揚することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯対策の調査研究 ・防犯宣伝 ・防犯施設の拡充強化 ・犯罪の予防、犯罪の検挙並びに防犯活動の協力援助 ・青少年の不良化防止対策および調査研究 ・防犯功績者の表彰 ・その他本会の目的達成のため必要と認められる事項</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 長野市長 ・副会長 3名 (更水町村会長、長野市区長会副会長、長野市第三地区防犯協会長) ・理事 若干名 ・幹事 6名 (長野市総務部長、同庶務課長、同課長補佐、更水町村会事務局長、長野中央警察署生活安全課長、同課長代理) ・監事 2名 ・構成団体数 50団体 (長野中央警察署管内の各市町村防犯団体の代表者及び各防犯団体の代表者) ・事務局 1名 ・事務局組織 長野中央警察署生活安全課</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町防犯協会</p> <p>1 設置の目的 犯罪のない明るく住みよい地域をつくるために防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯に関する懇談会、座談会、映画会等の開催 ・防犯診断等の防犯指導啓発 ・防犯施設の拡充整備 ・優良防犯器具等の普及斡旋 ・少年不良化防止 ・防犯広報資料の作成、配布、回覧、掲示等 ・関係団体への協力参加 ・防犯功績者の表彰 ・その他本会の目的達成のため必要と認める事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 12名 ・幹事 2名 ・事務局長 1名 ・書記 2名</p> <p>4 事務局 町総務課</p>	<p>戸隠村防犯協会</p> <p>1 設置の目的 防犯意識を高揚し、犯罪のない明るく住みよい地域をつくるために防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・各支部及び上部機関との連絡協調 ・防犯に関する懇談会の開催 ・防犯診断等の指導啓蒙 ・防犯施設の拡充整備 ・優良防犯器具等の普及斡旋 ・青少年の不良化防止 ・防犯広報資料の作成、配布 ・表彰に関すること。 ・防犯指導員の研修 ・その他本会の目的達成のため必要と認める事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・監事 2名 ・会計 1名 ・理事 24名 ・常任委員 33名 ・幹事 2名</p> <p>4 事務局 村総務課</p>	<p>鬼無里村防犯協会</p> <p>1 設置の目的 犯罪のない明るく住みよい地域をつくるために防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯に関する懇談会、座談会、映画会等の開催 ・防犯診断等の防犯指導啓発 ・防犯施設の拡充整備 ・優良防犯器具等の普及斡旋 ・少年不良化防止 ・防犯広報資料の作成、配布、回覧、掲示等 ・関係団体への協力参加 ・防犯功績者の表彰 ・その他本会の目的達成のため必要と認める事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 12名 ・幹事 2名 ・事務局長 1名 ・書記 2名</p> <p>4 事務局 村総務課</p>	<p>豊野町防犯協会、戸隠村防犯協会及び鬼無里村防犯協会は、長水防犯協会連合会の会員として継続する。</p>
<p>長野南防犯協会連合会</p> <p>1 設置の目的 犯罪のない社会をつくることを理念とし、会員が協力一致して防犯思想を高め、自主的な活動により、防犯事業の伸長を図り、明るい社会の建設に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯・防火思想の普及・啓発 ・防犯対策についての調査研究 ・犯罪の予防・検挙についての研究 ・青少年の健全育成及び非行防止活動 ・防犯施設の拡充強化 ・防犯功績者等の表彰 ・関係機関との連絡連携 ・その他本会の目的を達成するための必要な事項</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長1名、副会長2名、顧問若干名、参与若干名 ・理事若干名、監事若干名、幹事若干名、書記1名 ・会員団体数 21団体 ・事務局 1名</p> <p>4 事務局組織 長野南警察署生活安全課</p>	<p>大岡村防犯協会</p> <p>1 設置の目的 犯罪のない明るく住みよい地域をつくるために防犯活動を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯に関する懇談会、座談会、映画会等の開催 ・防犯診断等の防犯指導啓発 ・防犯施設の拡充整備 ・優良防犯器具等の普及斡旋 ・少年不良化防止 ・防犯広報資料の作成、配布、回覧、掲示等 ・関係団体への協力参加 ・防犯功績者の表彰 ・その他本会の目的達成のため必要と認める事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・幹事 2名 ・書記 1名</p> <p>4 事務局 村総務課</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>大岡村防犯協会は、長野南防犯協会連合会の会員として継続する。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>松代町防犯協会</p> <p>1 設置の目的 住民相互の連絡協調により、犯罪防止の実を 挙げることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・防犯思想の普及徹底 ・防犯対策についての調査研究 ・犯罪活動の企画及び実施 ・防犯活動の指導育成 ・防犯施設の拡充強化 ・青少年の不良化防止 ・警察その他関係機関との連絡協力 ・防犯功績者の表彰 ・その他防犯上必要と認める事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 若干名 ・監事 2名 ・会員 松代町住民</p> <p>4 事務局 3名 3名</p> <p>5 事務局組織 長野市松代支所</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市日中友好協会</p> <p>1 活動目的 日本と中国の相互理解と友好を深め、アジア と世界の平和と繁栄に貢献する。(1979年設立)</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 8名 ・理事長 1名 ・常任理事 29名 ・理事 23名 ・事務局 1名 ・事務局次長 1名 ・監事 2名</p> <p>3 会員数 347人</p> <p>4 事務局 長野県日中友好協会内</p>	該当なし	<p>豊野町日中友好協会</p> <p>1 活動目的 日本と中国の相互理解と友好を深め、アジア と世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名(豊野町長) ・副会長 3名 ・理事長 1名 ・副理事長 1名(事務局長兼務) ・理事 9名 ・監事 2名</p> <p>3 会員数 81名</p> <p>4 事務局 町総務課</p>	該当なし	該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野交通安全協会</p> <p>1 会員 長野中央警察署管内の居住者及び事業者並びにその従事者で会の趣旨に賛同する者</p> <p>2 会員数 約115,000名</p> <p>3 事務局 長野交通安全協会</p> <p>長野南交通安全協会</p> <p>1 会員 ・正会員 運転免許会員、世帯副会員 ・特別会員 会の趣旨に賛同し、理事会で承認したもの</p> <p>2 会員数 約46,000名</p> <p>3 事務局 長野南交通安全協会</p> <p>松代交通安全協会</p> <p>1 会員 長野市松代町の交通関係者・自動車等所有者及び自動車運転免許所持者等のほか、会の趣旨に賛同する者</p> <p>2 会員数 約8,200名</p> <p>3 事務局 松代交通安全協会</p>	<p>長野南交通安全協会大岡分会</p> <p>1 会員 大岡村内の事業所及び居住者</p> <p>2 会員数 全戸 (会費300円/戸)</p> <p>3 事務局 村総務課</p>	<p>豊野町交通安全協会 (長野交通安全協会豊野支部)</p> <p>1 会員 豊野町に在住する車両等の所有者及び交通安全に関係ある者</p> <p>2 会員数 1,400名 (会費300円/名)</p> <p>3 事務局 町総務課</p>	<p>戸隠村交通安全協会 (長野交通安全協会戸隠支部)</p> <p>1 会員 戸隠村に在住する車両等の所有者及び交通安全に関係ある者</p> <p>2 会員数 2,665名 (会費200円/名)</p> <p>3 事務局 村総務課</p>	<p>鬼無里村交通安全協会 (長野交通安全協会鬼無里支部)</p> <p>1 会員 鬼無里村に在住する車両等の所有者及び交通安全に関係ある者</p> <p>2 会員数 1,160名 (会費300円/名)</p> <p>3 事務局 村総務課</p>	<p>長野南交通安全協会大岡分会は現行のとおりとし、豊野町、戸隠村及び鬼無里村交通安全協会は、長野交通安全協会支部として継続する。</p>
<p>長野市くらしの会連絡協議会 長野市くらしを考える会</p> <p>1 目的 消費生活に必要な知識を習得するとともに、健康で豊かな生活を築き、相互の連絡協力により地域の消費生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 活動内容 ・消費生活に関する知識の習得・普及 ・消費生活に関する資料の収集・調査 ・消費生活に関する各種事業協力</p> <p>3 組織 (1)長野市くらしの会連絡協議会 ・会長 1名 ・監査委員 1名 ・副会長 1名 ・構成員 80名 ・会計 1名 (2)長野市くらしを考える会 ・会長 1名 ・幹事 若干名 ・副会長 3名 ・構成員 81名 (うち1名は会計兼務)</p> <p>4 事務局 市民課消費生活センター</p>	<p>大岡村消費者の会</p> <p>1 目的 消費生活に関する知識の普及及び各種実践活動を通じ、消費者自体の確立を目指し、大岡村の消費生活の改善向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業 ・消費生活に関する講習会、研究会及び見学等の開催 ・消費生活に関する情報交換並びに啓発資料の作成配布 ・地域における消費者活動の啓蒙普及 ・その他、この会の目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・会員数 33名</p> <p>4 事務局 村総務課</p>	<p>豊野町消費者の会</p> <p>1 目的 消費生活に関する知識の普及及び各種実践活動を通じ、消費者自体の確立を目指し、豊野町の消費生活の改善向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業 ・消費生活に関する講習会、研究会及び見学等の開催 ・消費生活に関する情報交換並びに啓発資料の作成配布 ・地域における消費者活動の啓蒙普及 ・リサイクルバザーの開催 ・その他、この会の目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 (会計、記録各1名) ・監事 2名 ・会員数 52名 (対象は全町民)</p> <p>4 事務局 町税務住民課</p>	<p>戸隠村消費生活推進の会</p> <p>1 目的 消費生活に関する知識の普及及び各種実践活動を通じ、消費者自体の確立を目指し、戸隠村の消費生活の改善向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業 ・消費生活に関する講習会、研究会及び見学等の開催 ・消費生活に関する情報交換並びに啓発資料の作成配布 ・地域における消費者活動の啓蒙普及 ・リサイクルバザーの開催 ・その他、この会の目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・会員数 27名</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>鬼無里村くらしの会</p> <p>1 目的 消費生活に関する知識の普及及び各種実践活動を通じ、消費者自体の確立を目指し、鬼無里村の消費生活の改善向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業 ・消費生活に関する講習会、研究会及び見学等の開催 ・消費生活に関する情報交換並びに啓発資料の作成配布 ・地域における消費者活動の啓蒙普及 ・リサイクルバザーの開催 ・その他、この会の目的達成に必要な事業 (モニター協力)</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 37名</p> <p>5 事務局 村総務課</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市女性団体連絡会</p> <p>1 設置の目的 市内の各種女性団体相互の連携を深め、女性の地位の向上を図り、明るい地域づくりに寄与する。</p> <p>2 事業内容 ・女性団体相互の連携に関すること。 ・女性の地位や意識の向上に関すること。 ・明るい地域づくりに関すること。 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織（加入団体29団体） ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計監事 2名 ・理事 1名（各団体から） ・評議員 1名（各団体から）</p> <p>4 事務局 市男女共同参画課</p>	<p>大岡村女性団体連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 大岡村の各種女性団体相互の連絡交流を図り、女性の地位向上、明るい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・女性団体相互の連絡交流と共通事業の実施 ・女性地位向上に関すること。 ・明るい地域づくりに関すること。 ・その他目的達成に必要と認めた事業</p> <p>3 組織（加入団体9団体） ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>豊野町女性団体連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 豊野町の各種女性団体相互の連絡交流を図り、女性の地位向上、明るい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・女性団体相互の連絡交流と共通事業の実施 ・女性地位向上に関すること。 ・明るい地域づくりに関すること。 ・その他目的達成に必要と認めた事業</p> <p>3 組織（加入団体10団体） ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 町公民館</p>	<p>戸隠村女性団体連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 戸隠村の各種女性団体相互の連絡交流を図り、女性の地位向上、明るい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・女性団体相互の連絡交流と共通事業の実施 ・女性地位向上に関すること。 ・明るい地域づくりに関すること。 ・その他目的達成に必要と認めた事業</p> <p>3 組織（加入団体15団体） ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・理事 1名（各団体から）</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>鬼無里村女性団体連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 村内の各種女性団体相互の連絡交流を図り、女性の地位向上、明るい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・女性団体相互の連絡交流と共通事業の実施 ・女性地位向上に関すること。 ・明るい地域づくりに関すること。 ・その他目的達成に必要と認めた事業</p> <p>3 組織（加入団体16団体） ・会長 1名 ・副会長 4名 ・会計 1名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村公民館</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市赤十字奉仕団</p> <p>1 概要 長野市赤十字奉仕団は、市町村単位に組織された赤十字社組織に位置づく奉仕団で、災害救護活動等をはじめ、社会福祉に関する様々な奉仕活動を行っている。</p> <p>2 組織（平成15年4月1日現在） ・委員長 1名 ・副委員長 3名 ・監事 2名</p> <p>3 団員数 6,624名</p> <p>4 事務局 市社会福祉協議会</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町赤十字奉仕団</p> <p>1 概要 豊野町赤十字奉仕団は、市町村単位に組織された赤十字社組織に位置づく奉仕団で、災害救護活動等をはじめ、社会福祉に関する様々な奉仕活動を行っている。</p> <p>2 組織（平成15年4月1日現在） ・委員長 1名 ・副委員長 2名</p> <p>3 団員数 1,945名</p> <p>4 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠村赤十字奉仕団</p> <p>1 概要 戸隠村赤十字奉仕団は、市町村単位に組織された赤十字社組織に位置づく奉仕団で、災害救護活動等をはじめ、社会福祉に関する様々な奉仕活動を行っている。</p> <p>2 組織（平成15年4月1日現在） ・委員長 1名 ・副委員長 2名</p> <p>3 団員数 36名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村赤十字奉仕団</p> <p>1 概要 鬼無里村赤十字奉仕団は、市町村単位に組織された赤十字社組織に位置づく奉仕団で、災害救護活動等をはじめ、社会福祉に関する様々な奉仕活動を行っている。</p> <p>2 組織（平成15年4月1日現在） 委員長 1名 副委員長 2名</p> <p>3 団員数 52名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野地区保護司会(第1～6分区)</p> <p>1 概要 長野地区保護司会は、長野市及び上水内郡内を対象として、法務大臣の委嘱により無償で地域に密着した更生保護活動等にあたっている保護司を会員とする地区保護司会 (県内19地区保護司会のうちのひとつ)</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 会員数 130名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>4 事務局 市社会福祉協議会</p>	<p>大岡村保護司会(更埴地区保護司会)</p> <p>1 概要 大岡村保護司会は、村内を対象として、法務大臣の委嘱により無償で地域に密着した更生保護活動等にあたっている。</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 会員数 2名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>4 事務局 村住民課</p> <p>大岡村更生保護婦人会</p> <p>1 概要 大岡村更生保護婦人は、犯罪をした人や非行に陥った少年の立ち直りを助け、犯罪や非行のない明るい社会をつくらうとする婦人ボランティアの団体</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 副会長 1名</p> <p>4 会員数 8名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>5 事務局 村住民課</p>	<p>豊野町地区保護司会(長野地区保護司会第7分区)</p> <p>1 概要 長野地区保護司会は、長野市及び上水内郡内を対象として、法務大臣の委嘱により無償で地域に密着した更生保護活動等にあたっている保護司を会員とする地区保護司会 (県内19地区保護司会のうちのひとつ)</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 会員数 4名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>4 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠地区保護司会(長野地区保護司会第7分区)</p> <p>1 概要 長野地区保護司会は、長野市及び上水内郡内を対象として、法務大臣の委嘱により無償で地域に密着した更生保護活動等にあたっている保護司を会員とする地区保護司会 (県内19地区保護司会のうちのひとつ)</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 会員数 1名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>鬼無里地区保護司会(長野地区保護司会第7分区)</p> <p>1 概要 長野地区保護司会は、長野市及び上水内郡内を対象として、法務大臣の委嘱により無償で地域に密着した更生保護活動等にあたっている保護司を会員とする地区保護司会 (県内19地区保護司会のうちのひとつ)</p> <p>2 会長 1名</p> <p>3 会員数 2名 (平成15年12月1日現在)</p> <p>4 事務局 村住民福祉課</p>	<p>現行のとおりとする。ただし、大岡村保護司会については保護区の見直し後、調整を行う。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>社会福祉法人長野市社会福祉協議会</p> <p>1 目的 長野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>2 組織 ・理事 15名(会長1名、副会長3名、常務理事1名) ・監事 2名 ・評議員 39名(定数40名)</p> <p>3 職員総数 508名 (平成15年4月1日現在、常勤職員のみ) (内訳 正規83、市派遣7、嘱託192、臨時226)</p>	<p>社会福祉法人大岡村社会福祉協議会</p> <p>1 目的 大岡村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>2 組織 ・理事 6名(会長1名、副会長1名、) ・監事 2名 ・評議員 14名</p> <p>3 職員総数 29名 (平成15年4月1日現在、臨時職員含む) (内訳 正規10、村派遣1、嘱託5、臨時13)</p>	<p>社会福祉法人豊野町社会福祉協議会</p> <p>1 目的 豊野町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>2 組織 ・理事 11名(会長1名、副会長1名、常務理事1名) ・監事 2名 ・評議員 29名(定数29名)</p> <p>3 職員総数 13名 (平成15年4月1日現在、臨時職員含む) (内訳 正規4、町派遣3、嘱託1、臨時5)</p>	<p>社会福祉法人戸隠村社会福祉協議会</p> <p>1 目的 戸隠村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>2 組織 ・理事 15名(会長1名、副会長3名、常務理事1名) ・監事 2名 ・評議員 35名</p> <p>3 職員総数 38名 (平成15年4月1日現在、臨時職員含む) (内訳 正規8、村派遣1、嘱託8、臨時21)</p>	<p>社会福祉法人鬼無里村社会福祉協議会</p> <p>1 目的 鬼無里村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>2 組織 ・理事 10名(会長1名、副会長1名) ・監事 2名 ・評議員 21名</p> <p>3 職員総数 44名 (平成15年4月1日現在、臨時職員含む) (内訳 正規19、村派遣1、臨時24)</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市民生児童委員協議会</p> <p>1 概要 民生児童委員で組織された団体で、行政機関との連絡調整を行う。</p> <p>2 活動内容 ・定例会の開催による情報交換 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 ・法定協議会 31地区 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 6名 ・監事 2名 ・委員数 700名</p> <p>4 事務局 市社会福祉協議会</p>	<p>大岡村民生児童委員協議会</p> <p>1 概要 民生児童委員で組織された団体で、行政機関との連絡調整を行う。</p> <p>2 活動内容 ・定例会の開催による情報交換 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 ・法定協議会 1地区 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・女性部長 1名 ・委員数 12名</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>豊野町民生児童委員協議会</p> <p>1 概要 民生児童委員は、常に住民の立場に立ってあらゆる生活上の相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2 活動内容 ・毎月定例協議会を開催 ・住民の生活状態を必要に応じ把握 ・日常生活に関する相談に応じ、助言や援助 ・福祉サービス情報の提供、援助 ・ひとり暮らし老人慰問事業 ・各種行事への参加</p> <p>3 組織 ・法定協議会 1地区 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・女性部長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・委員数 23名</p> <p>4 事務局 町保健福祉課</p>	<p>戸隠村民生児童委員協議会</p> <p>1 概要 民生児童委員で組織された団体で、行政機関との連絡調整を行う。</p> <p>2 活動内容 ・定例会の開催による情報交換 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 ・法定協議会 1地区 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・女性部長 1名 ・委員数 17名</p> <p>4 事務局 村保健福祉課</p>	<p>鬼無里村民生児童委員協議会</p> <p>1 概要 民生児童委員で組織された団体で、行政機関との連絡調整を行う。</p> <p>2 活動内容 ・定例会の開催による情報交換 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 ・法定協議会 1地区 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・女性部長 1名 ・委員数 10名</p> <p>4 事務局 村住民福祉課</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市遺族会</p> <p>1 概要 先の大戦等で国難に殉じた戦没者の慰霊・顕彰と残された遺族の福利増進を目的に、市内の遺族により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・理事 28名(会長1名、副会長4名) (理事は26地区会長、女性部長、婦人部長より組織している。) ・監事 3名 ・会員数 3,288名</p> <p>3 事務局 市社会福祉協議会総務課 (各地区遺族会事務局は支所、連絡所職員が担当)</p>	<p>大岡村遺族会</p> <p>1 概要 先の大戦等で国難に殉じた戦没者の慰霊・顕彰と残された遺族の福利増進を目的に、村内の遺族により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・婦人部長 1名 ・幹事 2名 ・顧問 1名 ・監事 2名 ・会員数 70名</p> <p>3 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>豊野町遺族会</p> <p>1 概要 会員相互の親睦を図り戦争絶滅を期し、人類永遠の平和を招来することを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・婦人部長 1名 ・婦人副部長 1名 ・代表幹事 1名 ・顧問 1名 ・監事 2名 ・会員数 173名(世帯)</p> <p>3 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠村遺族会</p> <p>1 概要 先の大戦等で国難に殉じた戦没者の慰霊・顕彰と残された遺族の福利増進を目的に、村内の遺族により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・理事 12名(会長1名、副会長2名、婦人部長1名) ・評議委員 35名(代表幹事1名) ・顧問 1名 ・監事 2名 ・会員数 225名</p> <p>3 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村遺族会</p> <p>1 概要 先の大戦等で国難に殉じた戦没者の慰霊・顕彰と残された遺族の福利増進を目的に、村内の遺族により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・理事 16名(会長1名、副会長1名、婦人部長1名、幹事1名、婦人副部長1名) ・会計 1名 ・監事 1名 ・会員数 87名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市傷痍軍人会</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職されるなかで傷病を負った旧軍人等の方の福利増進と戦没者の慰霊・顕彰を目的に、市内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 軍人会21支部及び妻の会23支部により組織 会長1名、副会長4名、妻の会会長1名、妻の会副会長3名、監事3名</p> <p>3 会員数 211名(平成15年4月1日現在) 軍人会 129名 (妻同伴112名)、妻の会82名(妻単会員)</p> <p>4 事務局 会長が兼務</p>	<p>大岡村傷痍軍人会</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職されるなかで傷病を負った旧軍人等の方の福利増進と戦没者の慰霊・顕彰を目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 会長1名、副会長1名</p> <p>3 会員数 2名(平成15年4月1日現在)</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	該当なし	<p>戸隠村傷痍軍人会</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職されるなかで傷病を負った旧軍人等の方の福利増進と戦没者の慰霊・顕彰を目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 会長1名、副会長1名</p> <p>3 会員数 17名(平成15年4月1日現在)</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村傷痍軍人会</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職されるなかで傷病を負った旧軍人等の方の福利増進と戦没者の慰霊・顕彰を目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 会長1名、副会長1名</p> <p>3 会員数 4名(平成15年4月1日現在)</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>軍恩連盟長野市連合支部</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職され、現在は恩給を受給している旧軍人等の方の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を主な目的に、市内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) 会長1名、副会長8名、顧問1名、参与2名、婦人部長1名、副部長3名、監事3名 (8ブロック、20支部により組織されている。)</p> <p>3 会員数 997名 恩給受給者本人474名(その妻379名)、扶助料受給者 523名(妻のみ)</p> <p>4 事務局 市厚生課</p>	<p>長野県軍恩連盟上水大岡連合会大岡支部</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職され、現在は恩給を受給している旧軍人等の方の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を主な目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) 支部長1名、幹事長1名、会計1名、婦人部長1名、婦人副部長2名、監事2名</p> <p>3 会員数 45名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	該当なし	<p>長野県軍恩連盟上水大岡連合会 戸隠支部・柵支部</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職され、現在は恩給を受給している旧軍人等の方の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を主な目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) 支部長各1名 副支部長各1名(戸隠支部・柵支部)</p> <p>3 会員数 97名 (戸隠支部55名・柵支部42名)</p> <p>4 事務局 支部長宅</p>	<p>長野県軍恩連盟上水大岡連合会 鬼無里支部</p> <p>1 概要 先の大戦等で身命を挺して国家のために奉職され、現在は恩給を受給している旧軍人等の方の福利増進や戦没者の慰霊・顕彰を主な目的に、村内の会員により構成された団体</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) 支部長1名、副支部長1名</p> <p>3 会員数 45名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>長野市老人クラブ連合会</p> <p>1 設置の目的 各地区の老人クラブの発展を図り、老人の福祉を増進するに必要な活動を行い、社会の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・地区老人クラブの育成・指導 ・老人の健康保持と生きがいある老後の完成 ・他の老人クラブ連合会との連絡・協調 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 4名 ・常任理事 13名 ・理事 57名 ・監事 3名 ・会計 1名</p> <p>4 事務局 ふれあい福祉センター3階</p> <p>5 事務局員数 2名</p>	<p>大岡村老人クラブ連合会</p> <p>1 設置の目的 各地区の老人クラブの発展を図り、老人の福祉を増進するに必要な活動を行い、社会の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・地区老人クラブの育成・指導 ・老人の健康保持と生きがいある老後の完成 ・他の老人クラブ連合会との連絡・協調 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 3名(1名は女性部長兼務) ・理事 15名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>豊野町老人クラブ連合会</p> <p>1 設置の目的 会員の福祉の向上を図り、社会福祉の増進に寄与とすることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・単位老人クラブの育成・指導 ・老人の健康保持と生きがいある老後の完成 ・他の老人クラブ連合会との連絡・協調 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 (上記2名を含め計8名) ・女性部 (各単位クラブから1名ずつ選出し、正副部長を選出) ・教養部 (理事の中から部長を選出) ・運動部 (理事の中から部長を選出)</p> <p>4 事務局 町社会福祉協議会</p> <p>5 事務局員数 1名</p>	<p>戸隠村老人クラブ連合会</p> <p>1 設置の目的 豊かで生きがいのある老後を充実して過ごすために長年培った知識や経験を会員相互の協力により、社会活動に積極的に生かす。</p> <p>2 事業の種類 ・単位老人クラブの育成・指導 ・老人の健康保持と生きがいある老後の完成 ・他の老人クラブ連合会との研修会 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・女性部長 1名 ・女性部副部長 1名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村老人クラブ連合会</p> <p>1 設置の目的 豊かで生きがいのある老後を充実して過ごすために長年培った知識や経験を会員相互の協力により、社会活動に積極的に生かす。</p> <p>2 事業の種類 ・ボランティア活動を通じた地域とのつながり ・他の老人クラブ連合会との研修会 ・単位老人クラブとの交流、研修</p> <p>3 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 4名(書記、会計兼務) ・理事 23名 ・監事 4名</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p> <p>5 事務局員数 1名(兼務)</p>	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市中国帰国者の会</p> <p>1 概要 中国帰国者相互の情報交換や親睦を図り、日常生活の不安解消や地域生活におけるトラブルを防止し、帰国者の自立した生活の向上を図ることを目的に、市内の中国帰国者により構成された団体</p> <p>2 組織 会長1名、副会長1名、顧問1名、相談役1名、理事6名、監事2名、事務局長1名</p> <p>3 会員数 89世帯</p> <p>4 事務局 会長兼務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野障害者スポーツ協会</p> <p>1 設置の目的 障害者スポーツを振興し、スポーツを通じて、障害者の心身の健康の維持増進と社会参加意欲の高揚を図るとともに、市民の障害者に対する一層の理解を深め、ノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・障害者スポーツの普及啓発に関すること。 ・障害者競技団体の育成及び連絡調整に関すること。 ・障害者スポーツ選手の育成に関すること。 ・県が主催する大会等への障害者スポーツ選手の派遣 ・障害者スポーツの調査研究に関すること。 ・障害者体育大会、各種講習会等の開催 ・その他目的達成のために必要な事業に関すること。</p> <p>3 組織 ・顧問 長野市長、長野市議会議長 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・常務理事 長野市障害福祉課長 ・理事・監事 18名 ・正会員数 68名（個人・障害者本人） ・賛助会員 43名（個人・健常者） ・障害者スポーツ団体 8団体</p> <p>4 事務局 長野市大字鶴賀276-10 （長野市障害者福祉センター内） 事務局長 1名 臨時職員 1名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>社会福祉法人長野市身体障害者福祉協会</p> <p>1 設置の目的 身体障害者とその家庭を守り、身体障害者の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・身体障害者について、社会の理解を高めるための各種事業 ・身体障害者に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、身体障害者同士の交流を図る。 ・身体障害者のための相談 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 理事長1名、副理事長2名、理事11名 監事2名、評議員30名 長野内15支部 会員数2,844名 会費 年額 600円</p> <p>4 事務局 長野市障害者福祉センター内</p>	<p>大岡村身体障害者福祉協会</p> <p>1 設置の目的 身体障害者とその家庭を守り、身体障害者の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・身体障害者について、社会の理解を高めるための各種事業 ・身体障害者に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、身体障害者同士の交流を図る。 ・身体障害者のための相談 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長1名、監事2名、顧問1名 女性部長1名 会計1名 会員数 62名 会費 年額 800円</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>豊野町身体障害者福祉協会</p> <p>1 設置の目的 身体障害者とその家庭を守り、身体障害者の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・身体障害者について、社会の理解を高めるための各種事業 ・身体障害者に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、身体障害者同士の交流を図る。 ・身体障害者のための相談 ・県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長2名(内1名は会計兼務)、 婦人部長1名、監事2名、顧問2名 会員数 109名 会費 年額 1,000円</p> <p>4 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠村身体障害者福祉協会</p> <p>1 設置の目的 身体障害者とその家庭を守り、身体障害者の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・身体障害者について、社会の理解を高めるための各種事業 ・身体障害者に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、身体障害者同士の交流を図る。 ・身体障害者のための相談 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長2名、女性部長1名 女性部副部長1名、会計1名、監事2名、顧問1名 理事22名、会員数 190名 会費 年額 1,000円</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村身体障害者福祉協会</p> <p>1 設置の目的 身体障害者とその家庭を守り、身体障害者の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・身体障害者について、社会の理解を高めるための各種事業 ・身体障害者に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、身体障害者同士の交流を図る。 ・身体障害者のための相談 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長3名、会計1名、理事5名、 監事2名 会員数 122名 会費 年額 600円</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市知的障害者育成会(長野市手をつなく親の会)</p> <p>1 設置の目的 知的障害児(者)とその家庭を守り、知的障害児(者)の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・知的障害児(者)について社会の理解を高めるための各種事業 ・知的障害児(者)に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、知的障害児(者)育成のための知識と技術の習得 ・知的障害児(者)のための相談と専門機関の紹介 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長5名、会計1名、監事2名、 書記1名 市内5ブロック35支部 会員数 494名 会費 年額2,000円</p> <p>4 事務局 市社会福祉協議会</p>	<p>大岡村手をつなく親の会</p> <p>1 設置の目的 知的障害児(者)とその家庭を守り、知的障害児(者)の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・知的障害児(者)について社会の理解を高めるための各種事業 ・知的障害児(者)に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、知的障害児(者)育成のための知識と技術の習得 ・知的障害児(者)のための相談と専門機関の紹介 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 現在、活動休止中につき、県と更水事務局との取次ぎのみ。</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>豊野町手をつなく親の会</p> <p>1 設置の目的 児童憲章、児童福祉法、知的障害者の権利宣言及び知的障害者福祉法等の趣旨により、同じ境遇にある親が手をつなぎ障害をもつ子どもの更生と福祉向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・会員相互の連絡と親睦を図ること、子どもの更生と福祉向上のための研修 ・地域社会並びに関係機関団体との協調に関すること。 ・その他目的達成のために必要なこと。</p> <p>3 組織 会長1名、副会長1名、会計1名 会員数 31名 会費 年額 1,000円</p> <p>4 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠村手をつなく親の会</p> <p>1 設置の目的 知的障害児(者)とその家庭を守り、知的障害児(者)の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・知的障害児(者)について社会の理解を高めるための各種事業 ・知的障害児(者)に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、知的障害児(者)育成のための知識と技術の習得 ・知的障害児(者)のための相談と専門機関の紹介 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長1名 会員数 21名 会費 無料</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村手をつなく親の会</p> <p>1 設置の目的 知的障害児(者)とその家庭を守り、知的障害児(者)の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・知的障害児(者)について社会の理解を高めるための各種事業 ・知的障害児(者)に対する福祉施設の設置と拡充 ・会員の相互の連絡を図り、知的障害児(者)育成のための知識と技術の習得 ・知的障害児(者)のための相談と専門機関の紹介 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長3名、会計1名、監事2名 会員数 15名 会費 無料</p> <p>4 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市肢体不自由児者父母の会</p> <p>1 設置の目的 肢体不自由児(者)とその家庭を守り、肢体不自由児(者)の生涯の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・肢体不自由児(者)について、社会の理解を高めるための各種事業 ・肢体不自由児(者)に対する福祉の充実 ・会員の相互の連絡を図り、肢体不自由児(者)育成のための知識と技術の習得 ・肢体不自由児(者)のための相談と専門機関の紹介 ・中央並びに県内関係機関との連絡協議 ・その他本会の目的達成のために必要な事業</p> <p>3 組織 会長1名、副会長2名、会計1名、庶務1名、理事8名、幹事2名、会員数 120名</p> <p>4 事務局 会長宅</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市私立保育協会</p> <p>1 目的 私立保育園の発展振興のため、民間保育園の特色と独自性を発揮し、乳幼児の健全な発達を保障しつつ保育事業の充実発展を図り、もって地域社会に貢献する。</p> <p>2 組織 市内の私立認可保育園を設置経営する者 会長1名、副会長2名、理事4名、監事2名、顧問3名、顧問弁護士2名 会員数 34名</p> <p>3 事務局 市児童福祉課</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市幼稚園連盟</p> <p>1 目的 幼稚園相互の連携と幼児教育事業の発達進展を図り、その使命の達成を期する。</p> <p>2 組織 市内の私立幼稚園設置者及び園長 会長1名、副会長1名、理事4名、監事2名、事務員1名 会員数 設置者19名 園長28名</p> <p>3 事務局 黒木学園</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市里親会</p> <p>1 目的 家庭に恵まれない児童に対し、これに代わる家庭を与え、愛情と誠意を持って養育にあたり、ともに里親相互の親睦を図る。</p> <p>2 組織 市内に居住する里親登録者及び一時里親 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 6名 ・監事 2名 ・会員数 48名</p> <p>3 事務局 市児童福祉課</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市母子寡婦福祉会</p> <p>1 目的 母子家庭及び寡婦の相互交流のための活動を通じて、孤立しがちな母子家庭等の健全な育成を図る。</p> <p>2 組織 市内に居住する母子家庭及び寡婦 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・会員数 300名</p> <p>3 事務局 市児童福祉課</p>	該当なし	<p>豊野町母子寡婦福祉会</p> <p>1 目的 母子家庭及び寡婦の相互交流のための活動を通じて、孤立しがちな母子家庭等の健全な育成を図る。</p> <p>2 組織 町内に居住する母子家庭及び寡婦 ・会長 1名 ・副会長 2名(内1名は会計兼ねる) ・理事 1名 ・顧問 1名(監事兼ねる) ・会員数 31名</p> <p>3 事務局 町社会福祉協議会</p>	<p>戸隠村母子寡婦福祉協会</p> <p>1 目的 母子家庭及び寡婦の相互交流のための活動を通じて、孤立しがちな母子家庭等の健全な育成を図る。</p> <p>2 組織 村内に居住する母子家庭及び寡婦 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 8名</p> <p>3 事務局 村社会福祉協議会</p>	<p>鬼無里村母子寡婦福祉会</p> <p>1 目的 母子家庭及び寡婦の相互交流のための活動を通じて、孤立しがちな母子家庭等の健全な育成を図る。</p> <p>2 組織 村内に居住する母子家庭及び寡婦 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・会員数 15名</p> <p>3 事務局 村社会福祉協議会</p>	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>長野市医師会</p> <p>長野市内 (篠ノ井、川中島、更北、信更及び七二会を除く。)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学技術の進歩及び発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・常務理事 4名 ・会員数 510名</p> <p>3 事務局 長野県医師会館内</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>更級医師会</p> <p>更級地域及び長野市内 (篠ノ井、川中島、更北、信更及び七二会)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・常務理事 1名 ・会員数 130名 (うち長野市分10.5名)</p> <p>3 事務局 犀南保健センター</p>	<p>更級医師会</p> <p>更級地域及び長野市内 (篠ノ井、川中島、更北、信更及び七二会)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・常務理事 1名 ・会員数 130名 (うち大岡村分 1名)</p> <p>3 事務局 犀南保健センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>上水内医師会</p> <p>上水内地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 45名 (うち長野市分2名)</p> <p>3 事務局 長野県医師会館内</p>	該当なし	<p>上水内医師会</p> <p>上水内地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 45名 (うち豊野町分6名)</p> <p>3 事務局 長野県医師会館内</p>	<p>上水内医師会</p> <p>上水内地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 45名 (うち戸隠村分2名)</p> <p>3 事務局 長野県医師会館内</p>	<p>上水内医師会</p> <p>上水内地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 45名 (うち鬼無里村分1名)</p> <p>3 事務局 長野県医師会館内</p>	現行のとおりとする。
<p>須高医師会</p> <p>須高地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、医学医術の進歩及び発展並びに 公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に 寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 81名 (うち長野市分4名)</p> <p>3 事務局 須坂市大字須坂1391</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市歯科医師会</p> <p>長野市内 (篠ノ井、松代、川中島、更北、信更及び七二会を除く。)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・専務理事 1名 ・会員数 177名</p> <p>3 事務局 長野県歯科医師会館内</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>更級歯科医師会</p> <p>更級地域及び長野市内 (篠ノ井、川中島、更北及び信更)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・専務理事 1名 ・会員数 55名 (うち長野市分46名)</p> <p>3 事務局 犀南保健センター併設</p>	<p>更級歯科医師会</p> <p>更級地域及び長野市内 (篠ノ井、川中島、更北及び信更)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・専務理事 1名 ・会員数 55名 (うち大岡村分1人)</p> <p>3 事務局 犀南保健センター併設</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>埴科歯科医師会</p> <p>埴科地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 32名 (うち長野市分9名)</p> <p>3 事務局 千曲市小島3145-1</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>上水内郡歯科医師会</p> <p>上水内郡地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 22名(うち長野市分1名)</p> <p>3 事務局 信濃町 丸山歯科医院内</p>	該当なし	<p>上水内郡歯科医師会</p> <p>上水内郡地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 22名(うち豊野町分5名)</p> <p>3 事務局 信濃町 丸山歯科医院内</p>	該当なし	<p>上水内郡歯科医師会</p> <p>上水内郡地域(一部長野市)</p> <p>1 設置の目的 医道の高揚、歯科医学医術の進歩及び公衆衛生の普及向上を図るとともに、予防医学の完成に努力し、もって地域社会及び会員の福祉の増進に寄与する。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 22名(うち鬼無里村分2名)</p> <p>3 事務局 信濃町 丸山歯科医院内</p>	現行のとおりとする。
<p>長野市結核予防婦人会</p> <p>1 目的 結核及び胸部疾患予防思想の普及啓発及び検診補助(市内各地で行われる結核・肺がん住民検診における検診介助等)を実施</p> <p>2 構成 長野市連合婦人会、長野市赤十字奉仕団、長野市保健指導員会連合会で構成</p> <p>3 組織 会長1名、副会長2名、理事26名、会計1名、監事2名</p> <p>4 事務局 市保健所健康課</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市食生活改善推進協議会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦と資質の向上を図り、健康増進に関する食生活の知識と技術の指導・普及並びに食生活に関する地域活動の育成と推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 17名 ・会員数 324名</p> <p>3 事務局 市健康課</p>	<p>大岡村食生活改善推進協議会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦と資質の向上を図り、健康増進に関する食生活の知識と技術の指導・普及並びに食生活に関する地域活動の育成と推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 10名</p> <p>3 事務局 村住民課</p>	<p>豊野町食生活改善推進協議会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦と資質の向上を図り、健康増進に関する食生活の知識と技術の指導・普及並びに食生活に関する地域活動の育成と推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会員数 32名</p> <p>3 事務局 町保健福祉課</p>	<p>戸隠村食生活改善推進協議会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦と資質の向上を図り、健康増進に関する食生活の知識と技術の指導・普及並びに食生活に関する地域活動の育成と推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 10名 ・会員数 34名</p> <p>3 事務局 村保健福祉課</p>	<p>鬼無里村食生活改善推進協議会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦と、会員自身が自分の体と食のつながりを学習する場として組織し、体に合った食を意識する習慣を地域に広めていくことを目的とする。</p> <p>2 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 若干名 ・会員数 28名</p> <p>3 事務局 村住民福祉課</p>	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市農村女性いきいき活動推進協議会</p> <p>1 設置の目的 農業・農村の主要な担い手である女性の持っている能力を十分発揮できる農村社会の実現を図るため。</p> <p>2 委員構成 女性農業委員 2名 ながの農業協同組合 女性副部長 グリーン長野農業協同組合 女性部長 長野市農村女性ネットワーク研究会 会長 長野市農業青年協議会(煌) 会長 農村生活マイスター 代表 ながの農業協同組合(生活指導係) 1名 グリーン長野農業協同組合(生活指導員) 2名 長野農業改良普及センター 1名 長野市 3名</p> <p>3 事業内容 毎年1回長野市農村いきいきフォーラムを開催し、事例発表講演会等を行っている。</p> <p>4 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名</p> <p>5 事務局 市農政課 長野農業改良普及センター</p>	該当なし	<p>とよの農村女性団体ネットワーク</p> <p>1 設置の目的 農村女性の地位向上と社会参加を促進し、女性農業者の育成を図るとともに、町の農業振興を推進するため、とよの農村女性ネットワークを設置する。</p> <p>2 委員構成 女性農業委員 2名 ながの農業協同組合豊野町支所女性部 2名 ながの農業協同組合豊野町支所女性部担当職員 1名 豊野町生活改善グループ連絡会 会長 豊野町生活改善グループ連絡会所属団体 正副会長 その他農業女性団体 正副会長 農村生活マイスター 6名 長野農業改良普及センター 2名 豊野町 1名</p> <p>3 事業内容 ・月1回の定例会の開催 ・視察研修の開催 ・援農制度の要望と検討 ・直売所の検討 ・とよの「味さがし」の開催 ・特産品の開発</p> <p>4 役員構成 ・会長 1名 ・副会長 1名</p> <p>5 事務局 町産業振興課</p>	該当なし	該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>長野市農業青年協議会</p> <p>1 目的 若い専業農業者の親睦協調を図り、農業の改善及び生活の向上に寄与する。</p> <p>2 組織 長野市に住所を有する農業青年をもって組織する。 平成15年度 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・会員数 104名</p> <p>3 事務局 市農政課、長野農業改良普及センター</p> <p>4 支部 篠ノ井、松代、長野、長野西、更北</p> <p>5 部会 果樹、野菜、菌茸、花卉、畜産</p>	該当なし	<p>豊野町農業青年友の会</p> <p>1 目的 農業に生きる希望を持つ青年の同志的組織であり、農民の社会的・経済的地位の向上を図り地域農業の画期的発展に寄与する。</p> <p>2 組織 豊野町に住所を有する農業青年をもって組織する。 平成15年度 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・会員数 13名</p> <p>3 事務局 農業改良普及員</p>	該当なし	該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野森林組合</p> <p>1 目的 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。</p> <p>2 構成 広域16市町村</p> <p>3 組織 ・代表理事組合長 1名 ・副組合長 2名 ・専務理事 1名</p> <p>4 組合員 15,687名</p> <p>5 職員 33名 (臨時・嘱託職員を除く。) (平成15年3月31日現在)</p> <p>6 長野市 長野森林組合員(山林所有者として)</p> <p>7 出資金 65,314,100円</p> <p>8 事務所 長野市蔵春閣</p>	<p>長野森林組合</p> <p>1 目的 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。</p> <p>2 構成 広域16市町村</p> <p>3 組織 ・代表理事組合長 1名 ・副組合長 2名 ・専務理事 1名</p> <p>4 組合員 15,687名</p> <p>5 職員 33名 (臨時・嘱託職員を除く。) (平成15年3月31日現在)</p> <p>6 大岡村 長野森林組合員(山林所有者として)</p> <p>7 出資金 3,000,000円</p> <p>8 事務所 長野市蔵春閣</p>	<p>長野森林組合</p> <p>1 目的 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。</p> <p>2 構成 広域16市町村</p> <p>3 組織 ・代表理事組合長 1名 ・副組合長 2名 ・専務理事 1名</p> <p>4 組合員 15,687名</p> <p>5 職員 33名 (臨時・嘱託職員を除く。) (平成15年3月31日現在)</p> <p>6 豊野町 長野森林組合員(山林所有者として)</p> <p>7 出資金 500,000円</p> <p>8 事務所 長野市蔵春閣</p>	<p>長野森林組合</p> <p>1 目的 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。</p> <p>2 構成 広域16市町村</p> <p>3 組織 ・代表理事組合長 1名 ・副組合長 2名 ・専務理事 1名</p> <p>4 組合員 15,687名</p> <p>5 職員 33名 (臨時・嘱託職員を除く。) (平成15年3月31日現在)</p> <p>6 戸隠村 長野森林組合員(山林所有者として)</p> <p>7 出資金 8,122,500円</p> <p>8 事務所 長野市蔵春閣</p>	<p>長野森林組合</p> <p>1 目的 森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する。</p> <p>2 構成 広域16市町村</p> <p>3 組織 ・代表理事組合長 1名 ・副組合長 2名 ・専務理事 1名</p> <p>4 組合員 15,687名</p> <p>5 職員 33名 (臨時・嘱託職員を除く。) (平成15年3月31日現在)</p> <p>6 鬼無里村 長野森林組合員(山林所有者として)</p> <p>7 出資金 48,000,000円</p> <p>8 事務所 長野市蔵春閣</p>	<p>長野市として引き続き加入し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の出資金は長野市に引継ぐものとする。</p>
<p>部落解放同盟長野市協議会</p> <p>1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調</p> <p>3 事務所の位置 長野市中御所町3丁目2-22 国芳会館1F</p> <p>4 支部 17支部</p> <p>5 役員 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・会計監査 2名 ・書記長 1名 ・女性部長 1名 ・書記次長 1名</p>	<p>該当なし</p>	<p>部落解放同盟豊野町支部</p> <p>1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調</p> <p>3 事務所の位置 支部長宅</p> <p>4 役員 ・支部長 1名 ・副支部長 2名 ・書記長 1名 ・会計 1名 ・企業部長 1名 ・会計監査 2名</p>	<p>該当なし</p>	<p>部落解放同盟鬼無里村支部</p> <p>1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調</p> <p>3 事務所の位置 支部長宅</p> <p>4 役員 ・支部長 1名 ・副支部長 2名 ・会計 1名</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
部落解放推進の会長野市協議会 1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。 2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調 3 事務所の位置 長野市大字鶴賀田町2119 玉木ビル3F 4 支部 6支部 5 役員 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・会計監査 2名 ・書記長 1名	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
全日本同和会長長野支部 1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。 2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調 3 事務所の位置 長野市若穂保科2839-1 4 役員 ・支部長 1名 ・会計 1名 ・青年部長 1名 ・会計監査 2名 ・事務長 1名 ・女性部長 1名	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>部落解放運動連合会長野市協議会</p> <p>1 設置の目的 旧同和地区の環境整備を推進するとともに、会員の自立を促進し、部落差別の解放を目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・部落解放、人権政策確立のための活動 ・会員の自立促進と連帯強化のための各種学習、啓発活動 ・教育、文化活動 ・旧同和地区住民と行政との連絡調整 ・他の人権擁護団体との連携・協調</p> <p>3 事務所の位置 長野市中御所町4丁目4-9</p> <p>4 役員 ・会長 1名 ・書記次長 1名 ・副会長 1名 ・会計監査 2名 ・書記長 1名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市農村女性ネットワーク研究会</p> <p>1 目的 長野市管内のグループの相互の連絡を密にし、時代に即した農家生活の向上・発展を図り、農業及び農村地域の近代化に寄与すること。</p> <p>2 事業内容 ・農家生活の改善に関する課題解決の推進 ・グループ相互の交流と活動研究のための事業 ・その他目的達成のための事業</p> <p>3 組織 農業に関わる女性で構成されたグループ 13グループ 113名</p> <p>4 支部 篠ノ井・芋井・更北・長野</p> <p>5 役員 ・会長 1名 ・監事 2名 ・副会長 2名</p> <p>6 事務局 長野農業改良普及センター</p>	<p>大岡村女性団体ネットワーク</p> <p>1 目的 大岡村管内のグループの相互の連絡を密にし、時代に即した農家生活の向上・発展を図り、農業及び農村地域の近代化に寄与すること。</p> <p>2 事業内容 ・農家生活の改善に関する課題解決の推進 ・グループ相互の交流と活動研究のための事業 ・その他目的達成のための事業</p> <p>3 組織 村内の女性で構成されたグループ 2グループ 13名</p> <p>4 役員 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名</p> <p>5 事務局 村振興課</p>	<p>豊野町生活改善グループ連絡会</p> <p>1 目的 豊野町内のグループの相互の連絡を密にし、時代に即した農家生活の向上・発展を図り、農業及び農村地域の近代化に寄与すること。</p> <p>2 事業内容 ・農家生活の改善に関する課題解決の推進 ・グループ相互の交流と活動研究のための事業 ・その他目的達成のための事業</p> <p>3 組織 町内のグループをもって組織 3グループ</p> <p>4 役員 ・会長 1名 ・理事 4名 ・副会長 1名 ・監事 2名 ・会計 1名</p> <p>5 事務局 町産業振興課</p>	<p>該当なし</p>	<p>鬼無里村生活改善グループ連絡会</p> <p>1 目的 鬼無里村管内の生活改善グループ相互の連携を持ち、豊かな農家生活を目指すとともに、地域の活性化に寄与する。</p> <p>2 事業の種類 ・豊かな農家生活につながる活動研究のための事業 ・地域の活性化につながる活動研究のための事業 ・グループ相互の交流のための事業 ・その他目的達成のための事業</p> <p>3 組織 本会は、村内のグループをもって組織する。 3グループ</p> <p>4 役員 ・会長 1名 ・幹事 1名 ・副会長 1名 ・グループ長 6名 ・会計 1名</p> <p>5 事務局 村産業振興課</p>	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>若穂地区有害鳥獣対策協議会</p> <p>1 目的 若穂地区の有害鳥獣対策に関する協議・調整を図り、地域の生活及び農業生産を守る。</p> <p>2 内容 ・有害鳥獣駆除申請 ・被害防止対策に関すること。 ・鳥獣被害の調査 ・関係機関との連絡調整</p> <p>3 委員構成 27名(農家代表者11名、農業委員3名、農協13名)</p> <p>松代地区有害鳥獣対策委員会</p> <p>1 目的 松代地区の有害鳥獣対策に関する協議・調整を図り、地域の生活及び農業生産を守る。</p> <p>2 内容 ・有害鳥獣駆除申請 ・被害防止対策に関すること。 ・鳥獣被害の調査 ・関係機関との連絡調整</p> <p>3 委員構成 14名(農家代表者10名、農協4名)</p>	<p>大岡村有害鳥獣駆除対策協議会</p> <p>1 目的 鳥獣の農林水産物に対する被害状況等を的確に把握し、村内における被害対策のための計画等を策定し、有害鳥獣駆除等を的確かつ効率的に行うもの。</p> <p>2 内容 ・有害鳥獣駆除申請 ・鳥獣被害の調査 ・有害鳥獣駆除実施計画の策定 ・有害鳥獣駆除班編成</p> <p>3 委員構成 6団体 10名</p>	<p>豊野町有害鳥獣駆除対策協議会</p> <p>1 目的 農作物等に被害を与え、また被害の恐れのある有害鳥獣について、発生予察、被害状況及び生息状況等を勘案し、被害対策のための計画等を樹立することにより、必要最小限度の有害鳥獣駆除等を的確かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2 内容 ・有害鳥獣許可申請 ・有害鳥獣による被害発生状況 ・有害鳥獣駆除年間実施計画の策定 ・有害鳥獣駆除班編成</p> <p>3 委員構成 4団体 10名以内</p>	<p>戸隠村鳥獣害防止対策協議会</p> <p>1 目的 鳥獣における生活環境及び農林水産業に対する被害状況等を的確に把握し、村内における被害防止のための計画等を樹立することにより、鳥獣害防止対策を的確かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2 内容 ・鳥獣による被害発生状況 ・鳥獣の年間捕獲実施計画 ・鳥獣の捕獲従事者の班編成 ・その他鳥獣害防止対策に関すること。</p> <p>3 委員構成 11団体 12名</p>	<p>鬼無里村有害鳥獣駆除対策協議会</p> <p>1 目的 野生鳥獣の計画的保護管理と被害対策を的確かつ効率的に行うための調査、協議を行う。</p> <p>2 内容 ・有害鳥獣駆除申請 ・鳥獣被害の調査 ・有害鳥獣駆除実施計画の策定 ・有害鳥獣駆除班編成</p> <p>3 委員構成 9団体 11名</p>	現行のとおりとする。 ただし、委員構成等については、それぞれの団体と協議する。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
商工会議所・商工会 1 商工会議所 (1) 設置の目的 地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。 (2) 事業の種類 ・商工会議所として意見を公表し、これを国会、行政等 に具申し、又は建議すること。 ・行政等 の諮問に応じて答申すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。 ・商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。 ・商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。 ・博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 ・商事取引に関する仲介又はあっせんを行うこと。 ・商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行うこと。 ・商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。 ・商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・その他商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 (7) 長野商工会議所 ○ 組織 (平成15年4月1日現在) ・会頭 1名 ・副会頭 4名 ・専務理事 1名 ・議員 120名(定数) ・会員 5,532名 ・事務局 33名(事務局長・職員・嘱託含む。) (4) 篠ノ井商工会議所 ○ 組織 (平成15年4月1日現在) ・会頭 1名 ・副会頭 3名 ・専務理事 1名 ・議員 60名(定数) ・会員 869名 ・事務局 11名(事務局長・職員・嘱託含む。) ・事務局組織 ・総務課 ・指導課(中小企業相談所)	商工会議所・商工会 1 商工会議所 該当なし	商工会議所・商工会 1 商工会議所 該当なし	商工会議所・商工会 1 商工会議所 該当なし	商工会議所・商工会 1 商工会議所 該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>(9) 松代商工会議所</p> <p>○ 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会頭 1名 ・副会頭 3名 ・専務理事 1名 ・議員 60名(定数) ・会員 609名 ・事務局 10名(事務局長・職員・嘱託含む。) ・事務局組織 ・総務課 ・指導課(中小企業相談所) <p>2 商工会</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ・商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・行政庁等の諮問に応じて答申すること。 ・商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・前払式証券の発行を行うこと。 ・その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 <p>(7) 長野市若穂商工会</p> <p>○ 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 12名 ・会員 256名 ・事務局 6名(職員・臨時含む。) <p>(4) 川中島町商工会</p> <p>○ 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員 464名 ・事務局 6名(事務局長・職員・嘱託含む。) 	<p>2 大岡村商工会</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>村内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ・商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・行政庁等の諮問に応じて答申すること。 ・商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・前払式証券の発行を行うこと。 ・その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 <p>(3) 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 12名 ・監事 2名 ・会員数 58名 ・事務局 2名 <p>(経営指導員1名・補助員1名)</p>	<p>2 豊野町商工会</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>町内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ・商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・行政庁等の諮問に応じて答申すること。 ・商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・前払式証券の発行を行うこと。 ・その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 <p>(3) 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 257名 ・事務局 7名 <p>(事務局長1名、経営指導員2名、職員2名、パ-ト2名)</p>	<p>2 戸隠村商工会</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>村内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ・商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・行政庁等の諮問に応じて答申すること。 ・商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・前払式証券の発行を行うこと。 ・その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 <p>(3) 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員数 323名 ・事務局 8名 <p>(事務局長1名、経営指導員2名、職員2名、臨時3名)</p>	<p>2 鬼無里村商工会</p> <p>(1) 設置の目的</p> <p>村内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。 ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ・商工業に関する調査研究を行うこと。 ・展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。 ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。 ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。 ・長野県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。 ・商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。 ・輸出品の原産地証明を行うこと。 ・行政庁等の諮問に応じて答申すること。 ・商工会として意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること。 ・社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。 ・商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理すること。 ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。 ・前払式証券の発行を行うこと。 ・その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。 <p>(3) 組織 (平成15年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員数 96名 ・事務局 3名 <p>(事務局長1名、経営指導員1名、職員1名)</p>	

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
(9) 長野市更北商工会 ○ 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員 868名 ・事務局 8名(事務局長・職員・嘱託含む。) (I) 七二会商工会 ○ 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員 87名 ・事務局 3名(総務主幹・職員・臨時含む。) (4) 信更商工会 ○ 組織 (平成15年4月1日現在) ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会員 64名 ・事務局 2名(職員)					
長野商店会連合会 1 目的 商店会への情報の提供や外部への商店会活動の発信等を行う。 2 団体の概要 (1) 加盟商店会数 47単会 (平成15年4月1日現在) (2) 役員構成 会長1名、副会長若干名、専務理事1名、常任理事若干名、常務理事1名、理事若干名、監事2名 (3) 事業内容 ・商店街(商店会)の近代化の促進並びに環境整備 ・商店及び商店街(商店会)の育成指導 ・官公署並びに経済団体との連携強化 ・先進都市の視察 ・会員の経営指導・親睦並びに福利厚生に関する事業 ・地域発展に対する協力 ・業界の協調を図るために必要なる調整 ・その他商店街(商店会)の発展に必要な事業 (4) 事務局 長野商工会議所	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市物産振興会</p> <p>1 目的 長野市特産品の品質及び生産技術向上を図り、併せて宣伝紹介を行い物産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・物産の宣伝紹介 ・物産の普及及び研修会の開催 ・物産情報の収集伝達及び会員相互の連絡協調</p> <p>3 組織 ・会長1名、副会長2名、理事6名、監事2名 顧問3名、相談役1名 ・会員33名、賛助会員6名</p> <p>4 事務局 市商工課</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
<p>長野市たばこ協議会</p> <p>1 目的 たばこ販売促進及びたばこ消費の適正化を推進する。</p> <p>2 会員数 720店舗</p> <p>3 組織 会長1名、副会長1名、理事13名、監事4名</p> <p>4 事務局 2名(JAグリーン長野内)</p>	<p>大岡村たばこ税増収対策協議会</p> <p>1 目的 たばこの宣伝活動を通じ、たばこ税の増収を図る。</p> <p>2 会員数 8店</p> <p>3 組織 会長1名(大岡村長)、副会長1名、監事1名</p> <p>4 事務局 村総務課</p>	<p>豊野町たばこ税増収対策協議会</p> <p>1 目的 たばこの宣伝活動を通じ、たばこ税の増収を図る。</p> <p>2 会員数 21店</p> <p>3 組織 会長1名(豊野町長)、副会長2名、幹事2名、監事2名</p> <p>4 事務局 町税務住民課</p>	該当なし	該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。
<p>長野市連合青色申告会</p> <p>1 目的 青色申告制度の普及と健全なる企業経営と民主的租税理念の確立を目的とする。</p> <p>2 会員数 1,522名(市内8青色申告会)</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 若干名(うち2名は事務局長 会計兼務) ・理事 若干名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 会長の属する商工会議所又は商工会</p>	<p>大岡村青色申告会</p> <p>1 目的 青色申告の普及に努め、青色申告を基礎とした中小企業の経営合理化を図る。</p> <p>2 会員数 23名</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 4名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村商工会</p>	<p>豊野町青色申告会</p> <p>1 目的 青色申告の普及に努め、青色申告を基礎とした中小企業の経営合理化を図る。</p> <p>2 会員数 133名</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 23名 ・監事 2名 ・相談役 1名</p> <p>4 事務局 町商工会</p>	<p>戸隠村青色申告会</p> <p>1 目的 青色申告の普及に努め、青色申告を基礎とした中小企業の経営合理化を図る。</p> <p>2 会員数 103名</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 15名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村商工会</p>	<p>鬼無里村青色申告会</p> <p>1 目的 青色申告の普及に努め、青色申告を基礎とした中小企業の経営合理化を図る。</p> <p>2 会員数 52名</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 5名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 村商工会</p>	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>財団法人長野市勤労者共済会</p> <p>1 目的 中小企業に働く未組織労働者の経済的・社会的地位の向上と、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・各種共済金の給付 ・福利・親睦事業(各種教室講座・レクリエーション) ・指定施設の利用(スポーツ・レジャー施設、保養施設) ・優待割引指定店の利用 ・生活、住宅資金の融資あっせん ・財形事務代行事業 ・健康診断の受診料補助</p> <p>3 組織 ・理事長 1名 ・副理事長 1名 ・専務理事 1名 ・常務理事 1名 ・理事 13名 ・監事 2名 ・評議員 23名</p> <p>4 会員数 17,509名</p> <p>5 事務局 長野市勤労者女性会館しなのき</p>	<p>西山部勤労者互助会</p> <p>1 目的 信州新町、小川村、中条村、大岡村(西山部地域)の各町村内の事業所の従業員及び事業主の福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・会員相互による共済事業 ・会員相互の親睦と交流に関する事業 ・長野県労働金庫融資制度の斡旋 ・その他目的を達成するための事業 ・互助会だよりの発行(年2回)等</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 12名 ・監事 2名 ・評議員 (各事業所1名)</p> <p>4 会員数 1,010名</p> <p>5 事務局 信州新町役場経済課</p>	<p>東北部3ヵ町村勤労者互助会</p> <p>1 目的 豊野町、牟礼村、三水村(以下「東北部3ヵ町村地域」という。)の各町村内の事業所の従業員及び事業主の福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・各種共済金の給付 ・優待割引指定施設の利用 ・労働金庫融資制度のあっせん ・全労済関係共済への加入促進 ・互助会だよりの発行(年2回)等</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 12名 ・監事 3名</p> <p>4 会員数 666名</p> <p>5 事務局 町保健福祉課</p>	<p>戸隠村勤労者互助会</p> <p>1 目的 戸隠村内の事業所の従業員及び事業主の福利厚生増進と生活の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・各種共済金の給付 ・村内施設の利用券配布 ・各種情報の提供</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 5名 ・監事 2名</p> <p>4 会員数 98名</p> <p>5 事務局 村経済課</p>	<p>鬼無里村勤労者互助会</p> <p>1 目的 鬼無里村内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生増進を図ると共に小規模の事業所の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・各種共済金の給付 ・指定施設の利用補助(保養施設) ・優待割引指定施設の利用 ・労働金庫融資制度の斡旋</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 4名 ・監事 2名 ・評議員 34名</p> <p>4 会員数 201名</p> <p>5 事務局 村産業振興課</p>	<p>大岡村及び豊野町は、西山部勤労者互助会及び東北部3ヵ町村勤労者共済会に加入するよう調整に努める。 戸隠村及び鬼無里村は、長野市勤労者共済会に加入する。</p>
<p>社団法人長野シルバー人材センター</p> <p>1 設置の目的 地域の働く意欲のある健康な高齢者の相互協力を基礎として、地域社会に開かれた団体として地域住民及び地域諸団体の協力を得ながら高齢者の働く機会の確保と福祉の増進に努め、活力ある地域社会づくりを目指し活動している。</p> <p>2 所在地 長野市勤労者女性会館しなのき1階</p> <p>3 設立年月日 昭和54年9月28日 ・法人化 昭和56年6月1日 ・広域化 平成13年1月</p> <p>4 会員数 1,642名(男 1,127名 女 515名)</p> <p>5 事業内容 宿日直、駐車・駐輪場整理、除草、消毒、家事手伝い、清掃、留守番、文書整理、宛名書賞状書、毛筆筆耕、庭木手入れ、大工、襖張り、障子張り、封入発送等</p>	<p>該当なし</p>	<p>社団法人長野シルバー人材センター</p> <p>1 設置の目的 地域の働く意欲のある健康な高齢者の相互協力を基礎として、地域社会に開かれた団体として地域住民及び地域諸団体の協力を得ながら高齢者の働く機会の確保と福祉の増進に努め、活力ある地域社会づくりを目指し活動している。</p> <p>2 所在地 長野市勤労者女性会館しなのき1階</p> <p>3 設立年月日 昭和54年9月28日 ・法人化 昭和56年6月1日 ・広域化 平成13年1月</p> <p>4 会員数 1,642名(男 1,127名 女 515名)</p> <p>5 事業内容 宿日直、駐車・駐輪場整理、除草、消毒、家事手伝い、清掃、留守番、文書整理、宛名書賞状書、毛筆筆耕、庭木手入れ、大工、襖張り、障子張り、封入発送等</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおりとする。</p>

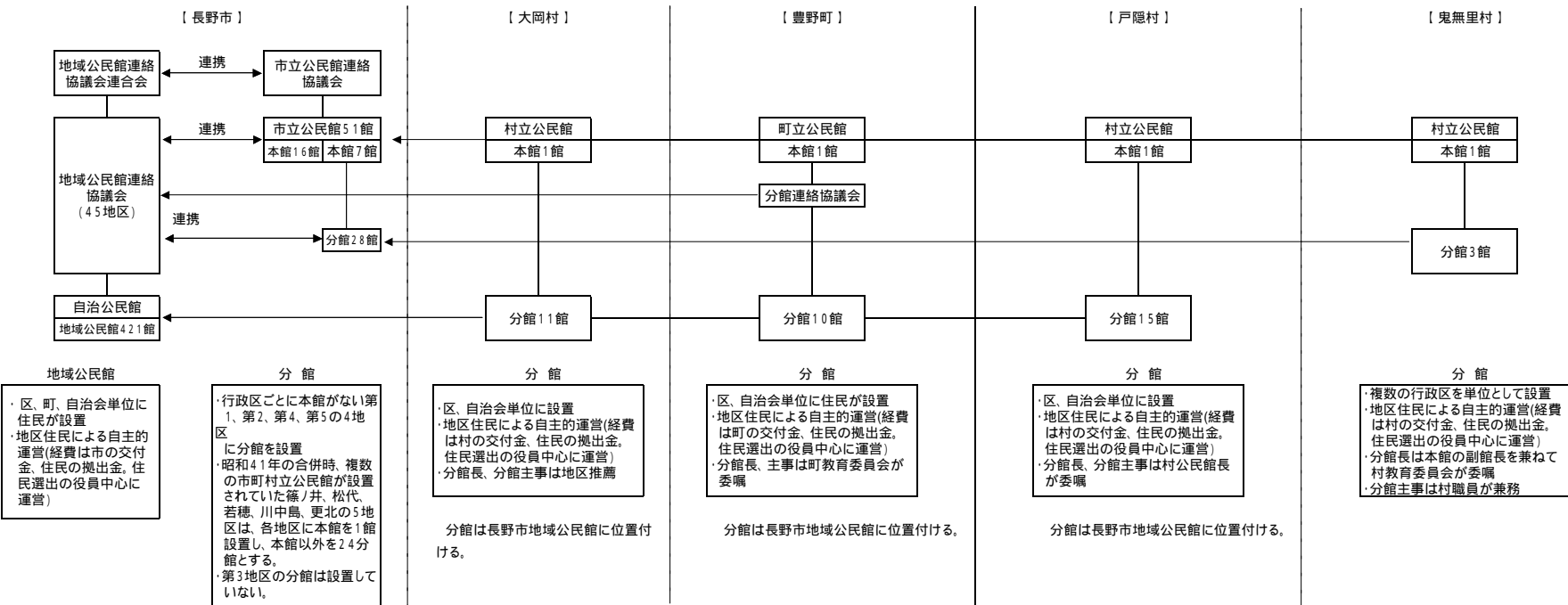
現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野県農業信用基金協会</p> <p>1 設置の目的 農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその資本整備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>2 設立年月日 昭和36年12月28日</p> <p>3 組織 ・理事 14名(会長1名、専務理事1名) ・監事 3名 ・会員数 168名 ・職員数 19名(総務部4名、業務部8名、債権管理部7名)</p> <p>4 資本金 5,163,330,000円</p> <p>5 長野市出資状況 ・出資口数 2,392口 ・出資金額 23,920,000円 ・出資率(対資本金) 0.46%</p>	<p>長野県農業信用基金協会</p> <p>1 設置の目的 農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその資本整備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>2 設立年月日 昭和36年12月28日</p> <p>3 組織 ・理事 14名(会長1名、専務理事1名) ・監事 3名 ・会員数 168名 ・職員数 19名(総務部4名、業務部8名、債権管理部7名)</p> <p>4 資本金 5,163,330,000円</p> <p>5 大岡村出資状況 ・出資口数 94口 ・出資金額 940,000円 ・出資率(対資本金) 0.02%</p>	<p>長野県農業信用基金協会</p> <p>1 設置の目的 農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその資本整備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>2 設立年月日 昭和36年12月28日</p> <p>3 組織 ・理事 14名(会長1名、専務理事1名) ・監事 3名 ・会員数 168名 ・職員数 19名(総務部4名、業務部8名、債権管理部7名)</p> <p>4 資本金 5,163,330,000円</p> <p>5 豊野町出資状況 ・出資口数 176口 ・出資金額 1,760,000円 ・出資率(対資本金) 0.03%</p>	<p>長野県農業信用基金協会</p> <p>1 設置の目的 農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその資本整備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>2 設立年月日 昭和36年12月28日</p> <p>3 組織 ・理事 14名(会長1名、専務理事1名) ・監事 3名 ・会員数 168名 ・職員数 19名(総務部4名、業務部8名、債権管理部7名)</p> <p>4 資本金 5,163,330,000円</p> <p>5 戸隠村出資状況 ・出資口数 179口 ・出資金額 1,790,000円 ・出資率(対資本金) 0.03%</p>	<p>長野県農業信用基金協会</p> <p>1 設置の目的 農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することにより、農業者等がその資本整備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金、その他農業者が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>2 設立年月日 昭和36年12月28日</p> <p>3 組織 ・理事 14名(会長1名、専務理事1名) ・監事 3名 ・会員数 168名 ・職員数 19名(総務部4名、業務部8名、債権管理部7名)</p> <p>4 資本金 5,163,330,000円</p> <p>5 鬼無里村出資状況 ・出資口数 121口 ・出資金額 1,210,000円 ・出資率(対資本金) 0.02%</p>	<p>大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村は合併の前日をもって当該団体から脱退する。大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の出資金については、長野市が引き継ぐ。</p>
<p>長野市緑と花いっぱいの会</p> <p>1 設置の目的 市内の緑と花を愛好する者が協力して、緑と花の普及に関する運動を推進し、緑と花を育てることにより、生活にうるおいとやすらぎのある明るい社会づくりを図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容 緑と花いっぱい運動の推進 種苗・肥料等のあっせん及び配布 講習会・展示会等の開催 その他目的達成に必要な事項</p> <p>3 組織 ・会員団体 27団体 ・会長 1名 ・副会長 3名 ・理事 2名 ・監事 2名 ・事務局長 長野市公園緑地課長 ・事務局 長野市公園緑地課</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>現行のとおりとする。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市連合婦人会</p> <p>1 設置の目的 加盟婦人会相互の親睦と、地区婦人会の活動を助成して進歩向上を期すると共にその成果を結集して、よりよき社会づくりに努力し、相互の連絡協調を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・社会教育事業 ・長野市連合婦人会活動事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・書記 2名 ・監事 2名 ・事務局 長野県連合婦人会館内</p>	<p>該当なし</p>	<p>とよのニュー女性の会</p> <p>1 設置の目的 会員相互の親睦を図り、女性の地位と教養を高め、高齢化社会に対応できる人づくりと仲間づくりにより、地域に貢献することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 (1) 親睦を深め、住みよい地域づくりのための事業 (2) 女性の地位と教養を高めるための事業 (3) 趣味を身につけ、豊かな心を育む事業 (4) 高齢化社会での扶助事業 (5) その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1名 ・役員 若干名 ・監査員 2名 ・監事 2名 ・事務局 豊野町公民館</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市PTA連合会</p> <p>1 設置の目的 参加PTA相互の連絡協調を緊密にし、教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・専門委員会の活動 ・母親委員会の活動 ・ブロック協議会の活動 ・長野市PTA安全互助会の活動 ・新聞の発行 年3回発行 ・その他の活動</p> <p>3 組織 会長 1名、副会長5名、理事若干名、監事3名 事務局長 1名 事務局員 3名 会員(単位PTA) 小・中学校 2校 小学校 48校 高校 1校 中学校 18校 計 69校</p> <p>4 ブロック協議会 ・東部ブロック協議会 ・東北ブロック協議会 ・南部ブロック協議会 ・犀南ブロック協議会 ・西部ブロック協議会 ・北部ブロック協議会 ・犀北ブロック協議会</p>	<p>更埴地区PTA連合会</p> <p>1 設置の目的 更級郡、埴科郡、千曲市の各学校PTAをもつて組織し教育を振興し、児童生徒の福祉を進めることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・運営に関する研究協議、講演、講習の開催 ・教育に関係ある団体への協力 ・その他必要と認めた事業</p> <p>3 組織 会長 1名、副会長4名、理事11名、監事2名 代議員 若干名 幹事 若干名 会員(単位PTA) 小学校 13校 中学校 6校 計 19校</p> <p>4 ブロック協議会 ・坂城ブロック協議会 ・戸倉上山田ブロック協議会 ・川西ブロック協議会 ・川東ブロック協議会</p>	<p>豊野町三校PTA連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 参加PTA相互の連絡協調を緊密にし、教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・専門委員会の活動 ・豊野町PTA安全互助会の活動 ・会報の発行 ・その他の活動</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名</p>	<p>上水内郡中部PTA連合会</p> <p>1 設置の目的 本会は、戸隠村・鬼無里村両村の村立小中学校PTAが連絡協議して教育の振興を図り、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・PTA会員の教養に関する事項 ・児童生徒の厚生及び郊外指導に関する事項 ・教育環境および教育施設整備に関する事項 ・その他教育上必要と認めた事項</p> <p>3 組織 会長 1名、副会長3名、代議員27名、会計監事3名 事務局長 1名 事務局員 2名 会員(単位PTA) 小学校 3校 中学校 2校 計 5校</p>	<p>上水内郡中部PTA連合会</p> <p>1 設置の目的 本会は、戸隠村・鬼無里村両村の村立小中学校PTAが連絡協議して教育の振興を図り、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・PTA会員の教養に関する事項 ・児童生徒の厚生及び郊外指導に関する事項 ・教育環境および教育施設整備に関する事項 ・その他教育上必要と認めた事項</p> <p>3 組織 会長 1名、副会長3名、代議員27名、会計監事3名 事務局長 1名 事務局員 2名 会員(単位PTA) 小学校 3校 中学校 2校 計 5校</p>	<p>豊野町三校PTA連絡協議会及び上水内郡中部PTA連合会は、合併時に統合するよう調整に努める。 大岡村は、合併の前日をもって当該団体から脱退し、長野市PTA連合会に加入するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市地域公民館連絡協議会連合会</p> <p>1 設置の目的 地域公民館の進展のため各地域公民館連絡協議会の連絡・提携を図りその事業運営について研究・協議することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・会報発行 ・文化生涯学習に関すること。 ・体育振興に関すること。 ・行政機関および関係団体との交流に関すること。 ・その他目的達成に必要なこと。</p> <p>3 組織 会長1名、副会長3名、理事44名、会計監事2名 事務局長1名、事務局職員若干名 (生涯学習課職員2名(書類の取次ぎ程度))</p> <p>4 事務局 市教育委員会生涯学習課</p>	<p>該当なし</p>	<p>分館連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 地域における生涯学習の実践の場として、独自各種団体及びグループとの協調を得ながら、公民館活動のリーダーとして、分館相互の連絡調整をはかり、もって健康で心豊かな人づくり、地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類 ・分館長、主事の研修に関すること。 ・分館間の連絡、協議に関すること。 ・その他、この会の目的達成のために必要なこと。</p> <p>3 組織 会 長 1名 副会長 1名 幹 事 1名</p> <p>4 事務局 町公民館</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

(参考)

公立公民館の組織図及び自治公民館との関係



現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市文化芸術協議会</p> <p>1 目的 長野市内の文化芸術団体の連絡協調を図り、市民文化の向上に寄与する。</p> <p>2 対象 文化芸術団体</p> <p>3 内容 加盟団体の強化発展と連絡融和を図る。 市民文化の向上に関し、教育委員会その他の機関に必要な建言をする。 文化芸術向上に関する施設の計画及び推進を図る。 文化芸術運動の宣伝啓発及び指導育成を図る。 文化芸術の向上に関する資料の調査研究及び需給斡旋をする。 講演会・展覧会・コンクール・文化芸術祭を開催する。</p> <p>4 組織 会長1名、副会長2名、理事31名、幹事4名(内1名は会計兼務)、監事2名、顧問4名、参与1名 会員数6,000名、加盟団体31団体</p> <p>5 事務局 市教育委員会文化課</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町文化振興協会</p> <p>1 目的 ふるさとにより良い文化と自然環境を育み、住みよい町づくりに寄与する。</p> <p>2 対象 豊野町に在住又は通勤するすべての人(サークル・個人を問わず。)</p> <p>3 内容 文化サークル間の親睦と発表の場づくり 講座、講演、講習、鑑賞等の開催と各種作品の展示発表 個性ある美しい町づくり運動 郷土文化の掘り起こしと文化施設の建設促進 情報交換と広報活動</p> <p>4 組織 会長1名、副会長5名、理事7名(うち会計1名)、監事2名、顧問(町長、議会議長、教育委員長、前会長) 相談役(教育長、公民館長) 会員580名、加盟サークル80</p> <p>5 事務局 豊野町公民館</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市スポーツ少年団</p> <p>1 設立の目的 スポーツを通じて少年の心身を鍛錬することを目的として、市内のスポーツ少年団を育成指導する。</p> <p>2 事業概要 ・スポーツ少年団の育成 ・スポーツ少年団の登録と報告 ・スポーツ少年団指導者の育成 ・体力テスト及びその他全市の行事の実施 ・関係団体との連絡調整 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 長野市スポーツ少年団指導者協議会(本部規定第14条により設置) ・少年団に登録された指導者により広報普及部会、指導育成部会、活動施設部会の各部会を運営</p> <p>4 組織 ・少年団本部 本部長 市体育協会副会長 副本部長2名(本部理事)、本部理事12名 加盟団体 12団体 (日本スポーツ少年団登録団体)</p> <p>5 指導者協議会 会長 本部長と兼務 副会長 2名 (副本部長兼務) 指導協理事 12名</p> <p>6 事務局 (財)長野市体育協会</p>	<p>大岡村スポーツ少年団</p> <p>1 設立の目的 スポーツを通じて少年の心身を鍛錬することを目的としてスポーツ少年団を育成指導する。</p> <p>2 事業概要 ・スポーツ少年団の育成</p> <p>3 組織 加盟団体 1団体(日本スポーツ少年団未登録団体)</p> <p>4 事務局 村教育委員会社会体育係 ・保護者有志により運営</p>	<p>豊野町スポーツ少年団</p> <p>1 設立の目的 スポーツを通じて少年の心身を鍛錬することを目的としてスポーツ少年団を育成指導する。</p> <p>2 事業概要 ・スポーツ少年団の育成 ・スポーツ少年団の登録と報告 ・スポーツ少年団指導者の育成 ・関係団体との連絡調整 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 豊野町スポーツ少年団指導者協議会(本部規定第9条により設置) ・少年団に登録された指導者により広報普及部会、指導育成部会、活動施設部会の各部会を運営</p> <p>4 組織 ・少年団本部 本部長 町教育長 副本部長 指導者協議会長、委員16名、顧問 5名 加盟団体 5団体 (日本スポーツ少年団登録団体)</p> <p>5 指導者協議会 会長 1名 副会長 3名(各部会長を兼務) 理事 8名</p> <p>6 事務局 町教育課</p>	<p>該当なし</p>	<p>鬼無里村スポーツ少年団</p> <p>1 設立の目的 スポーツを通じて少年の心身を鍛錬することを目的としてスポーツ少年団を育成指導する。</p> <p>2 事業概要 ・スポーツ少年団の育成 ・スポーツ少年団の登録と報告 ・スポーツ少年団指導者の育成 ・体力テストの実施 ・関係団体との連絡調整 ・その他目的達成に必要な事業</p> <p>3 組織 ・少年団本部 本部長 村教育長 加盟団体 3団体 (日本スポーツ少年団登録団体)</p> <p>4 事務局 村教育委員会社会教育係</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市企業人権同和教育推進協議会</p> <p>1 設置の目的 国民的課題である人権同和教育の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに会員相互が連携して人権同和教育を積極的に推進し、差別のない職場の実現と企業の発展を期することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・企業人権同和教育の総合的推進に関すること、 ・企業内人権同和教育の連絡提携に関すること、 ・企業内人権同和教育の研修啓発に関すること、 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 6名 ・理事 27名 ・会員 412社</p> <p>4 事務局 会長所屬の事業所内</p>	<p>大岡村企業人権同和教育推進協議会</p> <p>1 設置の目的 国民的課題である人権同和教育の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに会員相互が連携して人権同和教育を積極的に推進し、差別のない職場の実現と企業の発展を期することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・企業人権同和教育の総合的推進に関すること、 ・企業内人権同和教育の連絡提携に関すること、 ・企業内人権同和教育の研修啓発に関すること、 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・会員 9社</p> <p>4 事務局 村商工会</p>	<p>豊野町企業人権同和教育推進協議会</p> <p>1 設置の目的 企業主ならびに事業主の自主組織であり、町内企業ならびに事業所における人権同和教育を解消し明るい職場をつくるために企業内人権同和教育を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・会員相互の連絡提携及び企業内人権同和教育の推進方法の調査研究 ・会員及び従業員の正しい理解と認識を高めるための講演会研修会の開催 ・会員企業における人権同和教育の実施について必要な指導と援助 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 9名 ・会員 45社</p> <p>4 事務局 町教育課</p>	<p>戸隠村企業人権教育推進協議会</p> <p>1 設置の目的 国民的課題である部落差別の撤廃をはじめ、あらゆる差別の根絶にむけ企業人権教育の継続実践を行う。</p> <p>2 事業内容 ・企業人権同和教育の総合的推進に関すること、 ・企業内人権同和教育の連絡提携に関すること、 ・企業内人権同和教育の研修啓発に関すること、 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 3名 ・会員 19社</p> <p>4 事務局 村住民課</p>	<p>鬼無里村企業人権同和教育推進協議会</p> <p>1 設置の目的 本会は、国民的課題である人権同和教育の解決を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに会員相互の連携により、人権同和教育を積極的に推進し、差別のない職場の実現を期することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・企業内人権同和教育の総合的推進に関すること、 ・企業内人権同和教育の連絡提携に関すること、 ・企業内人権同和教育の研修啓発に関すること、 ・その他必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 4名 ・会員 92社</p> <p>4 事務局 村差別撤廃人権擁護推進室</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市人権同和教育促進連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 各地区人権同和教育促進協議会等の活動を一層高めるため、全市の人権同和教育促進協議会等が相互に連絡協力を図り、必要な事項を推進して部落差別等あらゆる差別のない明るい長野市を築くことを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・各地区人権同和教育促進協議会等の情報収集と連絡 ・研修会の開催 ・関係団体との連絡提携 ・その他、この会の目的達成に必要なこと。</p> <p>3 組織 会長1名、副会長2名、常任理事6名、理事17名、監事2名</p> <p>4 事務局 市人権同和教育課</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町部落解放推進委員会</p> <p>1 設置の目的 豊野町における部落の完全解放を推進することを目的とする。</p> <p>2 事業内容 ・啓発に関すること、 ・社会教育に関すること、 ・学校教育に関すること、 ・その他目的達成に必要なこと。</p> <p>3 組織 会長1名、副会長3名、理事若干名</p> <p>4 事務局 町人権同和政策課</p>	<p>戸隠村人権同和教育促進連絡協議会</p> <p>1 設置の目的 人権教育を総合的に推進を図るため協議会を設置する。</p> <p>2 事業内容 ・協議会は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、豊かで活力ある村づくりを図るため、人権教育の推進について調査審議し、連携を図る。 ・協議会は必要と認めるときは、村長に意見具申し、関係機関に建議する。 ・その他、この会の目的達成に必要なこと。</p> <p>3 組織 会長1名、副会長1名、委員60名以内</p> <p>4 事務局 村同和对策室</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市青少年育成市民会議</p> <p>1 設置の目的</p> <p>(1) 長野市青少年育成市民会議 青少年問題の重要性にかんがみ、市内の各地域における青少年育成に関わる各種団体及び学校との相互の密接な連携協力により、相互の教育力を向上させ、もって時代を担う青少年の健全な育成を図るために青少年育成地区会議の連合体として設置</p> <p>(2) 長野市青少年育成地区会議 長野市青少年保護育成条例施行に伴い、昭和53年に区長会、育成会、PTA、少年補導委員会、少年友の会、防犯協会、婦人会等の青少年関係諸団体を網羅して、市内行政区26地区に設置された。 市民会議で決定された市民の手による青少年健全育成のための様々な活動計画を、より効果的に実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 長野市青少年育成市民会議 ・青少年の健全育成を推進するための諸活動 ・関係行政機関及び関係団体との連絡調整 ・地域と学校が共同して事業を行い、相互の教育力を活性化させるための連携活動 ・その他この会議の目的を達成するための諸活動</p> <p>(2) 長野市青少年育成地区会議 ・市民会議で決定された様々な活動計画を各地区の実情に応じ実施する。 ・家庭のしつけミニ講座の開催</p> <p>3 組織</p> <p>(1) 長野市青少年育成市民会議 ・会長 1名 ・副会長 7名 ・参与 3名(小・中・高等学校長代表) ・監事 2名 (青少年育成地区会議会長から互選) ・幹事 3名 (子ども会育成連絡協議会、PTA連合会、少年補導委員協議会の各事務局) ・常任理事 26名 (青少年育成地区会議会長) ・理事 180名 (青少年関係諸団体の会長及び事務局)</p> <p>(2) 長野市青少年育成地区会議 ・役員構成は、地区会議毎に規約で定めている。 ・地区会議の組織構成は、地区の実情により異なる。</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町青少年育成町民会議</p> <p>1 設置の目的 青少年問題のもつ重要性にかんがみ、町内に組織された青少年の育成に係る諸団体の相互の密接な連絡及び協力を図り、もって全町総ぐるみで、時代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 町民総ぐるみで、青少年を非行から守り、健全育成を推進するための諸事業</p> <p>(2) 青少年の家庭、地域における生活の充実と環境浄化の全町運動を推進する。</p> <p>(3) 青少年に係る関係機関、団体との連携を図る。</p> <p>(4) その他、この会議の目的を達成するために必要な諸活動</p> <p>3 組織</p> <p>・会長 1名 ・副会長 1名 ・参与 14名 (教育長、小・中・専門学校長、社会教育委員、教育委員、豊野駅長、豊野町公民館長) ・監事 2名 ・常任理事 30名 ・顧問 豊野町長、町議会社会文教委員長</p> <p>4 事務局 町教育課</p>	<p>戸隠村青少年育成村民会議</p> <p>1 設置の目的</p> <p>(1) 戸隠村青少年育成村民会議 青少年問題の重要性にかんがみ、広く村民の総意を結集して時代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として設置</p> <p>(2) 戸隠村青少年地区育成会 地区育成会、PTA、少年友の会、防犯協会、学校関係等の青少年関係諸団体を網羅して、村内15地区に設置された。村民会議で決定された事業内容及び地区独自の事業等青少年健全育成のための活動計画を、より効果的に実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 戸隠村青少年育成村民会議 ・青少年問題に対する連絡提携に関すること。 ・地区青少年育成会の指導及び事業の推進を図ること。 ・青少年健全育成のための環境浄化と社会意識の高揚を図ること。 ・その他、目的達成に必要な事業</p> <p>(2) 戸隠村青少年地区育成会 ・青少年健全育成を推進するための諸活動 ・村民会議との連絡調整</p> <p>3 組織</p> <p>(1) 戸隠村青少年育成村民会議 ・会長 1名 少年友の会 ・副会長 1名 公民館長 ・監事 2名 民生委員会長、収入役 ・理事 16名以内</p> <p>(2) 戸隠村青少年地区育成会 ・会長 各地区1名(15地区区長他) ・指導員 各地区1名(15名)</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市子ども会育成連絡協議会</p> <p>該当なし</p> <p>1 目的 子ども会活動を通して青少年の健全育成を図るために、長野市内に42ある、地区子ども会育成連絡協議会(以下「地区育連協」という。)相互の連絡を密にし協力することで、子ども会育成会活動の活性化を図る。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 3名(内、会長代行兼任1名 事務局長兼任1名) ・会計 1名 ・常任理事 7名 ・監事 2名 ・専門部長 3名(総務、広報、指導) ・事務局 長野市教育委員会青少年課 ・地区育連協 42地区 ・単子子ども育成会 475育成会</p> <p>3 事業 (1) 青少年の健全育成に関する事業 (2) 地区育連協等が実施する事業の指導及び援助 (3) 指導者の育成及び資質向上のための研修会等の開催 (4) 関係機関及び関係団体との連携</p> <p>4 主な活動内容 (1) 研修会等の開催 ア 子ども会育成指導者研修会(対象:単子子ども育成会役員)(市教育委員会との共催) イ 前・後期地区育連協役員研修会(対象:地区育連協正副会長) ウ 長野地方、県、関東甲信越静ブロック、全国同等の研修会への参加 エ 理事会、役員会等諸会議の開催 (2) 地区育連協、単子子ども会育成会の振興 ア 地区育連協等への補助金の交付 ・子ども体験活動等活性化補助金(事業費の2分の1以下、1地区25万円限度)・育成会振興事業補助金(総額126万円の地区世帯数割)・子ども会育成事業補助金(1地区2万円) ・無形文化財保存事業補助金(1単子育成会3万円) イ リーダーの養成 ジュニアリーダー研修会(年7回・受講生62名)・成人指導者研修会(年5回・受講生33名)の開催(いずれも市教育委員会との共催)、長野シニアリーダーズクラブ(10万円)・長野市子ども会成人指導者の会(5万円)への補助金交付 ウ 県子ども会安全会への加入の推進(幼児、小・中学生:38,341名) (イ、ウの人数はいずれも平成14年度11月末現在) (3) 他団体主催事業の後援、協賛、運営協力 (4) ナガノ子ども会まつりの開催(実行委員会構成団体として)</p>	<p>豊野町子ども会育成会連絡協議会</p> <p>1 目的 子ども会を通じて、青少年の健全育成を図るために、地区子ども会育成会相互の連絡を密にして、相互協力することを目的とする。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名 ・委員 1名 ・顧問 若干名 ・参与 9名 ・単子育成会子ども会 10育成会</p> <p>3 事業 (1) 青少年の健全育成に関すること。 (2) 指導者のための研修会、講習会等の開催に関すること。 (3) 関係団体等が実施する事業への参画に関すること。 (4) 関係期間および関係団体等の連絡提携に関すること。 (5) その他、この会の目的達成のために必要な事業</p> <p>4 主な活動内容 (1) 単子育成会の子どもの組織化 ア 子ども会リーダー会の運営 イ 子ども会研究会(学校、PTA、校外指導、育成会) (2) 子ども会リーダー育成に協力 ア インリーダー講習(6,8,9,10月) イ 野外体験活動検討(学校5日制の対応) (3) しつけ講座の協力 (4) 役員研修(新年度) (5) 事業活動情報 ア 広報「子ども会とよの」の発行(年2回) (6) 関連団体の研修会、大会、事業に協力参加 ア ヨイショまつり参加 イ 町民運動会に参加 ウ ふれあい広場に参加 エ 県、町等の研修会、大会に参加</p> <p>5 事務局 町教育課</p>	<p>戸隠村子ども会育成連絡協議会</p> <p>1 目的 子ども会を通じて、青少年の健全育成を図るために、村内15ある地区育成会相互の連絡を密にして、協力することで育成会活動の活性化を図る。</p> <p>2 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・幹事 7名</p> <p>3 事業 (1) 青少年の健全育成に関すること。 (2) 指導者の育成及び資質向上のための研修会等の開催 (3) 地区育成会等が実施する事業の援助</p> <p>4 主な活動内容 (1) 研修会等の開催 ア 地区育成会長及び指導者の研修会</p> <p>5 事務局 村民課</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>	

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>ボーイスカウト長野連盟長野地区協議会 長野地区(長野市、飯山市、戸隠村)</p> <p>1 設置の目的 ボーイスカウトは、自立心を持った健全な青少年の育成を目標とした、世界的な社会教育団体、子どもたちの好奇心や探究心に応え、さまざまな活動のもと、各年代にあった育成を行い心と身体のバランスのとれた人格の形成をめざす。</p> <p>2 活動内容 (1) 野外活動 (2) 奉仕活動 (3) スカウト活動</p> <p>3 組織 ・地区協議会会長 1名 ・同副会長 2名 ・地区委員長 1名 ・同副委員長 若干名 ・地区コミッショナー 1名 ・各種委員長 若干名 ・同副委員長 若干名 ・監事 2名 ・事務局長 1名 ・会計 1名 ・相談役 1名</p> <p>4 事務局 2市1村の持ち回り</p>	該当なし	該当なし	<p>ボーイスカウト長野連盟長野地区協議会 長野地区(長野市、飯山市、戸隠村)</p> <p>1 設置の目的 ボーイスカウトは、自立心を持った健全な青少年の育成を目標とした、世界的な社会教育団体、子どもたちの好奇心や探究心に応え、さまざまな活動のもと、各年代にあった育成を行い心と身体のバランスのとれた人格の形成をめざす。</p> <p>2 活動内容 (1) 野外活動 (2) 奉仕活動 (3) スカウト活動</p> <p>3 組織 ・地区協議会会長 1名 ・同副会長 2名 ・地区委員長 1名 ・同副委員長 若干名 ・地区コミッショナー 1名 ・各種委員長 若干名 ・同副委員長 若干名 ・監事 2名 ・事務局長 1名 ・会計 1名 ・相談役 1名</p> <p>4 事務局 2市1村の持ち回り</p>	該当なし	現行のとおりとする。
<p>ガールスカウト長野市内団協議会</p> <p>1 設置の目的 長野市におけるガールスカウト活動を助成し、その健全なる育成と発展を図り、青少年教育振興のため、少女たちのスカウト活動をより充実させるため。</p> <p>2 活動内容 (1) スカウト活動 (2) 対外活動 (3) スカウトキャンプ (4) 成人指導者養成講習会 (5) 成人指導者研修 (6) 特別事業</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 若干名 ・会計 2名 ・監事 2名</p> <p>4 事務局 市青少年課</p>	該当なし	該当なし	<p>ガールスカウト長野県支部30団</p> <p>1 設置の目的 ガールスカウト活動を助成し、その健全なる育成と発展を図り、青少年教育振興のため、少女たちのスカウト活動をより充実させるため。</p> <p>2 活動内容 (1) スカウト活動 (2) 対外活動 (3) スカウトキャンプ (4) 成人指導者養成講習会 (5) 成人指導者研修 (6) 特別事業</p> <p>3 組織 ・委員長 1名 ・書記 1名 ・会計 1名</p> <p>4 事務局 会計宅</p>	該当なし	合併時に統合するよう調整に努める。

現 況 比 較					調 整 方 針
長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村	
<p>長野市浄化槽維持管理協議会</p> <p>1 団体の目的 浄化槽法の主旨に基づき、浄化槽の適正な維持管理を推進することにより、清潔な生活環境の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。</p> <p>2 活動内容 ・会報の発行(年2回) ・施設の視察研修 ・地区研修会の補助 ・業者に対する技術研修 ・その他、目的達成のための必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 4名 ・理事 10名 ・監事 2名 ・顧問 1名</p> <p>4 会員 ・一般会員 660名 ・専門会員 40名</p> <p>5 事務局 市環境第二課</p>	<p>該当なし</p>	<p>豊野町浄化槽維持管理協議会</p> <p>1 団体の目的 浄化槽法の趣旨に基づき浄化槽の維持管理を適正に実施し、文化生活的向上と地域住民の環境保全に寄与することを目的とする。</p> <p>2 活動内容 ・浄化槽の維持管理(清掃、保守点検)の安全実施の推進 ・浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会、講習会の開催 ・その他、目的達成のための必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・理事 若干名 ・監事 2名</p> <p>4 会員 73名</p> <p>5 事務局 町税務住民課</p>	<p>戸隠・鬼無里浄化槽維持管理協議会</p> <p>1 団体の目的 浄化槽法の趣旨に基づき浄化槽の維持管理を適正に実施し、文化生活的向上と地域住民の環境保全に寄与することを目的とする。</p> <p>2 活動内容 ・浄化槽の維持管理(清掃、保守点検)の安全実施の推進 ・浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会、講習会の開催 ・その他、目的達成のための必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・幹事 若干名 ・監事 2名</p> <p>4 会員 147名(戸隠村137名)</p> <p>5 事務局 村住民課</p>	<p>戸隠・鬼無里浄化槽維持管理協議会</p> <p>1 団体の目的 浄化槽法の趣旨に基づき浄化槽の維持管理を適正に実施し、文化生活的向上と地域住民の環境保全に寄与することを目的とする。</p> <p>2 活動内容 ・浄化槽の維持管理(清掃、保守点検)の安全実施の推進 ・浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会、講習会の開催 ・その他、目的達成のための必要な事項</p> <p>3 組織 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・幹事 若干名 ・監事 2名</p> <p>4 会員 147名(鬼無里村10名)</p> <p>5 事務局 村建設水道課</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>
<p>長野市明るい選挙推進協議会</p> <p>1 設置の目的 長野市における明るい選挙推進運動の実施に関し、総合的な企画及びその推進について協議し、明るい選挙実現を期することを目的とする。</p> <p>2 内容 ・選挙啓発の企画立案 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 委員は、各種団体の代表者69名で構成 昭和42年3月15日発足 構成員の出身団体 ・区長 26名 ・各地区白バラ友の会会長 26名 ・公民館連絡協議会会長 1名 ・老人クラブ連合会会長 1名 ・連合婦人会会長 1名 ・長野青年会議所理事長 1名 ・南長野青年会議所理事長 1名 ・有線施設協会局長 1名 ・学識経験者 1名 ・働く婦人の家館長 1名 ・南部働く婦人の家館長 1名 ・選挙管理委員 4名 ・選挙管理委員補充員 4名</p> <p>4 支部協議会 市内26地区に設置され区長が支部長を務める。白バラ友の会と共に地域における啓発活動の主体として活動している。</p> <p>5 事務局 市選挙管理委員会</p>	<p>大岡村明るい選挙推進協議会</p> <p>1 設置の目的 大岡村における明るい選挙推進運動の実施に関し、総合的な企画及びその推進について協議し、明るい選挙実現を期することを目的とする。</p> <p>2 内容 ・選挙啓発の企画立案 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 運営委員及び委員28名で構成 平成2年12月7日発足 構成員の出身母体 ・分館長 11名 ・公民館長 1名 ・老人クラブ 4名 ・教育委員長 1名 ・JA支所長 1名 ・JA女性部 1名 ・駐在所 1名 ・選挙管理委員 4名 ・選挙管理委員補充員 4名</p> <p>4 幹事 書記長、書記1名</p> <p>5 事務局 村選挙管理委員会</p>	<p>豊野町明るい選挙推進協議会</p> <p>1 設置の目的 豊野町における明るい選挙運動の実施に関し、その総合的な企画及び推進について協議し、明るい選挙推進に資することを目的とする。</p> <p>2 内容 ・選挙啓発の企画立案 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 委員は、各種団体の代表者34名で構成 平成2年2月1日発足 構成員の出身母体 ・選挙管理委員・補充員 8名 ・区長 7名 ・教育委員長 1名 ・社会教育委員長 1名 ・公民館(本館長・分館長) 11名 ・女性団体連絡協議会会長・副会長 3名 ・老人クラブ連合会正副会長 2名 ・豊野町交番所長 1名</p> <p>4 幹事 書記長、書記2名、教育課長、教育課生涯学習係長</p> <p>5 事務局 町選挙管理委員会</p>	<p>戸隠村明るい選挙推進協議会</p> <p>1 設置の目的 戸隠村における明るい選挙推進運動の実施に関し、その総合的な企画及び推進について協議し、明るい選挙実現に資することを目的とする。</p> <p>2 内容 ・選挙啓発の企画立案 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 協議会の委員は、明るい選挙運動に協力する各種団体の代表者50名以内をもって組織する。 昭和37年6月24日発足 構成員の出身母体 ・選挙管理委員・補充員 8名 ・区長 15名 ・公民館 2名 ・女性団体連絡協議会 2名 ・老人クラブ 15名 ・農協・商工会 4名 ・学校長及び教頭 4名</p> <p>4 幹事 書記長、書記2名</p> <p>5 事務局 村選挙管理委員会</p>	<p>鬼無里村明るい選挙推進委員会</p> <p>1 設置の目的 鬼無里村における明るい選挙運動の実施に関し、その総合的な企画及び推進について協議し、明るい選挙推進に資することを目的とする。</p> <p>2 内容 ・選挙啓発の企画立案 ・研修会等の開催</p> <p>3 組織 委員は、28名で構成 昭和55年1月1日発足 構成員の出身母体 ・選挙管理委員・補充員 8名 ・囃託員 20名</p> <p>4 事務局 村選挙管理委員会</p>	<p>合併時に統合するよう調整に努める。</p>

(参考)

1 公共的団体等の定義

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、法人であるか否かは問わない。

2 公共的団体等の取扱いに関する法令

・地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

・市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（国、都道府県等の協力等）

第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

議案第15号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。

- 1 長野市と大岡村、豊野町、戸隠村又は鬼無里村で同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て、統合する。
- 2 長野市、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村独自の補助金等については、合併後の市域内の均衡を失しないよう調整する。

(参考)

現況比較

主な各種団体等に対する補助金・交付金等

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
長野簡易郵便局連合会負担金				
長野南職域防犯協会負担金				
有線放送電話共同施設協会補助金				
地方行財政調査会負担金				
信越受信環境クリーン協会負担金				
防火管理協議会負担金		長野防火管理協議会会費		
長野地区電信電話ユーザー協会負担金		長野地区電信電話ユーザー協会負担金	北信有線放送協会負担金	長野地区電信電話ユーザー協会負担金
長野県自治会連合会負担金				
長野市暴力追放市民協力会補助金				
長水防犯協会連合会負担金		長水防犯協会連合会負担金	戸隠村防犯協会交付金	長水防犯協会連合会負担金
長野南防犯協会連合会負担金	長野南防犯協会連合会負担金			
松代町防犯協会負担金				
各地区住居表示実施協議会補助金				
長野市日中友好協会補助金				
社団法人日中友好協会負担金	長野県日中友好協会会費		長野県日中友好協会会費	長野県日中友好協会会費
日本国際連合協会長野県本部負担金	日本国際連合協会長野県本部負担金	日本国際連合協会長野県本部負担金	日本国際連合協会長野県本部負担金	日本国際連合協会長野県本部負担金
財団法人オイスカ長野県本部負担金		財団法人オイスカ長野県本部負担金	財団法人オイスカ長野県本部負担金	財団法人オイスカ長野県本部負担金
財団法人アジア刑政財団長野県本部負担金				
新世代情報通信フェア負担金				
テレトピア促進協議会会費				
電気通信高度化協会(TAC)会費				
長野県市長会負担金	更水町村会負担金	更水町村会負担金	更水町村会負担金	更水町村会負担金
信越情報通信懇談会会費				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
地方自治情報センター負担金		地方自治情報センター負担金		地方自治情報センター会費
公立文化施設協議会負担金				
公務研修協議会会費				
関東地区公務研修協議会会費				
日本経営協会会費				
地方行財政協議会会費			財団法人地方財務協会会費	財団法人地方財務協会会費
長野市企業人権同和教育推進協議会会費				
自治研修協議会会費				
長野県松本空港利用促進協議会負担金	長野県松本空港利用促進協議会負担金	長野県松本空港利用促進協議会負担金	長野県松本空港利用促進協議会負担金	長野県松本空港利用促進協議会負担金
地方自治研究機構賛助会費				
地域活性化センタ - 会費	地域活性化センター会費	地域活性化センタ - 会費	地域活性化センター会費	地域活性化センター会費
	全国過疎地域自立促進連盟長野県支部負担金		全国過疎地域自立促進連盟長野県支部負担金	全国過疎地域自立促進連盟長野県支部負担金
	長野市市町村地域振興団体統合会議会費	長野市市町村地域振興団体統合会議会費	長野市市町村地域振興団体統合会議会費	長野市市町村地域振興団体統合会議会費
長野県世論調査協会会費				
発電関係市町村全国協議会長長野県支部会費	発電関係市町村全国協議会長長野県支部会費		発電関係市町村全国協議会県支部会費	発電関係市町村全国協議会長長野県支部会費
都市・地域ビジョン研究協議会負担金				
長野農林統計協会負担金	長野農林統計協会負担金	長野農林統計協会負担金	長野農林統計協会負担金	長野農林統計協会負担金
長野広域連合負担金	長野広域連合負担金	長野広域連合負担金	長野広域連合負担金	長野広域連合負担金
		北信保健衛生施設組合負担金		
中核市連合会負担金				
日本広報協会会費		日本広報協会会費	日本広報協会会費	
		町人会運営補助金		
北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金	北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金	北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金	北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金	北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金
北陸新幹線関係都市連絡協議会負担金				
長沼地区北陸新幹線対策委員会運営交付金		新幹線地区対策委員会交付金(3地区)		

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
北陸新幹線長野車両基地内乗降施設設置期成会補助金				
上信越自動車道建設促進期成同盟会負担金		上信越自動車道建設促進期成同盟会負担金	上信越自動車道建設促進期成同盟会負担金	
中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会負担金				
		上信越自動車道須坂・上越間建設促進期成同盟会負担金	上信越自動車道須坂・上越間建設促進期成同盟会負担金	
信越本線・しなの鉄道利用促進沿線地域活性化協議会負担金				
飯山線沿線地域活性化協議会負担金		飯山線沿線地域活性化協議会負担金		
		平行在来線(長野～直江津間)沿線地域対策協議会負担金		
鉄道軌道近代化設備整備費補助金				
長野交通安全協会補助金		豊野町交通安全協会交付金	戸隠村交通安全協会交付金	交通安全推進団体補助金
長野南交通安全協会補助金	長野南交通安全協会大岡分会補助金			
松代交通安全協会補助金				
JR川中島・今井駅周辺駐輪場対策委員会補助金				
松代駅前駐輪場管理委員会補助金				
末広町安全駐輪協議会補助金				
JR篠ノ井駅周辺駐輪場対策委員会補助金				
地方債協会会費				
広域都市問題連絡協議会会費				
たばこ税増収・安定化対策事業補助金	たばこ税増収対策協議会補助金	たばこ税増収対策協議会補助金		
長野消防協会負担金	長野消防協会負担金	長野消防協会負担金	長野消防協会負担金	長野消防協会負担金
	長野広域消防運営協議会負担金	長野広域消防運営協議会負担金	長野広域消防運営協議会負担金	長野広域消防運営協議会負担金
		豊野町総合防災訓練地区推進交付金		
		水防対策地区推進交付金		
長野市医師会事務費補助金				
更級医師会事務費補助金				
長野市歯科医師会事務費補助金				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
更級歯科医師会事務費補助金				
財団法人21世紀職業財団賛助会費				
財団法人女性労働協会特別会員負担金				
働く婦人の家連絡協議会負担金				
長野市くらしの会連絡協議会交付金	大岡村消費者の会補助金	豊野町消費者の会交付金	戸隠村消費生活推進の会補助金	鬼無里村くらしの会活動補助金
長野市くらしを考える会交付金				
長野市女性団体連絡会補助金	大岡村女性団体連絡協議会補助金	豊野町女性団体連絡協議会補助金	戸隠村女性団体連絡協議会補助金	鬼無里村女性団体連絡協議会補助金
長野市環境こども会議実行委員会負担金				
クリーン長野運動推進本部補助金				
河川水路をきれいにする推進会活動費補助金				
ながの環境パートナーシップ会議運営費補助金				
長野自動車道・上信越自動車道環境対策協議会負担金				
長野県自然公園協会負担金	長野県自然公園協会負担金		長野県自然公園協会負担金	長野県自然公園協会負担金
国立公園関係都市協議会負担金			(財)国立公園協会負担金	
信濃川を守る協議会負担金	信濃川を守る協議会負担金	信濃川を守る協議会負担金	信濃川を守る協議会負担金	信濃川を守る協議会負担金
全国大気汚染防止連絡会議負担金				
長野県環境保全協会会費				
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会負担金				
社団法人全国都市清掃会議負担金				
財団法人廃棄物研究財団負担金				
リサイクル連絡会運営費補助金				
ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会負担金				
長野県廃棄物処理技術協議会負担金				
長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金	長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金		長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金
長野市社会事業協会運営補助金				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
長野市社会福祉協議会授産施設就労者共済会補助金				
長野市赤十字奉仕団補助金		豊野町赤十字奉仕団補助金		鬼無里村赤十字奉仕団補助金
長野地区保護司会補助金	更埴地区更生保護司会補助金	長野地区保護司会補助金	長野地区保護司会補助金	長野地区保護司会補助金
	更埴地区更生保護婦人会負担金	豊野町保護司会活動補助金		
長野犯罪被害者支援センター補助金				
長野市社会福祉協議会運営補助金	大岡村社会福祉協議会運営補助金	豊野町社会福祉協議会運営補助金	戸隠村社会福祉協議会補助金	鬼無里村社会福祉協議会補助金
長野県民生児童委員協議会補助金	更水民生児童委員協議会負担金	更水民生児童委員協議会負担金	更水民生児童委員協議会負担金	更水民生児童委員協議会負担金
長野市遺族会補助金	大岡村遺族会補助金		戸隠村遺族会補助金	鬼無里村遺族会補助金
長野市傷痍軍人会補助金	大岡村傷痍軍人会補助金			鬼無里村傷痍軍人会補助金
軍恩連盟長野市連合支部補助金	軍恩連盟大岡支部補助金			軍恩連盟鬼無里支部補助金
中国帰国者の会補助金				
長野市老人クラブ連合会運営補助金	大岡村老人クラブ連合会補助金	豊野町老人クラブ連合会助成補助金	戸隠村老人クラブ連合会補助金	鬼無里村老人クラブ連合会助成補助金
長野市老人クラブ活動促進事業補助金		各単位老人クラブ助成補助金	各単位老人クラブ助成補助金	各単位老人クラブ助成補助金
長野市身体障害者福祉協会補助金	大岡村身体障害者福祉協会補助金	豊野町身体障害者福祉協会補助金	戸隠村身体障害者福祉協会補助金	鬼無里村身体障害者福祉協会補助金
長野市肢体不自由児者父母の会補助金				
心身障害者相談員協議会補助金				
知的障害者育成会補助金	手をつなぐ親の会補助金	手をつなぐ親の会補助金	手をつなぐ親の会補助金	手をつなぐ親の会補助金
		つみ木の会補助金		
長野手話サークル補助金				
長野市私立保育協会補助金		私立保育園助成金		
長野市私立幼稚園連盟補助金(28園)				
里親会補助金				
母子寡婦福祉会補助金		母子寡婦福祉会補助金	母子寡婦福祉協会補助金	母子寡婦福祉会補助金
部落解放基本法制定要求国民運動長野市実行委員会補助金	部落解放基本法制定国民運動北信地区負担金	部落解放基本法制定要求国民運動豊野町実行委員会交付金	部落解放基本法制定国民運動北信地区負担金	部落解放基本法制定国民運動北信地区負担金
部落解放同盟長野市協議会補助金		部落解放同盟豊野町支部補助金		部落解放同盟鬼無里支部補助金

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
部落解放推進の会長長野市協議会補助金				
全日本同和会長長野支部補助金				
部落解放運動連合会長長野市協議会補助金				
人権擁護委員協議会活動費補助金	人権擁護委員協議会活動費負担金	人権擁護委員協議会活動費負担金	人権擁護委員協議会活動費負担金	人権擁護委員協議会活動費負担金
部落解放同盟北信地区協議会負担金	部落解放同盟北信地区協議会負担金	部落解放同盟北信地区協議会負担金	部落解放同盟北信地区協議会負担金	部落解放同盟北信地区協議会負担金
長野市医師会事業補助金				
更級医師会事業補助金	更級医師会会費			
上水内医師会事業補助金		上水内医師会負担金	上水内医師会負担金	上水内医師会負担金
須高医師会事業補助金				
長野市歯科医師会事業補助金				
更級歯科医師会事業補助金				
上水内郡歯科医師会事業補助金				上水内郡歯科医師会事業補助金
埴科歯科医師会事業補助金				
精神保健福祉協議会負担金		精神保健福祉協議会負担金	精神保健福祉協議会負担金	精神保健福祉協議会負担金
長野社会復帰促進会補助金			戸隠村社会復帰促進の会補助金	
長野県包括医療協議会会費				
上水内地域包括医療協議会負担金		上水内地域包括医療協議会負担金	上水内地域包括医療協議会負担金	上水内地域包括医療協議会負担金
更級地域包括医療協議会負担金	更級地区包括医療協議会負担金			
全国動物関係事業所協議会会費				
全国動物関係事業所協議会関東ブロック会費				
献血推進事業補助金(26地区)				
		大衆保健協会交付金		
日本食品微生物学会会費				
日本ウイルス学会会費				
日本食品衛生学会会費				

長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村
長野地区農業共済事務組合補助金(事務費賦課金)				
長野地区農業共済事務組合補助金(果樹共済掛金)		長野地区農業共済事務組合補助金(果樹共済掛金)		
	長野地区農業共済事務組合負担金(家畜診療所)			
中山間地域農業活性化推進事業地区委員会補助金(10地区)				
長野県市町村地域振興団体統合会議負担金	長野県市町村地域振興団体統合会議負担金	長野県市町村地域振興団体統合会議負担金	長野県市町村地域振興団体統合会議負担金	長野県市町村地域振興団体統合会議負担金
長野県農業構造改善対策協議会負担金	長野県農業構造改善対策協議会負担金	長野県農業構造改善対策協議会負担金	長野県農業構造改善対策協議会負担金	長野県農業構造改善対策協議会負担金
北信ET推進協議会負担金			北信ET推進協議会負担金	北信ET推進協議会負担金
		飯綱家畜診療所負担金		
長野畜産振興協議会負担金	長野畜産振興協議会負担金	長野畜産振興協議会負担金	長野畜産振興協議会負担金	長野畜産振興協議会負担金
	北信家畜畜産物衛生指導協会負担金	北信家畜畜産物衛生指導協会負担金	北信家畜畜産物衛生指導協会負担金	北信家畜畜産物衛生指導協会負担金
		長野県オーエスキー病防除対策協会負担金		
		北信食肉センター管理運営補助金		
長野市農業青年協議会補助金		豊野町農業青年友の会補助金		
長野市農村女性ネットワーク研究会補助金	大岡村女性団体ネットワーク補助金	豊野町生活改善グループ連絡会補助金		鬼無里村生活改善グループ連絡会補助金
長野市農業団体協議会補助金				鬼無里村農林業技術者協議会負担金
	長野特殊農業地域振興協議会負担金			長野特殊農業地域振興協議会負担金
土地改良区運営補助金(6土地改良区、1水利組合)		土地改良区等補助金(3土地改良区、1揚水組合)		
北信地域卸売市場整備推進協議会負担金		北信漁業協同組合交付金		
長野県土地改良連合会負担金	長野県土地改良連合会負担金	長野県土地改良連合会負担金	長野県土地改良連合会負担金	長野県土地改良連合会負担金
長野地区耕地地すべり対策協議会負担金	長野地区耕地地すべり対策協議会負担金	長野地区耕地地すべり対策協議会負担金	長野地区耕地地すべり対策協議会負担金	
		広域営農団地農道開設促進期成同盟会負担金		
		広域営農団地農道開設促進期成同盟会豊野町地区推進協議会負担金		
長野森林組合負担金	長野森林組合負担金	長野森林組合負担金	長野森林組合負担金	長野森林組合負担金
千曲川下流域林業活性化センター負担金	千曲川下流域林業活性化センター負担金	千曲川下流域林業活性化センター負担金	千曲川下流域林業活性化センター負担金	千曲川下流域林業活性化センター負担金
長野地方緑化推進委員会負担金	長野地方緑化推進委員会負担金	長野地方緑化推進委員会負担金		長野地方緑化推進委員会負担金

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
長野県森林保全対策協議会負担金		長野県森林保全対策協議会負担金	長野県森林保全対策協議会負担金	長野県森林保全対策協議会負担金
		長野地方林業研究グループ連絡協議会負担金		
		長野県林業改良普及協会負担金		
		長野県林道研究会会費	長野県林道研究会会費	
			林道安全協会負担金	
長野県治山林道協会負担金	長野県治山林道協会負担金	長野県治山林道協会負担金	長野県治山林道協会負担金	長野県治山林道協会負担金
長野治山林道協会負担金	長野治山林道協会負担金	長野治山林道協会負担金	長野治山林道協会負担金	長野治山林道協会負担金
			信州の緑と野鳥を守る会負担金	
長野県農業会議負担金	長野県農業会議負担金	長野県農業会議負担金	長野県農業会議負担金	長野県農業会議負担金
長野地区農業委員会協議会負担金	長野地区農業委員会協議会負担金	長野地区農業委員会協議会負担金	長野地区農業委員会協議会負担金	長野地区農業委員会協議会負担金
17市農業委員会協議会負担金		東北部農業委員会協議会負担金		
長野市農業者年金協議会負担金	大岡村農業者年金協議会負担金		戸隠村農業者年金協議会負担金	鬼無里村農業者年金協議会負担金
商工会議所運営費補助金	大岡村商工会補助金	豊野町商工会補助金	戸隠村商工会補助金	商工会運営費補助金
商工会運営費補助金				
長野商店会連合会運営費補助金				
長野市連合商工会運営費補助金				
長野工業振興会運営費補助金				
長野市ソフト産業協議会運営費補助金				
知的クラスター本部運営補助金				
長野県中小企業団体中央会長野支部運営費補助				
長野市商工団体連絡協議会運営費補助金				
長野市中央通り活性化連絡協議会運営費補助金				
長野市物産振興会運営費補助金				
財団法人長野県中小企業振興公社負担金		財団法人長野県中小企業振興公社負担金	財団法人長野県中小企業振興公社負担金	
長野市の観光と物産展実行委員会負担金				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
信州日経懇話会会費				
国際コンベンション振興事業負担金				
長野市連合青色申告会補助金	青色申告会補助金	青色申告会補助金	青色申告会補助金	青色申告会補助金
		法人会補助金		
社団法人日本観光協会会費				
長野県学習旅行誘致推進協議会会費				
		長野県観光キャンペーン協議会負担金	長野県観光キャンペーン協議会負担金	
		長野県観光協会会費	長野県国際観光推進協議会会費	
		長野県観光情報提供システム負担金		
		北信濃観光連盟分担金		
		北信濃観光宣伝キャンペーン負担金		
上信越ふるさと街道協議会会費				
国有林観光施設協議会会費				
国民宿舎協会会費				
長野県温泉協会会費				長野県温泉協会会費
長水温泉協会会費			長水温泉協会負担金	長水温泉協会会費
戸隠大峰自然休養林保護管理協議会会費			戸隠大峰自然休養林保護管理協議会会費	
高山植物等保護対策協議会北信地区協議会会費			高山植物等保護対策協議会北信地区協議会会費	高山植物等保護対策協議会北信地区協議会会費
飯網・戸隠・いいづなリゾートスキー場共同宣伝協議会負担金			飯網・戸隠・いいづなリゾートスキー場共同宣伝協議会負担金	
北陸信越索道協会会費	北陸信越索道協会会費		北陸信越索道協会会費	
北陸信越索道協会北信地区部会会費	北陸信越索道協会南信地区部会会費		北陸信越索道協会北信地区部会会費	
長野地区索道事業者連絡協議会会費			長野地区索道事業者連絡協議会会費	
信州犀川周辺地域振興協議会負担金				
しなの鉄道沿線観光協議会負担金				
長野市総合観光宣伝キャラバン実行委員会負担金				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
長野市の観光と物産展実行委員会負担金				
飯綱高原を美しくする会負担金			戸隠高原を美しくする会負担金	
	聖山高原観光開発協議会負担金			
北信濃河東文化観光圏協議会分担金				
	長野県観光地所在町村協議会負担金	長野県観光地所在町村協議会負担金	長野県観光地所在町村協議会負担金	長野県観光地所在町村協議会負担金
			戸隠地区山岳遭難防止対策協会交付金	
			信越高原連絡協議会負担金	
			県観光テレビ等放送宣伝協議会負担金	
			戸隠竹の子会補助金	
			戸隠を知る会補助金	
		つつじ山愛護会補助金		
		長野県菊花連合会交付金		
社団法人長野県雇用開発協会負担金	(社)長野県雇用開発協会負担金	社団法人長野県雇用開発協会負担金	(社)長野県雇用開発協会負担金	(社)長野県雇用開発協会負担金
財団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター会費				
社団法人長野県勤労者福祉施設運営協会負担金				
全国勤労青少年ホーム連絡協議会負担金				
南関東勤労青少年ホーム連絡協議会負担金				
長野県勤労青少年ホーム連絡協議会負担金				
全国シルバー人材センター事業協会会費				
長野県シルバー人材センター連合会会費		長野県シルバー人材センター連合会会費		
(社)長野シルバー人材センター補助金		(社)長野シルバー人材センター補助金		
長野地区労働者福祉協議会補助金				
(職)長野地域職業訓練協会補助金		(職)長野地域職業訓練協会補助金	(職)長野地域職業訓練協会補助金	(職)長野地域職業訓練協会補助金
長野労務対策協議会補助金				
更埴職業安定協会補助金				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
(財)長野市勤労者共済会補助金	西山部勤労者互助会負担金	東北部3カ町村勤労者互助会負担金	戸隠村勤労者互助会補助金	鬼無里村勤労者互助会補助金
長野県建設国民健康保険組合補助金				
長野市鍼灸マッサージ師会互助会補助金				
長野県国土調査推進協議会負担金	長野県国土調査推進協議会負担金	長野県国土調査推進協議会負担金	長野県国土調査推進協議会負担金	長野県国土調査推進協議会負担金
長野県国土調査推進協議会北信地域部会負担金	長野県国土調査推進協議会北信地域部会負担金	長野県国土調査推進協議会北信地域部会負担金	長野県国土調査推進協議会北信地域部会負担金	長野県国土調査推進協議会北信地域部会負担金
国県道等整備関係期成同盟会・協議会負担金・補助金	国県道等整備関係期成同盟会・協議会負担金・補助金	国県道等整備関係期成同盟会・協議会負担金・補助金	国県道等整備関係期成同盟会・協議会負担金・補助金	国県道等整備関係期成同盟会・協議会負担金・補助金
関東国道協会負担金	関東国道協会負担金	関東国道協会会費	関東国道協会負担金	関東国道協会負担金
長野土木振興会会費	長野土木振興会会費	長野土木振興会会費	長野土木振興会会費	長野土木振興会会費
各種河川改修期成同盟会等負担金・補助金(14団体)		各種河川改修期成同盟会等負担金(4団体)		
各種砂防対策委員会等負担金・補助金(7団体)	土尻川治水砂防協会負担金	長野治水砂防協会負担金	長野治水砂防協会負担金	長野治水砂防協会負担金
ダム関係補助金・負担金	聖川沢ダム期成同盟会負担金			ダム管理等負担金
長野県豪雪地帯市町村振興協議会負担金	長野県豪雪地帯市町村振興協議会負担金		長野県豪雪地帯市町村振興協議会負担金	長野県豪雪地帯市町村振興協議会負担金
			全国特別豪雪地帯市町村協議会負担金	全国特別豪雪地帯市町村協議会負担金
雪センター負担金	雪センター負担金	雪センター負担金	雪センター負担金	雪センター負担金
浅川河川愛護会負担金	大岡村河川愛護会負担金	浅川河川愛護会負担金		
松代河川愛護会補助金				
	道路愛護会補助金			
長野県公営住宅等推進協議会負担金	長野県公営住宅等推進協議会負担金	長野県公営住宅等推進協議会負担金	長野県公営住宅等推進協議会負担金	長野県公営住宅等推進協議会負担金
日本住宅協会負担金				
全国建築審査会協議会負担金				
日本建築行政会議負担金				
日本宅地開発協会負担金				
財団法人都市計画協会会費		財団法人都市計画協会会費		
インテリジェントシティ整備推進協議会会費				
全国地区計画推進協議会会費				

長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村
社団法人日本道路協会会費				
歴史的地区環境整備街路事業推進協議会会費				
全国駐車場案内システム推進協議会会費				
長野県都市施設協会負担金		長野県都市施設協会負担金	長野県都市施設協会負担金	
全国街路事業促進協議会負担金		全国街路事業促進協議会負担金		
長野県街路事業促進協議会負担金		長野県街路事業促進協議会負担金		
全国市街地再開発協会負担金				
長野市再開発促進協議会負担金				
都市づくりパブリックデザインセンター会費				
TMO運営補助金				
長野県土地区画整理組合連合会会費		長野県土地区画整理組合連合会会費		
長野市土地区画整理事業推進協議会補助金				
街路樹愛護会報奨金(12団体)				
(社)日本公園緑地協会負担金				
(財)都市緑化技術機構負担金				
全国都市公園整備促進協議会負担金				
日本校の会負担金	日本校の会負担金	日本校の会負担金	日本校の会負担金	
全日本花いっぱい連盟負担金				
千曲川・犀川河川緑地連絡会負担金		千曲川・犀川河川緑地連絡会負担金		
長野市再開発促進協議会負担金				
長野駅東口地域街づくり対策連絡協議会等補助金				
水と緑の市民会議補助金				
長野県市町村教育委員会連絡協議会負担金	長野県市町村教育委員会連絡協議会負担金	長野県市町村教育委員会連絡協議会負担金	長野県市町村教育委員会連絡協議会負担金	長野県市町村教育委員会連絡協議会負担金
長野県都市教育委員会連絡協議会負担金	更埴町村教育委員会連絡協議会負担金	上水内郡教育会関係負担金	上水内郡教育会関係負担金	上水内郡教育会関係負担金
		東部教育会関係負担金		

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
高校同盟会負担金(2校)	犀峽高校を発展させる会負担金	高校同盟会負担金	長野吉田高校戸隠分校運営委員会負担金	中条高校を育てる懇話会負担金
				高校生をもつ父母の会補助金
教育研究協議会等負担金	教育研究協議会等負担金	教育研究協議会等負担金	教育研究協議会等負担金	教育研究協議会等負担金
長野市校長会各種補助金・交付金	長野県小中学校校長会関係負担金	長野県小中学校校長会関係負担金	長野県小中学校校長会関係負担金	長野県小中学校校長会関係負担金
県へき地教育振興協議会負担金	県へき地教育振興協議会負担金	県へき地教育振興協議会負担金	県へき地教育振興協議会負担金	県へき地教育振興協議会負担金
長野市私立学校振興補助金				
長野市学校医会補助金				
長野市学校歯科医師会補助金				
長野市学校薬剤師会補助金				
長野市特別支援教育担任者会補助金				
長野県特別支援教育研究連盟負担金		長野県特別支援教育研究連盟負担金		
長野県PTA連合会安全互助会会費補助金				長野県PTA連合会安全互助会会費補助金
北信社会教育委員連絡協議会負担金	北信社会教育委員連絡協議会負担金	北信地区社会教育委員連絡協議会負担金	北信社会教育委員連絡協議会負担金	北信社会教育委員連絡協議会負担金
長野市連合婦人会補助金	大岡村女性教育推進協議会補助金	とよのニュー女性の会補助金	戸隠村婦人教育推進協議会補助金	
長野市PTA連合会補助金			上水内郡中部PTA連合会補助金	上水内郡中部PTA連合会補助金
長野市専修学校各種学校協会補助金				
長野市地域公民館連絡協議会連合会補助金				
		生涯学習地区委員会交付金(10地区)		
長野県北信公民館運営協議会負担金	長野県北信公民館運営協議会負担金	長野県北信公民館運営協議会負担金	長野県北信公民館運営協議会負担金	長野県北信公民館運営協議会負担金
17市公民館運営協議会負担金	更埴公民館運営協議会負担金	上水内郡公民館運営協議会負担金	上水内郡公民館運営協議会負担金	上水内郡公民館運営協議会負担金
長野県公民館運営協議会負担金	長野県公民館運営協議会負担金	長野県公民館運営協議会負担金	長野県公民館運営協議会負担金	長野県公民館運営協議会負担金
長野市図書館協会会費	更埴図書館協会負担金			上水内郡図書館協会負担金
長野県公共図書館協会会費				
長野県図書館協会公共図書館部会分担金				
社団法人日本図書館協会会費				

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
PTA母親文庫補助金				
長野県視聴覚教育連合会負担金				
長野県視聴覚教育協議会負担金				
全国公立視聴覚センター連絡協議会負担金				
		豊野町文化振興協会補助金		
全国史跡整備市町村協議会負担金				
全国史跡整備市町村協議会北信越地区協議会負担金				
史跡整備等長野県市町村協議会負担金				
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会				
長野県博物館協議会負担金			長野県博物館協議会負担金	長野県博物館協議会負担金
長野県プラネタリウム連絡協議会負担金				
日本博物館協会負担金			日本博物館協会負担金	
全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会会費				
長野県史料保存活用連絡協議会負担金				
北信越博物館協議会負担金				
ボランティア研究協議会負担金(松代藩)				
スポーツ少年団育成事業補助	スポーツ少年団運営補助金	豊野町スポーツ少年団補助金		鬼無里村スポーツ少年団補助金
人権同和問題女性研修会実行委員会補助金				
地区人権同和教育促進協議会補助金		部落解放推進委員会地区委員会交付金		
		隣組学習会交付金		
長野市企業人権同和教育推進協議会補助金	長野地方企業(人権)・同和(教育推進連絡)協議会負担金	豊野町企業人権同和教育推進会議交付金	戸隠村企業同和教育推進協議会補助金	
長野市児童生徒人権同和教育活動促進補助金				
長野市人権同和教育事業補助金				
長野市人権同和教育促進連絡協議会補助金				
長野市青少年育成市民会議補助金		豊野町青少年育成町民会議補助金	戸隠村青少年育成村民会議補助金	

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
長野市青少年育成地区会議補助金				
長野市子ども会育成連絡協議会補助金	長野地方子ども会育成連絡協議会負担金	豊野町子ども会育成会連絡協議会補助金	長野地方子ども会育成連絡協議会負担金	長野地方子ども会育成連絡協議会負担金
長野子ども劇場補助金				
ボーイスカウト長野連盟長野地区協議会補助金			ボーイスカウト長野連盟長野地区協議会補助金	
ガールスカウト育成会補助金			ガールスカウト長野県支部30団補助金	
長野少年少女発明クラブ補助金				
子ども会安全会会費補助金	子ども会安全会会費補助金			
関東甲信越静地区青年の家協議会会費				
全国科学館連携協議会負担金				
全国青年の家協議会負担金				
東海地区科学施設協議会負担金				
全国青少年補導センター連絡協議会負担金				
関東・甲信越静地区青少年補導センター連絡協議会負担金				
長野県青少年補導センター連絡協議会負担金				
長野県水道協議会会費	長野県水道協議会会費	長野県水道協議会会費	長野県水道協議会会費	長野県水道協議会会費
社団法人日本水道協会会費				
社団法人日本水道協会中部地方支部会費				
信濃町浄化槽維持管理協議会会費				
社団法人日本電気技術者協会会費				
日本水処理生物学会会費				
長野市浄化槽維持管理協議会会費		豊野町浄化槽維持管理協議会補助金	戸隠・鬼無里浄化槽維持管理協議会負担金	戸隠・鬼無里浄化槽維持管理協議会負担金
豊栄水源かん養林保護育成事業補助金				
社団法人日本下水道協会会費		社団法人日本下水道協会会費	社団法人日本下水道協会会費	社団法人日本下水道協会会費
社団法人日本下水道協会中部地方支部会費		社団法人日本下水道協会中部地方支部会費	社団法人日本下水道協会中部地方支部会費	社団法人日本下水道協会中部地方支部会費
社団法人日本下水道協会長野県支部会費		社団法人日本下水道協会長野県支部会費	社団法人日本下水道協会長野県支部会費	社団法人日本下水道協会長野県支部会費

長 野 市	大 岡 村	豊 野 町	戸 隠 村	鬼 無 里 村
千曲川流域下水道促進協議会負担金		千曲川流域下水道促進協議会負担金		
日本下水道事業団負担金				
		全国町村下水道推進協議会長長野県支部会費		
水酸化促進組合補助金(29組合)			水酸化促進組合・管理組合補助金	
全国ホテル研究会会費				
全国市議会議長会負担金	更水町村議会議長会等負担金	更水町村議会議長会等負担金	更水町村議会議長会等負担金	更水町村議会議長会等負担金
北信越市議会議長会負担金				
長野県市議会議長会負担金				
広域行政圏市議会協議会負担金				
都市行政問題研究会				
全国自治体病院経営都市議会協議会負担金				
全国高速自動車道市議会協議会負担金				
北陸新幹線長野～上越～糸魚川建設促進市町村議会協議会負担金		北陸新幹線長野～上越～糸魚川建設促進市町村議会協議会負担金		
		信越本線拡充強化議員連盟負担金		
中核市議会議長会負担金		東北部町村議会関係負担金	中山部村議会議員会負担金	中山部村議会議員会負担金
		広域懇談会負担金		
内外情勢調査会負担金				
長野県17市選挙管理委員会連合会負担金				
全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部負担金				
全国市区選挙管理委員会連合会負担金				
長野県選挙管理委員会連合会負担金	長野地区町村選挙管理委員会連合会負担金	長野地区町村選挙管理委員会連合会負担金	長野地区町村選挙管理委員会連合会負担金	長野地区町村選挙管理委員会連合会負担金
明るい選挙推進長野地区大会負担金				
全国都市監査委員会負担金				
東海地区都市監査委員会負担金	更水監査委員協議会負担金	更水監査委員協議会負担金	更水監査委員協議会負担金	更水監査委員協議会負担金

(参 考)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄付又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。

議案第16号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

町名・字名の取扱い

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の町名・字名については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の意向を尊重し、次のとおりとする。

- 1 大岡村の町名は、「大岡甲」、「大岡乙」、「大岡丙」、「大岡中牧」及び「大岡弘崎」とする。
- 2 豊野町の町名は、「豊野町南郷」、「豊野町石」、「豊野町豊野」、「豊野町浅野」、「豊野町蟹沢」、「豊野町大倉」及び「豊野町川谷」とする。
- 3 戸隠村の町名は、「戸隠」、「戸隠豊岡」、「戸隠栃原」及び「戸隠祖山」とする。
- 4 鬼無里村の町名は、「鬼無里」、「鬼無里日影」及び「鬼無里日下野」とする。

(参考)

大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村の町名字名

1 大岡村の町名字名

合併前	合併後
大岡村 ^{こう} 甲	長野市 ^{おおおかこう} 大岡甲
大岡村 ^{おつ} 乙	長野市 ^{おおおかおつ} 大岡乙
大岡村 ^{へい} 丙	長野市 ^{おおおかへい} 大岡丙
大岡村 ^{おおあざなかまき} 大字中牧	長野市 ^{おおあざなかまき} 大岡中牧
大岡村 ^{おおあざひろさき} 大字弘崎	長野市 ^{おおあざひろさき} 大岡弘崎

2 豊野町の町名字名

合併前	合併後
豊野町 ^{おおあざみなみごう} 大字南郷	長野市 ^{とよの まち みなみごう} 豊野町南郷
豊野町 ^{おおあざいし} 大字石	長野市 ^{とよの まち いし} 豊野町石
豊野町 ^{おおあざとよの} 大字豊野	長野市 ^{とよの まち とよの} 豊野町豊野
豊野町 ^{おおあざあさの} 大字浅野	長野市 ^{とよの まち あさの} 豊野町浅野
豊野町 ^{おおあざかにさわ} 大字蟹沢	長野市 ^{とよの まち かにさわ} 豊野町蟹沢
豊野町 ^{おおあざおおくら} 大字大倉	長野市 ^{とよの まち おおくら} 豊野町大倉
豊野町 ^{おおあざかわたに} 大字川谷	長野市 ^{とよの まち かわたに} 豊野町川谷

3 戸隠村の町名字名

合併前	合併後
戸隠村 ^{おおあざとがくし} 大字戸隠	長野市 ^{とがくし} 戸隠
戸隠村 ^{おおあざとよおか} 大字豊岡	長野市 ^{とがくしとよおか} 戸隠豊岡
戸隠村 ^{おおあざとちはら} 大字栃原	長野市 ^{とがくしとちはら} 戸隠栃原
戸隠村 ^{おおあざそやま} 大字祖山	長野市 ^{とがくしそやま} 戸隠祖山

4 鬼無里村の町名字名

合併前	合併後
鬼無里村 ^{おおあざきなさ} 大字鬼無里	長野市 ^{きなさ} 鬼無里
鬼無里村 ^{おおあざひかげ} 大字日影	長野市 ^{きなさひかげ} 鬼無里日影
鬼無里村 ^{おおあざくさかの} 大字日下野	長野市 ^{きなさくさかの} 鬼無里日下野

(参 考)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

議案第17号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一



慣行の取扱い

- 1 市章、市の歌及び市民憲章については、長野市の制度に統一する。
- 2 各種宣言については、長野市の制度に統一し、合併後に見直しを行う。
- 3 市の木、市の花等については、市民の一体感を醸成するため、合併後、アンケート等の実施により新たに制定する。
- 4 豊野町及び鬼無里村のシンボルマーク等は、各地区をアピールする必要がある場合に限り使用することとし、使用基準については合併までに作成する。

(参考)

現況比較

1 市町村章

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
 <p>(昭和42年3月29日制定) 市章は、長野市の頭文字の「長」を単純化し、円形に図案化したもので、新しい都市のイメージを、重みと格調をもって、近代的な形で表している。 これは、市民の融和と団結により未来に向かって飛躍発展する大長野市の姿を象徴する。</p>	 <p>(大正4年11月5日制定) 輪郭は大岡村の「大」の字を形成し、中央に「岡」の字を画いている。</p>	 <p>町制が施行された昭和30年、町民からの公募によって中学生と小学生の兄妹の作品が採用された。 4つの「ト」が円を描き、町民の友愛の輪を表している。</p>	 <p>(昭和42年11月1日制定) 合併10周年を記念して、昭和42年に村内一般から募集して制定したもの。 地にそばの花を図案化し、また中心は戸隠の「と」と小鳥を意味し、発展、躍動する戸隠村を象徴する。</p>	 <p>(昭和46年11月3日制定) きなさの「き」と一夜山、荒倉、虫倉の三山とブナの原生林を円の中に図案化し、天に向かって発展する鬼無里村と、まわりの輪は太陽と村民の和を象徴している。</p>

2 市町村の歌

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
<p>長野市市歌 (昭和42年3月29日制定) 作詞 戸枝ひろし 作曲 米山正夫</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3 市町村民憲章

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
<p>市民憲章 (昭和62年12月21日制定) 信濃の国の 歴史と伝統のあるまちで 私たち長野市民は すぐれた自然と文化を愛し 平和を願い ひとの尊厳を大切に 国際人としての資質を高め ともに力を合わせて 豊かに 発展する未来へ向けて 羽ばたく</p>	<p>村民憲章 (平成2年4月18日制定) 大岡村は、豊かな自然とアルプスの眺望を誇りとしています。 私たちは、この美しい郷土を限りなく愛し、健康で豊かな村をめざし、村民憲章を制定します。 一、水と緑を生かし活力ある産業の村を育てましょう。 一、心のかよい合う福祉の村を育てましょう。 一、未来を見つめ個性ある教育文化の村を育てましょう。 一、スポーツに親しみ健康で豊かな村を育てましょう。 一、自然と調和した観光と美しい村を育てましょう。</p>	<p>町民憲章 (昭和60年3月18日制定) わたしたちは、限りなく前進する豊野町民であることに誇りをもち、希望に満ちあふれた未来の郷土を築くためにこの町民憲章を定めます。 一、自然を愛し、環境をととのえ、安全で住みよい町をつくります。 一、奉仕と感謝の輪を広げ、思いやりのある町をつくります。 一、人権を尊び、すこやかな青少年を育て、心のふれあう町をつくります。 一、体をきたえ、教養を深め、かおり高い文化とスポーツの町をつくります。 一、仕事に誇りと希望をもち、活力に満ちた町をつくります。</p>	<p>村民憲章 (昭和62年8月1日制定) わたしたちは、戸隠村民です。 先人のつくりあげた、戸隠村の伝統・文化と自然を守り、住みよい郷土を築きます。 1 和を大切にし、人情豊かな村をつくります。 1 勤労を尊び、自己研さんに励みます。 1 心身ともに健康で、明るい村を創造します。</p>	<p>村民憲章 (平成元年3月30日制定) わたくしたちは、美しい自然と長い歴史にはぐくまれた鬼無里村民として、誇りと責任をもち、明るく豊かで活力ある村をきざぐため、ここに憲章を定めます。 一、きまりを守り思いやりと心ゆたかな村をつくります。 一、自然を大切にし住みよい村をつくります。 一、健康で、笑顔であいさつ明るい村をつくります。 一、教養と文化を高め創造性ゆたかな村をつくります。 一、特色と活力ある産業の村をつくります。</p>

4 各種宣言




長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
明るい選挙都市宣言 (昭和43年3月26日宣言)		明るく正しい選挙都市宣言 (昭和40年5月19日宣言)	明るく正しい選挙宣言 (昭和42年2月22日宣言)	
スポーツ都市宣言 (昭和50年6月15日宣言)				
福祉都市宣言 (昭和52年10月9日宣言)				
	敬老自治体宣言 (平成5年12月24日宣言)			敬老自治体宣言 (平成6年3月15日宣言)
部落解放都市宣言 (昭和51年4月10日宣言)		部落解放の町宣言 (昭和56年3月17日宣言)		「部落解放・人権尊重の村」宣言 (平成5年9月22日宣言)
青少年健全育成都市宣言 (昭和52年10月9日宣言)		青少年健全育成の町宣言 (昭和56年3月17日宣言)		
平和都市宣言 (昭和60年9月27日宣言・ 昭和63年9月12日一部改正)	非核平和大岡村宣言 (昭和63年6月27日宣言)	非核平和の町宣言 (昭和59年9月28日宣言)	「非核平和の村」宣言 (昭和63年6月16日宣言)	非核平和の村宣言 (昭和60年3月27日宣言)
交通安全都市宣言 (平成5年3月23日宣言)			交通安全宣言 (昭和38年2月18日宣言)	
		シートベルト着用の町宣言 (昭和57年12月22日宣言)		
			安全宣言 (昭和39年6月26日宣言)	安全の村宣言 (昭和37年3月31日宣言)
		振替納税を推進する町宣言 (昭和59年3月16日宣言)		

5 市町村の木、市町村の花等

	長野市 (昭和62年4月1日制定)	大岡村 (平成2年4月18日制定)	豊野町 (平成3年11月14日制定)	戸隠村 (昭和62年8月1日制定)	鬼無里村 (平成元年3月30日制定)
木	シナノキ	シラカバ	あかまつ、けやき	白樺	ブナ
花	リンゴの花	リンドウ	こぶし	そば	ミズバショウ
鳥		キジ	かわらひわ		
果物			りんご、ぶどう		
魚		イワナ			

6 シンボルマーク等 (長野市、大岡村及び戸隠村は該当なし)

観光ポスター・パンフレット等の印刷物、各種案内看板、イベントなどで使用。

豊野町	鬼無里村
<p>シンボルマーク</p> <p>豊野らしさの象徴である「りんご」と「ぶどう」を視覚的にデザイン化したもの。</p>  <p>豊野町</p> <p>キャラクター「ゆたかちゃん」</p>  <p>豊野町の歴史と特産のりんごとお地蔵さまを表現したもの。町のイベントなど、様々なコミュニケーションの場で使用される。</p>	<p>シンボルマーク</p> <p>水ばしょうの形と裾花川の流れをモチーフに、村名である「鬼」の字を表している。 中心の球は、村民の穏かであたたかな心を表すとともに、地域CIの心構えである「時を磨く村」づくりに、村民の心を一つにして取り組むことを表している。</p> <p>地域イメージ「谷の都」</p> <p>日本有数のミズバショウ群生地である「奥裾花溪谷」に代表される鬼無里村の素晴らしい大自然。鬼無里村は、それらの「谷の自然と都の文化」にこだわりながら、自然の景観のなかに、魅力的な姿として創造していくことを目指す。</p>  <p>谷の都 鬼無里 信州 きなさ</p>

議案第18号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

介護保険事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 第1号被保険者保険料賦課、納期及び督促手数料については、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとする。
- 2 居宅介護支援事業者等への認定情報等の提供に係る費用徴収は、無料とする。
- 3 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の特別地域加算に係る訪問介護利用者減額措置は、現行のとおりとする。

(参考)
現況比較

1 介護認定者数(平成15年3月末現在)

	長野市		大岡村		豊野町		戸隠村		鬼無里村	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援	1,658人	16.7%	25人	24.3%	41人	11.2%	40人	15.8%	9人	6.2%
要介護1	3,096人	31.1%	40人	38.8%	97人	26.4%	84人	33.2%	35人	24.3%
要介護2	1,695人	17.0%	13人	12.6%	81人	22.1%	30人	11.9%	44人	30.6%
要介護3	1,123人	11.3%	9人	8.8%	47人	12.8%	25人	9.9%	25人	17.4%
要介護4	1,182人	11.9%	6人	5.8%	50人	13.6%	40人	15.8%	15人	10.4%
要介護5	1,197人	12.0%	10人	9.7%	51人	13.9%	34人	13.4%	16人	11.1%
合計	9,951人	100.0%	103人	100.0%	367人	100.0%	253人	100.0%	144人	100.0%

2 要介護等申請・認定状況(平成14年度)

(単位:件)

	長野市		大岡村		豊野町		戸隠村		鬼無里村	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定	申請	認定
新規	3,341	3,098	28	28	107	105	76	80	44	44
変更	773	656	4	4	32	24	14	5	8	8
更新	10,536	10,286	107	107	397	374	260	267	148	148
転入 継続	80	80	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	14,730	14,120	139	139	536	503	351	353	200	200

3 第1号被保険者保険料賦課(平成15~17年度)

(年額)

	長野市			大岡村			豊野町			戸隠村			鬼無里村		
	保険料 (円)	段階別 人数	段階別 構成比	保険料 (円)	段階別 人数	段階別 構成比	保険料 (円)	段階別 人数	段階別 構成比	保険料 (円)	段階別 人数	段階別 構成比	保険料 (円)	段階別 人数	段階別 構成比
第1段階	18,540	527人	0.8%	13,600	4人	0.6%	18,840	7人	0.3%	18,360	10人	0.6%	17,400	4人	0.4%
第2段階	27,810	19,833人	28.2%	25,500	421人	60.9%	32,970	689人	28.9%	27,540	661人	38.0%	26,100	463人	48.8%
第3段階	37,080	29,564人	42.1%	34,000	187人	27.0%	47,090	1,215人	51.0%	36,720	832人	47.9%	34,800	357人	37.6%
第4段階	46,350	13,183人	18.8%	42,500	45人	6.5%	61,220	286人	12.0%	45,900	167人	9.6%	43,500	74人	7.8%
第5段階	55,620	7,115人	10.1%	51,000	30人	4.3%	75,350	120人	5.1%	55,080	68人	3.9%	52,200	51人	5.4%
第6段階	-			62,900	5人	0.7%	89,480	64人	2.7%	-			-		

段階別人数、段階別構成比は、平成15年度当初賦課算定時の数値

4 納期

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
特別徴収	年金支払月の年6回	年金支払月の年6回	年金支払月の年6回	年金支払月の年6回	年金支払月の年6回
普通徴収	6月以降翌年3月までの10期(月末)	6月以降翌年3月までの10期(月末)	4月以降翌年3月までの12期(25日)	4、6、8、10、12、2月の6期(月末)	4月以降翌年3月までの12期(月末)

5 督促手数料、納付証明

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
督促手数料	督促状1通につき100円	督促状1通につき150円	なし	督促状1通につき100円	督促状1通につき100円
介護保険料納付額証明	1通につき300円	無料	1通につき300円	無料	無料
介護保険料納付済書	無料	無料	無料	無料	無料

6 介護保険料の減免

(1) 災害による著しい損害、失業等による著しい収入減

	長野市		大岡村		豊野町	戸隠村	鬼無里村
	減免の割合		減免の割合		減免率の 規程なし	減免率の 規程なし	減免率の 規程なし
世帯員全員の 前年の合計所得金額の合計	住宅等の損害又は合計所得の減少の割合が10分の3以上、10分の5未満の場合	住宅等の損害又は合計所得の減少の割合が10分の5以上の場合	住宅等の損害又は合計所得の減少の割合が10分の3以上、10分の5未満の場合	住宅等の損害又は合計所得の減少の割合が10分の5以上の場合			
500万円以下の場合	2分の1	全部	2分の1	全部			
500万円を超え750万円以下の場合	4分の1	2分の1	4分の1	2分の1			
750万円を超え1,000万円以下の場合	8分の1	4分の1	8分の1	4分の1			

(2) その他特別な理由

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
海外居住者	全額	規程なし	減免率の 規程なし	減免率の 規程なし	減免率の 規程なし
収監されている者	全額	規程なし			
生活困窮者	第2段階の保険料率を第1段階まで軽減(3分の1減免)	第2段階の保険料率を第1段階まで軽減(3分の1減免)			
その他 特別事情	個々に審査し、最大で第1段階の保険料率まで減免	個々に審査し、最大で第1段階の保険料率まで減免			

7 個人情報の提供

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
居宅介護支援事業者等への認定情報等の提供	A4版1枚につき10円	A4版1枚につき50円	無料	無料	無料

8 介護保険特別対策事業

目的 介護保険制度の円滑実施の観点から、介護サービスの質の向上や低所得者を対象としたサービス利用者負担の軽減を図る。

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
介護相談員派遣	介護保険施設等に相談員を派遣し、利用者と事業者の橋渡し役となることで、利用者の疑問や不安の解消を図り、介護サービスの質の向上を図る。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
ケアプラン指導研修	ケアプラン及びそれに基づくサービスの質の向上を図るため、介護支援専門員(ケアマネジャー)を対象に年3回程度指導・研修事業を実施する。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
サービス利用実態調査	要介護等認定者全員(約1万人)を対象にサービス利用状況を調査し、サービスの質の向上への取組の参考に役立てるとともに、事業者支援・指導等への活用を図る。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
介護サービス事業者評価	サービス利用実態調査結果を基に介護サービス向上検討委員会を開催し、介護サービスの質の向上を目指して、事業者への支援、指導を行う。	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
サービスガイドブック作成	サービス利用のガイドブックを作成し、要介護等認定者に配布する。(平成15年度4,000部)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
住宅改修研修事業	ケアマネジャー等を対象に住宅改修に関する研修を開催する。また、パンフレットを作成し配布する。(平成15年度500部)	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
ケアマネジャー支援	居宅サービス計画作成依頼届が提出されていない者の住宅改修の理由書作成に対して、1件2,000円を助成する。	制度なし	居宅サービス計画作成依頼届が提出されていない者の住宅改修の理由書作成に対して、1件2,000円を助成する。	制度なし	居宅サービス計画作成依頼届が提出されていない者の住宅改修の理由書作成に対して、1件2,000円を助成する。
ホームヘルプサービスに係る利用者負担の軽減措置	介護保険法施行前の福祉制度や障害者施策におけるホームヘルプサービス利用者に対する経過措置として、利用料を軽減する。 (法施行前認定者) 平成15年度から2年間は10%を6%に軽減 (障害認定者) 平成16年度までは10%を3%に軽減				
社会福祉法人等による利用者負担減免措置	社会福祉法人等が利用料を減額(1/2)した場合、補助金を支給する。				
特別地域加算に係る訪問介護利用者減額措置	制度なし	住民税本人非課税の者(生活保護受給世帯の人を含む)に対する特別地域加算訪問介護において、利用者負担を9%に軽減する。	制度なし	住民税本人非課税の者(生活保護受給世帯の人を含む)に対する特別地域加算訪問介護において、利用者負担を9%に軽減する。	住民税本人非課税の者(生活保護受給世帯の人を含む)に対する特別地域加算訪問介護において、利用者負担を9%に軽減する。

9 利用者負担援護事業

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
<p>利用者負担援護金等事業</p> <p>1か月の利用者負担総額(住宅改修費、福祉用具購入費、標準負担額、日常生活費等実費負担を除く)のうち、3,000円を超えた額を支給する。 また、援護金支給までの間、経済的負担が困難な場合には、援護金支給額の8割相当額の貸付を行う。</p> <p>対象者 (1) 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 (2) 収入等の状況から、利用者負担を軽減しなければ生活保護法の「要保護者」となると判断される者</p>	<p>制度なし</p>	<p>利用者負担援護金事業</p> <p>1か月の利用者負担総額(住宅改修費、福祉用具購入費、標準負担額、日常生活費等実費負担を除く)のうち、3,000円を超えた額を支給する。</p> <p>対象者 (1) 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 (2) 収入等の状況から、利用者負担を軽減しなければ生活保護法の「要保護者」となると判断される者</p>	<p>居宅サービス 利用者自費負担額助成事業</p> <p>居宅サービスの区分支給限度額を超過して利用した場合に、自費負担となる額の1/2を月額5万円を限度に助成する。</p> <p>対象者 生計中心者が所得税非課税である世帯に属する者</p>	<p>利用者負担額補助金交付事業</p> <p>特別地域加算により自己負担額が増額する者に対し、増加分全額を補助する。</p> <p>対象者 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護サービスの受給者で、特別地域加算により自己負担額が増額する者</p>

法定事項であること等により制度内容が同一のため調整を必要としない事務事業

- ・ 要介護認定等事業
- ・ 居宅サービス給付費
- ・ 施設サービス給付費
- ・ 福祉用具購入費
- ・ 住宅改修費
- ・ 居宅サービス計画給付費
- ・ 審査支払手数料
- ・ 高額介護サービス費
- ・ 財政安定化基金拠出金
- ・ 介護給付費準備基金

議案第19号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

消防団の取扱い

- 1 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防団を長野市消防団に統合する。
- 2 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防団長については、長野市消防団副団長とする。
- 3 団員の定員については、長野市消防団員の配置基準及び長野市の他の分団との均衡を失しないよう調整する。
- 4 分団数については、現行のとおりとする。
- 5 消防団の出動区域、団員の階級、任用資格、定年、報酬及び手当等については、長野市の制度に統一する。
- 6 消防出初式については、長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の消防出初式については、分団行事として地域の意向を尊重する。

(参考)

現況比較

1 消防団の組織及び消防団員の階級、定員、実員について

(1) 組織、階級及び定員

平成15年4月1日現在 (人)

区分	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
団長	1	1	1	1	1
副団長	6	1	1	1	1
分団長	45 (内音楽隊長1)	6	6	9 (内音楽隊1)	5 (内本部1)
副分団長	46 (内音楽隊副隊長2)	7 (内ラッパ班1人)		16 (内音楽隊1)	12 (内ラッパ隊1)
本部部長			1		
部長	135		7 (内ラッパ部1)		
班長	323 (内音楽隊1)	31	36 (内ラッパ部1)	60	66 (内ラッパ隊1)
団員	1,754 (内音楽隊7)	94 (内ラッパ班16人)	270 (内ラッパ部13)	418 (内音楽隊28)	105 (内ラッパ隊28人兼務)
合計 (定員)	2,310	140	322	505()	190
分団数	44箇分団	6箇分団	6箇分団	8箇分団	4箇分団

戸隠村の定員は、平成16年度より340人

(2) 実員

平成15年4月1日現在 (人)

区分	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
団長	1	1	1	1	1
副団長	6	1	1	1	1
分団長	45 (内音楽隊長1)	6	6	9 (内音楽隊1)	5 (内本部1)
副分団長	46 (内音楽隊副隊長2)	7 (内ラッパ班1人)		12 (内音楽隊1)	12 (内ラッパ隊1)
本部部長			1		
部長	135		7 (内ラッパ部1)		
班長	323 (内音楽隊1)	29	35 (内ラッパ部1)	36 (内音楽隊1)	62 (内ラッパ隊1)
副班長				43	10
団員	1,665 (内音楽隊6)	85 (内ラッパ班16人)	258 (内ラッパ部3)	253 (内音楽隊27)	93 (内ラッパ隊20人兼務)
合計	2,220	128	309	355	184
分団数	44箇分団	6箇分団	6箇分団	8箇分団	4箇分団

2 任用資格及び定年

(1) 任用資格

長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
・市の区域内に居住し、又は勤務等する者	・当該消防団の区域内に居住する者	・同左	・同左	・同左
・18歳以上65歳未満(新たに任用される団員にあつては、18歳以上55歳未満)である者	・18歳以上の者	・同左	・同左	・18歳以上50歳未満の者 ただし、団長、副団長はこの限りではない。
・志操堅固かつ身体強健である者	・同左	・同左	・同左	・同左

(2) 定年

	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
役員	65歳	55歳	制度なし	制度なし	50歳
役員以外の者	55歳	55歳			

1 この場合、役員とは、団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長とし、鬼無里村における役員とは、団長及び副団長とする。

2 大岡村の定年年齢については、団長が認めた場合この限りでない。

3 出動区域

	長野市	大岡村	豊野町		戸隠村	鬼無里村
第1出動	災害発生分団・隣接直近消防隊	災害発生分団・隣接分団・本部	(火災出動)	全団員(長野市消防局からの通報受令後)	全分団	災害発生分団・本部・自動車班・特設班及び分団長
第2出動	災害発生分団の隣接地区の分団	全分団	(災害出動第2次配備)	正副団長、分団長、本部部長	発生状況により団長が出動分団を決定する。	団長が状況により出動命令する。
特命出動	火災の状況に応じ、現場指揮本部長から出動下命を受けた分団		(災害出動非常配備)	該当分団、本部		
警戒出動	団長が災害等の発生のおそれがある事象に対処するため必要と認め出場を命じた分団		(災害出動緊急配備)	全団員		

4 消防団員報酬

区分	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
団長	73,000円	100,000円	162,700円	132,000円	110,300円
副団長	56,000円	60,000円	97,800円	83,000円	69,600円
分団長	34,000円	36,900円	57,500円	51,000円	54,700円
副分団長	27,000円	18,000円		20,000円	40,100円
本部部長			40,200円		
部長	21,500円		22,900円		
班長	20,000円	12,400円	18,600円	15,500円	16,400円
副班長				11,300円	9,000円
団員	16,000円	7,500円	8,900円	10,400円	8,200円

5 消防団の手当等

(1) 消防団運営費

区 分	長野市	大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
団本部	1,859,150円		30,000円	130,000円	
分団割	131,180円/分団	30,000円/分団		79,000円/分団 施設維持管理費/分団 (平均76,250円)	100,000円/分団
団員割	490円/人		1,300円/人		
団 長	159,910円/人				
副団長	97,050円/人				
音楽隊 (ラッパ部)	206,120円/隊		30,000円/隊	260,000円/隊	120,000円/隊
世帯割		330円/世帯			
防災無線 世帯割		150円/世帯			
特設管理					170,000円/分団
管理協力					50,000円/分団
自動車管理					220,000円/分団
積載車管理					120,000円/分団
ポンプ運搬					3,000円/分団

(2) 諸手当

長野市		大岡村		豊野町		戸隠村		鬼無里村	
出動手当	1,600円/回	出動手当	3,000円/回	出動、警戒、 訓練手当	1,300円/回	出動手当		出動手当	2,000円/回
出動手当 (加算分)	820円/回	出動手当 (災害除く)	1,500円/回	搜索出動手当	1,300円/回	訓練手当	3,000円/人	中山部合同 訓練手当	1,000円/人
水防団員訓 練手当	2,750円/回	水防団員訓 練手当	1,500円/回	音楽隊吹奏楽 部訓練手当	1,300円/回	音楽隊訓練 手当	1,000円/回	模擬訓練手 当	1,000円/回
水防団員出 動手当	1,600円/回	水防団員出 動手当	3,000円/回	消防自動車 ポンプ係	9,100円/人	中山部幹部 訓練手当	3,000円/人	ラッパ手訓 練手当	1,000円/回
出動手当 (加算分)	1,150円/回	搜索出動手 当	3,000円/回	可搬ポンプ係	6,800円/人	信号手当	7,000円/箇所	ポンプ操法・ ラッパ吹奏大 会出場手当	1,000円/回
搜索出動手 当	3,000円/回	総合防災訓練	1,500円/回	ラッパ手当	4,900円/人	年末警戒手 当	3,000円/人	分団長会議 等手当	1,000円/回
幹部初任者 訓練手当	2,700円/回	出初式出動 手当	1,500円/回	警鐘係	4,900円/人	ポンプ操法 大会出場チ- ム交付金	550,000円/ 出場分団	ポンプ操法 大会出場チ- ム交付金	800,000円/ 出場分団
総合訓練	2,750円/回	ラッパ班訓 練手当	1,500円/回	出動、訓練 時車借上げ 料	500円/台	ラッパ吹奏 大会出場チ- ム交付金	550,000円/ 出場隊	ラッパ吹奏 大会出場チ- ム交付金	800,000円/ 出場隊
出初式出動 手当	2,160円/回	年末警戒交 付金	6,000円/ 分団	ポンプ操法 大会出場チ- ム交付金 (本部)	300,000円/回	県大会出場 チ-ム交付金	300,000円/ 出場分団	訓練参加助 成金	500円/回
音楽隊吹奏 楽部訓練手 当	920円/回	ポンプ車・積 載車保守手 当	10,000円/台	ポンプ操法 大会出場チ- ム交付金 (分団)	400,000円/ 分団	音楽隊出向 分団交付金	3,000円/人	小型動力ポ ンプ保管料	5,000円/台

長野市		大岡村		豊野町	
警鐘手当	1,940円/基	ポンプ操法 大会出場分 団補助金	780,000円/ 出場分団	ラッパ吹奏 大会出場チ- ム交付金	300,000円/ チーム
団施設維持 管理手当	9,000円/分団				
年末警戒暖 房手当	1,000円/ 警戒個所				
積載車保守 手当 (燃料含む)	23,000円/台				
小型動力ポン プ保守手当 (燃料含む)	4,700円/台				
ポンプ操法訓 練手当(市)	85,000円/ 分団				
ポンプ操法訓 練手当 (協会)	79,000円/ 分団				
ポンプ操法訓 練手当(県)	79,000円/ 分団				
ラッパ吹奏訓 練手当(市)	30,000円/ 中隊				
ラッパ吹奏訓 練手当 (協会)	63,000円/ 中隊				
ラッパ吹奏訓 練手当(県)	63,000円/ 中隊				
県消防学校 入校手当	10,000円/日				

6 消防団員の退職報償金

(単位:千円)

長野市							大岡村	豊野町	戸隠村	鬼無里村
区 分	勤 務 年 数						同左	同左	同左	同左
	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上 30年 未満	30年 以上				
団 長	187	292	407	542	727	927				
副団長	177	277	377	482	657	857				
分団長 (本部部長)	167	262	357	457	607	797				
副分団長	162	247	332	422	572	757				
部長・班長	152	227	302	382	512	682				
団 員	142	212	282	357	467	637				

7 消防出初式

(平成15年度)

長野市		大岡村		豊野町		戸隠村		鬼無里村	
日 時	平成16年 1月17日 9時～12時	日 時	平成15年 4月19日 9時30分～ 12時	日 時	平成16年 1月25日 9時15分～ 11時45分	日 時	平成15年 4月27日 9時～13時	日 時	平成15年 4月20日 9時15分～ 11時30分
第一会場	城山小学校	分列行進	役場下県道	第1部	役場庁舎南 側駐車場	第1会場	野外緑地広 場	分列行進	仲町通り
第二会場	市民会館	式 典	みどりの広場 グラウンド	第2部	町民体育館			式 典	社会体育運 動場

議案第20号

行政連絡、住民活動関係事業の取扱いについて

行政連絡、住民活動関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

行政連絡、住民活動関係事業の取扱い

- 1 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの地域に、行政連絡区を組織する。行政連絡区の区域については、地域の実情を尊重する。
- 2 行政連絡のため、行政連絡区ごとに区長を置き、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村をそれぞれ単位とする地区区長会を組織し、長野市の地区区長会と同一の組織として位置付ける。
- 3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区長会等への交付金及び報酬については、長野市の区長会運営費交付金、地区区長会活動費交付金及び区長連絡事務費交付金に統一する。
- 4 防犯灯設置事業等補助金については、長野市の制度に統一する。
- 5 市民事故見舞金については、長野市の制度を適用する。

議案第 2 1 号

姉妹都市等の国際・国内交流事業の取扱いについて

姉妹都市等の国際・国内事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

姉妹都市等の国際・国内交流事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町及び戸隠村の国内都市交流については、交流先の意向と地域の実情を踏まえ、地区の交流として位置付けていく。

議案第 22 号

防災・消防関係事業の取扱いについて

防災・消防関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

防災・消防関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 地域防災計画、水防計画については、合併後に計画の見直しを行う。
- 2 災害の規模又は被害状況に応じた職員動員配備については、地域の実情を考慮して、合併時までには作成する。
- 3 防災行政無線システムについては、現行のとおりとし、新システムに統合する時点で、大岡村、豊野町及び戸隠村の各戸に整備済みの受信機を廃止する。
- 4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の地域独自の防災訓練も継続して実施していく。
- 5 戸隠村及び鬼無里村の雪害救助員派遣事業は、現行のとおりとする。
- 6 消防団の装備、施設については、現行のとおりとする。

議案第 23 号

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

広報広聴関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、長野行政評価事務所が実施する行政相談については、現行のとおりとする。

議案第24号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

交通関係事業の取扱い

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。
ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。
ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

議案第 25 号

消費者、勤労者対策関係事業の取扱いについて

消費者、勤労者対策関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

消費者、勤労者対策関係事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 鬼無里村の一般職業相談については、現行のとおりとする。
- 2 鬼無里村の中小企業退職金共済掛金補助金制度については、合併時に交付を受けている者に限り、平成 18 年度まで適用する。
- 3 鬼無里村の村内企業就職奨励補助金については、合併が行われた日の属する年度及びその翌年度は現行のとおりとする。

議案第 26 号

男女共同参画事業の取扱いについて

男女共同参画事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

男女共同参画事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、男女共同参画計画については、合併に併せ新たな計画を策定する。

議案第 27 号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

障害者福祉事業の取扱い

長野市の制度に統一する。

ただし、

- 1 障害者行動計画については、合併後に新たな計画を策定する。
- 2 ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業については、大岡村、豊野町及び戸隠村は現行のとおりとし、鬼無里村については、長野市の対象要件により、鬼無里村ひとり暮らし老人緊急通報装置給付事業を適用する。
- 3 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の人工透析患者通院費補助については、現行のとおりとする。
- 4 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町障害者移送サービス事業については、現行のとおりとし、合併後に調整する。

議案第 28 号

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤 正 一

児童福祉事業の取扱い

- 1 子育て支援計画については、現行のとおりとし、新たに次世代育成支援対策推進法の規定による「地域行動計画」で大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村を含めた計画を策定する。
- 2 保育事業について、
 - (1) 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の公立保育所は、長野市の公立保育所として引き継ぐ。
 - (2) 各種保育所運営事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村の閉所時間及び豊野町の延長保育時間は、現行のとおりとする。
 - (3) 保育料については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から 2 年間で段階的な引き上げを行う。
 - (4) 通園バスについては、現行のとおりとする。
ただし、保護者負担については、合併までに調整する。
 - (5) 長野市、豊野町及び戸隠村の保育園通園補助金については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止する。
- 3 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から長野市の制度に統一する。
ただし、
 - (1) 豊野町児童館の開館日数・時間については、合併までに調整する。
 - (2) 戸隠村及び鬼無里村の児童クラブの実施場所及び開館日数・時間に

については現行のとおりとする。

- (3) 大岡村の学童保育事業については、現行のとおりとし、保護者負担については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から長野市の児童クラブの制度に統一する。
- 4 母子福祉関係事業については、長野市の制度に統一する。
- 5 大岡村の里親奨励事業については、廃止する。
- 6 鬼無里村の出生祝金支給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度から廃止する。

議案第 29 号

人権同和対策関係事業の取扱いについて

人権同和対策関係事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

人権同和対策関係事業の取扱い

- 1 人権政策に係る推進計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 豊野町の同和地区住宅新築資金等利子補給金制度については、平成 22 年度まで継続する。
- 3 豊野町の住宅改修資金貸付事業は廃止する。
ただし、利子補給制度については、平成 18 年度まで継続とする。
- 4 豊野町隣保館については、現行のとおりとする。
ただし、生活相談員設置については、平成 18 年度をもって廃止する。
- 5 母子手当支給事業、保育所・幼稚園入所支度金支給事業、保育料補助金交付事業については、現行のとおりとし、平成 18 年度をもって廃止する。
- 6 長野市敬老祝金支給事業、豊野町解放年金支給事業及び豊野町同和地区医療給付金支給事業については、現行のとおりとし、平成 18 年度をもって廃止する。
- 7 人権を考える市民のつどいについては、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町の人権フェスティバル、戸隠村及び鬼無里村の人権のつどいは、地区集会として開催する。
- 8 人権同和教育集会所は、現行のとおりとする。
- 9 社会人権同和教育、同和地区奨学金貸与事業、学校人権同和教育振興補助金及び人権啓発学習会補助金については、長野市の制度に統一する。
- 10 豊野町及び鬼無里村の同和地区児童生徒入学支度金交付事業については、制度を廃止する。

議案第30号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成16年2月12日提出

長野地域合併協議会会長 鷲澤正一

保健衛生事業の取扱い

- 1 診療所については、現行のとおりとする。
- 2 母子保健事業については、長野市の制度に統一する。
- 3 成人保健事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、各種検診事業のうち、
 - (1) 市民健康診査の検査項目等については、合併までに検討していく。
 - (2) 肺がん検診については、合併までにヘリカルCTの導入について検討していく。
 - (3) 骨粗しょう症検診については、集団検診及び集団検診に係る自己負担額について、合併までに検討し調整する。
- 4 精神保健福祉事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、
 - (1) 戸隠村の社会復帰施設しょうまの家は、現行のとおりとする。
 - (2) 社会復帰相談指導事業（デイケア）の開催会場については、合併までに調整する。
- 5 結核・感染症対策については、長野市の制度に統一する。
- 6 生活衛生関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、食品関係施設、薬局、医薬品販売業、興行場、旅館業、浴場業の許可等については、長野保健所長又は県知事名で行われ、合併時点で有効な許可等は長野市に承継する。

議案第 3 1 号

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 1 2 日提出

長野地域合併協議会会長 鷲 澤 正 一

上下水道事業の取扱い

- 1 水道料金、水道料金の減免、加入金及び配水負担金については、長野市の制度に統一する。
ただし、大岡村の聖山高原簡易水道・たらら簡易水道及び鬼無里村別荘用水道の水道料金は、現行のとおりとする。
- 2 豊野町の下水道使用料、下水道使用料の減免及び下水道事業受益者負担金については、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町の下水道受益者負担金の単位負担金額は、現行のとおりとする。
- 3 戸隠村及び鬼無里村の下水道使用料、下水道使用料の減免及び下水道事業受益者分担金については、現行のとおりとする。
- 4 豊野町、戸隠村及び鬼無里村の農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業受益者分担金については、現行のとおりとする。
- 5 戸隠村の個別排水処理施設整備事業及び鬼無里村の特定地域生活排水処理事業並びに戸隠村及び鬼無里村の合併処理浄化槽使用料及び分担金は、現行のとおりとする。
- 6 合併処理浄化槽設置事業補助金について、豊野町は長野市の制度に統一し、大岡村については、現行のとおりとする。
- 7 排水設備設置資金の融資あっせん、排水設備設置資金利子補給金及び宅地内排水ポンプ設備設置補助金について、豊野町は長野市の制度に統一し、大岡村、戸隠村及び鬼無里村については、現行のとおりとする。
- 8 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定については、長野市の制度に統一する。

ただし、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定を受けたものであって、長野市の指定基準に適合するものは、長野市の指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店として指定する。

- 9 水洗化促進組合補助金について、豊野町は長野市の制度を適用する。
ただし、戸隠村については平成 18 年度まで継続とする。

長野地域合併協議会ホームページの立ち上げについて

- 1 ホームページアドレス (<http://w2.avis.ne.jp/~gappei-n/>)
- 2 開設日 平成16年1月22日
- 3 ホームページの内容
 - (1) トップ画面



トップ画面には、最新情報や協議会開催予定などを掲載しています。

(2) 合併協議会に至る経過

長野地域合併協議会設置に至るまでの経過と任意合併協議会での協議経過を掲載しています。

(3) 1市1町3村の紹介

1市1町3村の統計データを掲載するとともに、各市町村の施設や行事などを紹介しています。

(4) 合併協議会の紹介

協議会委員名簿、協議会規約及び幹事会規程等の規程類などを掲載しています。

(5) 合併までのスケジュール

協議会設立から合併までの手続き等の概要を掲載しています。

(6) 会議の状況

協議会の開催ごとに、主な内容、会議資料及び会議録を掲載していきます。

(7) 合併協定項目

合併協定項目ごとに、協議結果を掲載していきます。

(8) 協議会だより

協議会だよりのバックナンバーを掲載していきます。

(9) ご意見・ご質問

住民の皆様からのご意見・ご質問をお寄せいただくページで、インターネットを通じて事務局まで送信されます。

(10) リンク集

総務省「合併相談コーナー」、長野県「地域の明日をともにみつめて」、1市1町3村のホームページ、長野市・豊野町任意合併協議会及び長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村任意合併協議会のホームページへリンクをはり、様々な情報を取得できるようにしました。

住民の皆様にごできるだけ早く情報発信できるよう、今後さらに充実を図っていきます。